

令和元年度 情報信託機能活用促進事業 実証事業事例集

事例No.1 情報信託機能を活用した事業(ヘルスケア、金融、IoT分野)

(代表事業者: 一般社団法人美園タウンマネジメント)

事例No.2 地域ヘルスケア情報信託基盤事業

(代表事業者: 日本医師会ORCA管理機構株式会社)

事例No.3 ヘルスケア型情報銀行のビジネスモデルの構築と普及促進

(代表事業者: 株式会社マイデータ・インテリジェンス)

事例No.4 情報信託機能を活用した離島地域における人材マッチング事業(離島×旅×複業推進プロジェクト)

(代表事業者: 株式会社JTB)

一般社団法人美園タウンマネジメント 実施事業【情報信託機能を活用した事業(ヘルスケア、金融、IoT)分野】

1. 事業の全体像

実施者	一般社団法人美園タウンマネジメント、筑波大学大学院、慶応義塾大学、工学院大学、東京電機大学、イオン株式会社、イオンリテール株式会社、イオンクレジットサービス株式会社、ウエルシア薬局株式会社、株式会社タニタヘルスリンク、SOMPOひまわり生命保険株式会社、シルタス株式会社、株式会社ジャパンヘルスケア、日本アイ・ビー・エム株式会社、ソフトバンク株式会社、一般社団法人おもてなしICT協議会、さいたま市、美園タウンマネジメント協会、株式会社シード・プランニング
対象分野	ヘルスケア、金融、IoT
実施地域	埼玉県さいたま市美園地区(市先導的まちづくり重点地区)

事業概要

さいたま市が理想とする都市の縮図の実現に取り組む美園地区において市民100名の体組成データ、活動量データ、血液データ等のヘルスケアデータおよびWAONカード・クレジットカードによる購買データ、スマートホーム等からの住環境データなど、ネット上では取得できない「リアルなパーソナルデータ」を取得することで、更なる情報価値の向上を図り、需要開拓や新商品開発につなげ、市民のQOL向上、新たな収益モデルの構築、及びパーソナルデータの経済的価値の形成を図る。なお、自治体が積極的に関与することで、パーソナルデータ提供者の「不安」を「安心」へと変容していくとともに、広く市民が継続して参加できるモデルを構築する。

2019年度
「ミソノ・データ・ミライ」
プロジェクト
～パーソナルデータ利活用実証事業～

限定
100名
10/14
抽選申込み
〆切

参加者募集中!

体組成・活動量・血液データ等の健康関連データや、WAONカード・クレジットカードの購買履歴等のパーソナルデータ(個人データ)を提供いただき、そして取得したパーソナルデータの分析・利活用を通じて、一人ひとりに最適な生活提案等を行う実証実験に参加いただく方を募集します!!

実験プログラム例①
参加者に高機能化する【最新型スマートウォッチ】「スマートウォッチ」を専用アプリと共に使用。
アプリの収集データや体組成データ等を分析・活用し、イオン系和食店内「ヘルステーション」等で健康アドバイスを実施!!

実験プログラム例②
事業開始時に行う「健康測定会(健康診断)」にて、「ヘモグロビン測定」を実施。
数値に応じて、セミナー開催を通じた食改善等の指導・提案を行い、事業終了時に改善効果を評価・検証いたします!!

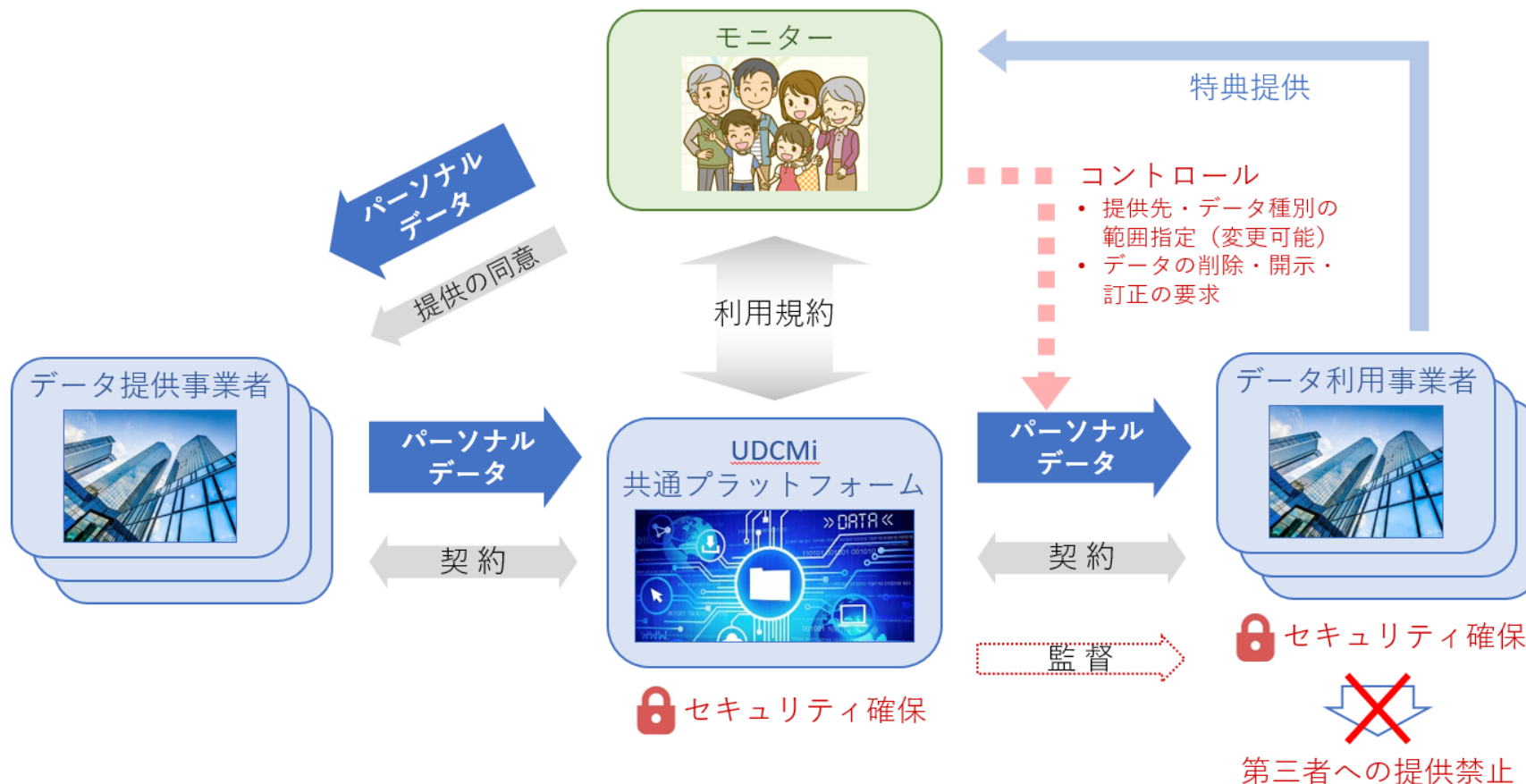
画面もご確認のうえ、プログラム詳細や申込みは右記Webページ(QRコード)へ! →

主 催: 美園タウンマネジメント協会
企画運営: 慶応義塾大学、工学院大学、東京電機大学、イオン株式会社、イオンリテール株式会社、イオンクレジットサービス株式会社、ウエルシア薬局株式会社、ジャパンヘルスケア株式会社、シルタス株式会社、SOMPOひまわり生命保険株式会社、タニタヘルスリンク株式会社、日本アイ・ビー・エム株式会社、ソフトバンク株式会社、(一社)おもてなしICT協議会、さいたま市、(一社)美園タウンマネジメント、(一社)シード・プランニング
協 賛: 筑波大学大学院

【全体概要図、契約等の関係者間ルールの内容】

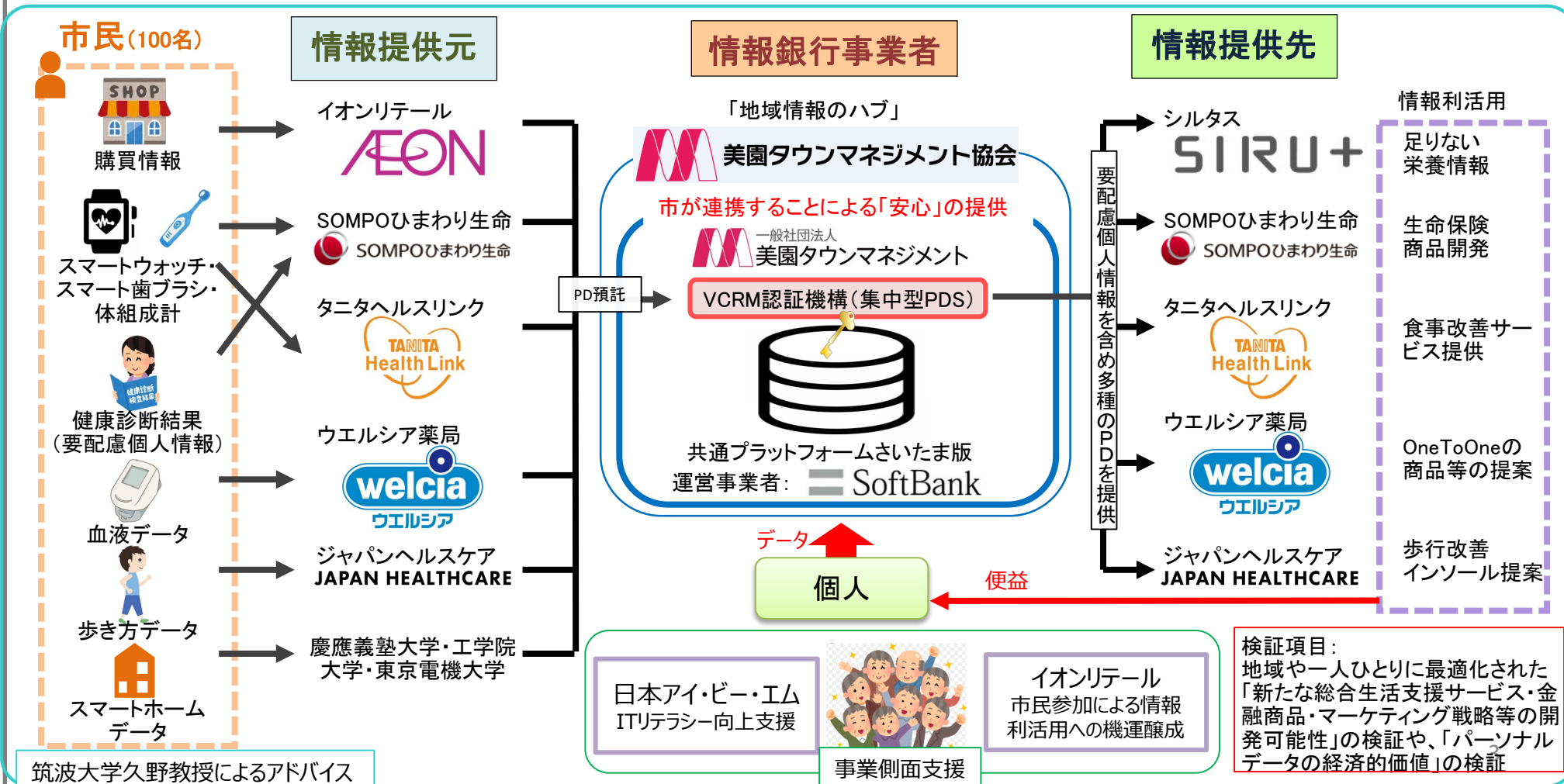
平成30年度事業で整備した「UDCMi 共通プラットフォームさいたま版」利用規約（モニター向け、データ利用事業者向け、データ提供事業者向け）について、取得情報の多様化、深化により新たに取得する要配慮個人情報の取扱いについて検討、反映し、内容を弁護士に再確認し本事業に用いている。第1回健康測定会当日会場で、モニター向け利用規約を配布・説明の上、自署記名いただき回収した。

UDCMi共通プラットフォームさいたま版 全体イメージ



2. データの流通・受け渡し方法

【データの流通(提供元・情報銀行・提供先)、流通するデータの詳細に関する概要図】



3. 実施体制・それぞれの実施内容

分類	主体名(個社名)、実施内容(取得データ、提供データを含む)・役割
個人	<ul style="list-style-type: none"> ◆募集条件(以下の条件を満たす者を対象として、100名を募集した。) ✓ さいたま市美園地区周辺に在住もしくは在勤の20歳以上の方 ✓ Webサイト上の応募フォームから参加抽選申込みができ、連絡の取れる個人用E-mailアドレスをお持ちの方 ✓ スマートフォンまたはタブレット端末を日常的に利用している方 ✓ 健康診断結果(受診日から1年以内)のコピーをご提出いただけ、かつ本実証実験の開始時/終了時に行う健康測定会に全回参加できる方 ✓ 本実証実験の趣旨を理解し、配布される健康機器やスマートフォンアプリを日常的に利用し、アンケート調査等に協力いただける方
情報銀行	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「共通プラットフォームさいたま版」はすでに稼働しており、一般社団法人美園タウンマネジメントが提供する。共通プラットフォームの運営事業者はソフトバンク株式会社が担う。 ✓ 基本機能としては、情報提供者(個人、サービス利用者)が指定データを指定したサービス事業者にのみ開示許可し、その他サービス事業者はデータ利用制限をする機能である「VCRM(Vender Consumer Relationship Management)認証機構」を保有している。
情報提供元 (右記の情報を 情報銀行に提供)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ イオンリテール株式会社は、WAON、クレジット購買情報を提供している。 ✓ SOMPOひまわり生命保険株式会社は、健康測定会で提出いただいた定期健康診断結果(任意提出)をはじめ、測定デバイスから取得できる歯磨き状況やウェアラブル端末から得られる睡眠データおよび認知機能測定結果などを提供している。 ✓ 株式会社タニタヘルスリンクは、活動量計や体組成計等の測定デバイスを通じて取得した、体脂肪率、筋肉量等の体組成、活動量データ等の身体データを提供している。 ✓ ウエルシア薬局株式会社は、健康測定会で「近赤外分光画像計測法によるヘモグロビン推測値測定計」を用いて取得した非侵襲的方法による血中ヘモグロビン量の推定値や、握力、骨強度、血管年齢等の身体データを提供している。 ✓ 株式会社ジャパンヘルスケアは、歩行情報など生活データを取得し、提供している。 ✓ 慶応義塾大学・工学院大学・東京電機大学は、美園地区のスマートホーム等から、室温・湿度などの住環境データを取得し、状況に応じてアラートを発信して、住宅環境の向上に取り組む。旧来の木造住宅のデータとの比較として、住宅構造や室温と、家族の健康状態との関連性などを検証し、今後 その検証データを情報銀行に提供することを想定している。
提供先第三者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ シルタス株式会社は、イオンリテール株式会社が提供したWAONやクレジット購買情報を用いて、日々の買い物データから自動で栄養の偏りを分析して、不足の栄養が補える食材やレシピを提案した。 ✓ SOMPOひまわり生命保険株式会社は、健康診断結果と歩数・睡眠・歯磨き等の日々の活動・生活習慣に関するデータおよび情報銀行から得た購買情報との相関関係・因果関係を分析することで、これらの情報を組み合わせた新たな保険商品(例えば、認知症早期発見サービス、認知症保険などの保険商品)や、病気予防や健康増進につながるヘルケアサービスの開発・検証に活用する計画である。 ✓ 株式会社タニタヘルスリンクは、体組成計からの情報と歩数アプリを活用しながら、パーソナライゼーションによる食事改善サービスを提供するとともに、情報銀行からウェアラブルデバイスで取得した歩数情報も活用して、生活習慣・食生活改善について、管理栄養士より個別指導を第2回健康測定会で行った。 ✓ ウエルシア薬局株式会社は、取得した血中ヘモグロビン量、握力、骨強度、血管年齢等から、パーソナライゼーションによる個人の健康状態にあった商品の紹介と継続購入を促す健康プログラムセミナーを実施した。また、イオンモールでの購買情報を分析してセミナー参加者が、鉄分やたんぱく質を含む商品購入が増加し、セミナー形式の健康訴求でも個人単位での購買行動の変化に影響を与える可能性を発見する等、効果の検証を実施。 ✓ 株式会社ジャパンヘルスケアは、歩行診断データの基づき、歩行改善や靴のインソール(中敷き)等の提案を行った。今後、情報銀行の有する筋肉量や骨強度の情報も活用して、歩行改善提案を充実させる計画である。

4. ユーザーインターフェース(利用者のコントロールABILITY確保のための工夫)

【概要図】

- ✓ 共通プラットフォームさいたま版はすでに稼働しており、一般社団法人美園タウンマネジメントが提供する。共通プラットフォームの運営事業者はソフトバンク株式会社が担う。
- ✓ 共通プラットフォームさいたま版(統合データプラットフォーム)の基本機能としては、情報提供者(個人、サービス利用者)が指定データを指定したサービス事業者にのみ開示許可し、その他サービス事業者はデータ利用制限をする機能である「VCRM(Vender Consumer Relationship Management)認証機構」を保有している。オプトイン・オプトアウト機能について、画面操作の改善に取り組んだ。
- ✓ これは「情報提供者(個人・サービス利用者)」がどのサービス事業者にどのデータの提供を許可するか」と「サービス事業者がどのデータを必要とするか」の相互関係をデータベースに保持するものであり、情報を預託することを前提に個人の関与を可能としている。
- ✓ 今年度の事業では、要配慮情報をふくめ取得情報の深化させるため、平成30年度の実証で構築した「共通プラットフォームさいたま版」のセキュリティ強化に向け、システム改修、基盤整備に取り組むとともに、ユーザーインターフェース(UI)の改善に取り組んだ。

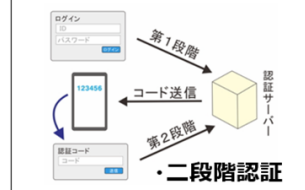
ユーザーインターフェース



セキュリティ向上



認証システム



ユーザーログインからサービス画面へ



データ入力方式



データ解析方法



- 【参考】実装済みの構成要素
- ・Web診断(定期的の実施)
 - ・SSL接続&証明書
 - ・WAF(Web Application Firewall)の導入

オプトイン・オプトアウト機能

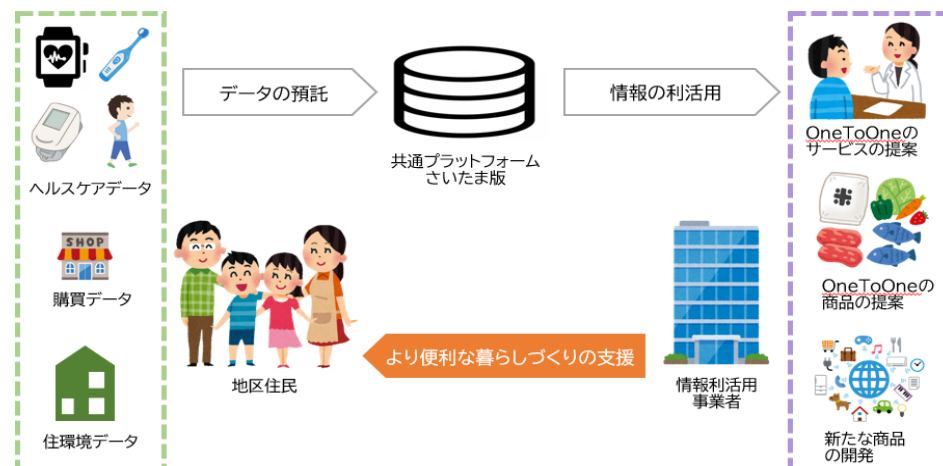


5. ビジネスモデル(将来イメージ)

ビジネスモデル
の特徴

- 「データを預ける個人(地域住民)」「UDCMi共通プラットフォームさいたま版」「情報を活用する企業」のそれぞれが、Win-Winのビジネスモデルの構築すること。
- 情報利活用による短期的な利用者への便益の提供にとどまらず「まちづくり」の観点による、住民・企業・自治体の3者が「パーソナルデータの経済的価値」を享受できることを目指す。

【ビジネスモデル(イメージ)】



【今後の留意事項】

●理解形成と普及促進

本事業を通じて、パーソナルデータ提供者の「不安」を、「安心」へと変容していくとともに広く市民が継続して参加できるモデルを構築することが残された課題と言える。

●「まちづくり」の観点による中長期的な継続的な取り組み

企業が、ハレーションを恐れて、「自社で個人情報・パーソナルデータを利活用したビジネスを展開していると思われたくない」という考えがあるのは、課題であり、今後、国も含めて、『パーソナルデータを利活用していくことが当然であり、結果として、安全に広く国民が便益を得られる。』という大きな視点が求められる。

パーソナルデータの経済的価値の創出をどのようにしていくのかについて、今年度だけでなく、中長期的な視点での継続的な取り組みが課題と考える。

5. ビジネスモデル(将来イメージ)

実装化に向けた事業展開施策計画概要

- ▶ パーソナルデータを収集するためのインセンティブとして、下記の事業により得た収益等を原資として、地域マネー、地域ポイントとして還元する。また、プラットフォームの運用コストの軽減や、データの価値を向上させるため、他の自治体とも連携して事業展開を進める。

【2020年度より実装に向けた事業展開施策計画(案)】

1 データブローカーサービス

これまで、GAFGAが得られていないリアルなパーソナルデータ等のデータを収集し、マーケティングなどに有用な形に分析や加工をしたうえで中小企業を中心にデータを販売する。

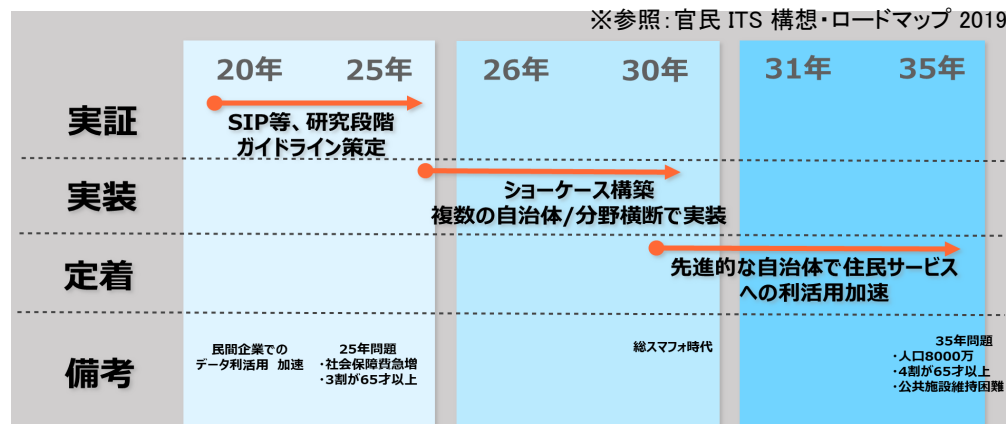
2 パーソナル情報配信サービス

パーソナルデータを管理・保管するとともに、個人にとって有用な情報サービスを提供する。例えば、対象者専用の健康向上における生活アドバイスや商品提案、スポーツのトレーニング指導など。

3 データコンサルティングサービス

企業は、通常業務ではパーソナルデータを得ることはできないことから、パーソナルデータから得られた情報を提供し、その企業でのデータ活用法を提案することで、新事業の創出や事業の効率化に向けたコンサルティングを実施。

◆中長期計画時間軸イメージ



6. アンケート等を通じて得られた利用者の反応(情報信託機能の利用にあたってのメリットや課題等)

✓ 第1回健康測定会参加者アンケートに対して、参加者100名のうち74名が回答。健康意識の高い人たちのモニタリングと言える。

①参加者の95.7%が毎年健康診断を受診しており、また参加者の約7割が普段から体重や歩数など何らかの健康情報を計測しているなど健康意識が高い。

②企業等に対する健康診断結果のデータ提供に関して、参加者の71.6%が「身体状態を専門的に解説アドバイスがもらえる」なら提供して良いと考え、54.1%が「体調に合わせた食品・製品・健康サービスの紹介」や「電子マネーやポイントがもらえる」なら提供して良いと考えている。

③健康診断結果のデータ提供の対価としては、25.7%が「1,000円～3,000円未満」、24.3%が「500円～1,000円未満」と回答。

✓ 第2回健康測定会参加者へのアンケートでは、「事業全体に関して」の項目を追加して実施した。以下ポイントを報告する。

■ 実証事業に参加して、自身の健康増進に役立ったか？

「非常に役立った」(51.3%)「少し役立った」(38.2%)と90%近い方が役に立ったと回答。

■ 企業等に自身の健康情報や購買情報を提供することへの不安は？

「非常にあった」(9.2%)「少しあった」(23.7%)と約3分の1の方が、不安をいただいていた。次の重要視する要素が不安解消への項目と言える。

■ 企業等にご自身の健康情報や購買情報を提供する際に重視する要素を項目別に確認した。(単位:%)

項目	非常に重要	まあ重要	合計
(1)個人が特定されないよう匿名化されていること(匿名化加工の徹底)	67.1	19.7	86.8
(2)情報提供先の事業者のセキュリティレベルが高いこと(情報管理の厳正化)	75.0	19.7	94.7
(3)自分の情報が、誰(どの事業者)に提供されるのかが明確であること	67.1	22.4	89.5
(4)個人情報を提供する際に、参加と辞退の仕組みが明確であること	63.2	27.6	90.8
(5)自分の健康管理等に役立つなど情報の利活用の目的が明確であること	68.4	22.4	90.8
(6)情報提供に対する対価(ポイント等)があること	34.2	39.5	73.7
(7)個人情報を情報銀行などの事業者が管理する仕組みが確立されていること	52.6	27.6	80.2
(8)地方自治体が事業に参加していること	31.6	35.5	67.1

■ 提供する情報の対価について？(今回のプロジェクトでは、無償で健康測定会での健康情報や日常の購買情報をご提供いただきました。今後企業に対して同じように個人に関する情報を提供いただくことがあった際に、対価として金銭を授受するとすれば、いくらであればご提供いただけますか？)

1	0円なら提供してもよい	10	13.2%
2	500円なら提供してもよい	8	10.5%
3	501円～1,000円なら提供してもよい	8	10.5%
4	1,001円～3,000円なら提供してもよい	10	13.2%
5	3,001円～5,000円なら提供してもよい	4	5.3%
6	5,001円～10,000円なら提供してもよい	9	11.8%
7	10,001円～でも提供したい	4	5.3%
8	今後はそのような情報を提供したくない	1	1.3%
9	わからない	22	28.9%
	全体	76	100.0%

実証事業開始時(10月)と第2回健康測定会以降(2月)の2回実施したアンケート調査において、以下同じ項目の調査における参加者の主な意識や行動の変化を報告する。

- * 参加者の95.9%が毎年健康診断を受診しており、また参加者の75.7%が普段から体重や歩数など何らかの健康情報を計測しているなど健康意識が高い方々のモニタリングである。
- * 「事業を通じた利用者の行動変容について」アンケート結果から、確認するには、1回目(n:74)と2回目(n:76)の両方のアンケートに回答いただいた方(n:61)で、同じ質問についての回答を比較。

①食習慣について

- ・朝食を抜くことが週3回以上ありますか？
⇒「はい」(第1回:16.4%→第2回:13.1%)、「いいえ」(第1回:83.6%→第2回:86.9%)
- ・食事はいつも満腹まで食べますか？
⇒「はい」(第1回:49.2%→第2回:37.7%)、「いいえ」(第1回:50.8%→第2回:62.3%)

②運動習慣について

- ・1日1時間以上、歩行又は同等の身体活動(7,000~8,000歩程度/日)の実施状況
⇒「はい」(第1回:55.7%→第2回:72.1%)、「いいえ」(第1回:44.3%→第2回:27.9%)
- ・1日1回10分以上を連続して歩くことがどの程度ありますか？
⇒「ほぼ毎日」(第1回:63.9%→第2回:65.6%)、「時々」(第1回:29.5%→第2回:32.8%)

③買い物習慣について

- ・食品を購入する際に栄養バランスを考えて買い物をしていますか？
⇒「はい」(第1回:65.6%→第2回:68.9%)、「いいえ」(第1回:34.4%→第2回:31.1%)
- ・食品を購入する際に気にしていること(MA)
⇒上位4位「減塩」(34.4%→50.8%)、「疲労回復」(31.1%→32.8%)、「筋肉をつける」(24.6%→29.5%)、「ダイエット」(21.3%→24.6%)

7. 実装に向けた課題と対応策

(1) 認定指針に関する課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<p>●事業者の適格性 (情報提供先にはISMS/プライバシーマークを有さないスタートアップ企業が含まれる)</p>	<p>✓情報処理推進機構の「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」に基づく情報セキュリティ対策が行われていることを、要件とした。</p>

◆利用規約(モニター向け)第7条(許諾データの提供)

当法人は、次のいずれかの条件にしたがって、データ利用事業者を選定します。

(1) プライバシーマークまたはISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を受けていること

(2) 前号の認証を受けていない場合には、独立行政法人情報処理推進機構の「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」に基づく情報セキュリティ対策が行われていること

7. 実装に向けた課題と対応策

(2) 情報信託機能を含むビジネスモデルに関する課題と対応策(情報への対価の考え方、整理すべき論点含む)

「データを預ける個人(地域住民)」「UDCMi共通プラットフォームさいたま版」・「情報を活用する企業」のそれぞれが、Win-Winのビジネスモデルの構築すること。

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> ● パーソナルデータの値付けについて明確な基準がない 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人が「UDCMi 共通プラットフォームさいたま版」に情報管理を委託し、その情報を企業に手数料をいただいて提供。企業はその情報を活用し、需要開拓や新商品開発などに活用する。「UDCMi 共通プラットフォームさいたま版」は、情報を提供した個人に対価を支払う。 ✓ データの値付けについて、参加事業者からは以下のような意見があった。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 値付けは大変難しく、データ単体の価値というよりそのデータ活用後に創出されるビジネスによる判断を行う必要がある 2) データ提供者にとってのデータの価値とデータ利活用者にとってのデータの価値とのバランスによって決める。以下3点の観点から値付を行うことが有効。 <ul style="list-style-type: none"> ・市場でデータの取引がされている場合、市場で値付けられている値段と整合するように値付けを行う。 ・個人がデータを提供する負担の大きさに比例して高くする。(生産費用の観点) ・データの重要度に応じて高くする。(要配慮情報に分類されるデータはそれ以外のデータと比較して高くする。)
<ul style="list-style-type: none"> ● 企業が、情報銀行(共通プラットフォーム)にデータを預けることの課題や情報銀行にあるデータを活用することについて、各企業が取得できる単体データと、情報銀行のデータの組合せにより、どのような相乗効果が生まれるかが明確でなく、企業において活用しきれないという課題があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各企業が取得できる単体データの経年蓄積と、情報銀行のデータの組合せにより、相乗効果を生み、より大きな価値を生むことについて、より多様なケースについて検証を行う必要がある。 ✓ 安全性だけでなく、参加者が預けてもよいと思ってもらえるメリットを明確にする。 ✓ 健康情報に基づいて、どういった介入や提案を行うとユーザーの満足度や健康面に良いか仮説の継続的検証を行う必要がある。 ✓ 参加事業者の意見として、現状、プラットフォームに蓄積したパーソナルデータは最終的に各社毎で分析し利用者へサービスを提供していく仕組みになっている。企業側としては、どのようにデータを分析しサービスを提供するのかといったところの壁や負荷があり、参加者としては各社毎のサービスがバラバラに届いてしまい適正な情報が提供されない状況になってしまう。情報銀行、あるいはプラットフォームで、収集データから趣味趣向などを分析、将来の疾病予測や各企業が提供するプログラムのリコメンドする機能等を実装し、それを参加企業に提供することで、新たな収益モデルの構築が可能である。 ✓ データの経済価値に対する検証とビジネスモデル、ユースケースに関する検討を行うことが重要である。 データ利活用事業者は、自社のデータと他のデータを組み合わせる事で、どのような価値があり利用者の購買意識を満足させるのかという検証を踏まえううえで、データ提供元を選定し事業策定を実施するが、現状はデータ提供元の情報をベースにデータ利活用を検討しているため、データの経済価値との祖語が発生する。

(3) 要配慮個人情報の取扱いに関する課題と対応策・工夫等(専門家からのアドバイスを踏まえた対策含む)

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮情報の管理の徹底 (健康診断結果、既往症、血液情報など) 情報取得前、取得時、管理時における留意点 	<p><SOMPOひまわり生命株式会社の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報取得前 取得しようとしている情報が、保険業法施行規則53条10項に記載の「当該業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的」および当社の個人情報保護宣言に記載の「健康状態・疾病等のセンシティブ情報(要配慮情報も含む)を取得できるケース」に合致するか確認する。モニター向け利用規約へ記載。内容説明と同意確認を行う。 ● 個人情報取得時 <ul style="list-style-type: none"> ・誰からいつ受け取ったのか、取得状況を記録する。 ・電子媒体、紙媒体にかかわらず、氏名や生年月日等、個人が特定できる情報をハッシュ化またはマスキングし復元できないようにする。 ● 個人情報管理時 <ul style="list-style-type: none"> ・個人データ管理台帳を作成し、取得日時、保管場所、保管期限を記録する。 ・電子媒体の場合は、パスワードを設定し、暗号化したうえでセキュアな保管体制が確保されているサーバーに保管する。 ・紙媒体の場合は、施錠可能な場所に保管する
<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮個人情報の軽重に係る取扱いの差について (本人同意が得られているという前提) 	<p>【1】の情報をビジネスとして活かすためには、【2】の情報はほぼ必須になると考える。</p> <p>【1】軽い情報に入ると考えられる条項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 歩数計やスマホ・腕時計型歩数計からの歩数に関する情報 ② 体組成計からの体重・筋肉率・体脂肪率 ③ ライフスタイル・嗜好・周辺環境・移動手段等のアンケートデータ ④ センサーから得られる睡眠時間・睡眠状態などの情報 ⑤ 食料品などの購買情報 <p>【2】要配慮情報であるが、利用できる環境整備が必要と考える条項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特定検診のライフスタイル調査データ ② 特定健診のデータ ③ フレイル検診のデータ ④ 認知症チェックのデータ(認知症ではない方のみのデータが活用可能)

◆個人情報保護宣言(5.センシティブ情報の取扱い)に記載の「健康状態・疾病等のセンシティブ情報(要配慮情報も含む)を取得できるケース」とは、以下の内容である。

- (1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2) 相続手続きを伴う保険金支払い事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (3) 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (4) 法令に基づく場合
- (5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (6) 公衆衛生向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (7) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(4) その他の課題と対応策(テーマ固有に設定した課題を含む)

利用者に対する健康のアドバイスの正確性を担保するためにどのような工夫をしているか？

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> ● 効果を得る工夫について 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一般的なヘルスケアについては、アプリで日々の食事や体組成データ、活動量データの管理・分析を行うことで、個人ごとの健康向上に向けたアドバイスを自動配信するとともに、リアル店舗等において、管理栄養士が、パーソナルデータに基づき、目標設定やアドバイスを対面で実施している。 ✓ 将来的には、特に、特定保健指導を要すると認められる個人に対しては、特定保健指導者とスマホでの遠隔面談を実施することなど、継続して支援できる体制を構築することを検討する。 ✓ また、スポーツ分野に関しては、食事や体組成データ、活動データに加えて、フォームや、怪我等のデータを蓄積し、指導者がデータに基づく指導を可能とするシステムを構築することや、野球肘など、気づきがない怪我等に対して、アプリ上で、第一次評価を実施し、疑わしい場合は、アプリの診断結果、蓄積されたデータが紹介状となる仕組みを導入するなど、病院、医院といったリアルとの結合も構築する。

(4) その他の課題と対応策(テーマ固有に設定した課題を含む)

本事業は、複数のパーソナルデータを組み合わせて利活用する情報信託機能の社会実装を目的として、地域や一人ひとりに最適化された「新たな総合生活支援サービス・金融商品・マーケティング戦略等の開発可能性」の検証や、「パーソナルデータの経済的価値」の検証を行った。昨年度の実証を踏まえ、以下の課題を設定し、対応等に取り組んだ。

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
● 無関心層の取込み	✓ さいたま市として市民への積極的な情報発信 高齢者に限らず、30代、40代で約50%を占め、子育て世代の参加が得られた。
● 不安感の解消と効果検証	✓ 利用規約の説明と要配慮情報の個別管理の徹底 健康測定会参加者IDを発行し、匿名化管理(MDM(MisonoDataMirai)-001…)
● セキュリティ確保	✓ 「共通プラットフォームさいたま版」のシステム改修
● パーソナライゼーション ・新たな保険商品等の提案による需要開拓、 マネタイズの可能性の検証。 ・パーソナライゼーションによる新たなマーケティング 戦略や新商品の開発可能性の検証	✓ パーソナルデータの提供者に対するインセンティブの強化 ・One To Oneの商品情報の提供 ・生活習慣、食生活改善への提案による「お役立ち」の提供 ・パーソナルデータの経済的価値の検証。 ✓ 情報を受け取り活用する事業者各社により展開(下表参照)。

情報を受け取り活用する事業者	利用者への便益付与の内容
シルタス株式会社	WAONやクレジットカードによる購買情報など決済情報をアプリに連携することで、日々の買い物データから自動で栄養の偏りを分析して、不足の栄養が補える食材やレシピを提案している。
ウエルシア薬局株式会社	血中ヘモグロビン量や握力などの測定結果に基づき、看護師・栄養士・薬剤師などが今後の生活についてアドバイスを行った。
株式会社タニタヘルスリンク	食事管理アプリを活用しながら、パーソナライゼーションによる食事改善サービスを提供するとともに、管理栄養士による生活習慣・食生活改善の個別指導を行っている。
SOMPOひまわり生命株式会社	パーソナル情報の分析により、病気予防や健康増進につながるヘルケアサービスはじめ、新たな保険商品(例えば、認知症早期発見サービス、認知症保険などの保険商品)の開発・検証に活用している。
株式会社ジャパンヘルスケア	歩行診断データの基づき、歩行改善や靴のインソール(中敷き)等の提案を行った。

(4) その他の課題と対応策(テーマ固有に設定した課題を含む)

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> ● 生活者が情報銀行に情報を預けるための心理的なハードルを下げるための工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 前述8ページのアンケート結果に記載しているが、事業者にパーソナルデータを提供する際に重要と考える項目として「情報提供先の事業者のセキュリティレベルが高いこと(情報管理の厳正化)」はじめ利活用目的の明確化等重要と回答している比率が高い項目に取り組むことが不安解消に繋がると考えられる。このような取り組みをしていることや「利用規約」の内容を、分かりやすいHPや要約資料でPRすることに注力する。 ✓ 情報提供に対する利用者にとっての便益を簡潔に示されること(OneToOneサービス提案、健康相談のアドバイス、割引クーポンの付与など)、さらに、オプトインの手続きが簡素であること(〇分、簡単3ステップで登録完了など)を情報銀行のHPなどで訴求する。 ✓ オプトイン(参加)時に、オプトアウト(辞退)の仕組みが明確であり、その手順が、判りやすいUIとなるよう設計する。
<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の同意に係る負担を軽減し、同意の実効性を高めるための工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「同意疲れ」の背景には、同意時の説明が複雑でわかりにくいという問題と、Webサービスを中心とした同類のサービスが繰り返されており、どんなサービスに同意したのか利用者からすると管理出来ない(同意サービスの一元化、情報管理)という課題がある。そこで以下の対応策の実施を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・前者に置いては同意プロセスの簡素化、明確化などの対応と並行して実効性を高める為にサービス利用時に定期的なアラートを上げる事で理解を促進させる。 ・後者の、同意サービスの一元化、情報管理に関しては、情報信託事業者の認可を受けた事業者は、マイナンバーなどを一意のIDとし会員情報サイトなどにより、利用者が「どのようなWebサービスに申し込み同意しているか」を一覧表にして、閲覧可能な状態に整備する。 ✓ 具体的な実施策として、①コマーシャル、パンフレット配布を積極的に行うなど告知に注力し、認知度向上に努める。②情報銀行のビズケース以外の取り組み(例えば、地域貢献等地元の信用を得るサービス、CSR的要素)を提供する。などを検討する。

(5) その他の工夫点

本事業の側面支援として、以下の取組みも実施した。

- 美園タッチウォーキング(イオンリテール)⇒市民参加による情報利活用への機運醸成
測定会参加者のイオンお買物アプリ登録いただき、「さいたま市みんな健康WAONカード」・「イオンクレジットサービス」の購買履歴等の購買データの提供を実証期間内に3回実施し、市民参加による情報利活用への機運醸成を図る。

健康測定会参加者にお出かけいただくことを促進するため「美園タッチウォーキング」という健幸度向上プログラムを前年度に継承して実施。タッチポイントは、イオンモール(ヘルスステーション、イオンシネマ)では1ポイント、外部(UDCMi、コミュニティセンター、イオンスタイル美園三丁目店)では2ポイント付与している。

- スマホ・タブレット勉強会や健康関連セミナーの実施(日本アイ・ビー・エム)⇒ITリテラシーの向上支援
デジタルデバイドの解消に向けて、スマホ・タブレット・アプリ勉強会や健康セミナーを実施し、コミュニティの活動として継続的に参画していくことの重要性を理解・体感していただくことを目標としている。

- 浦和美園駅でのMIRROR WALK体験会の実施(ジャパンヘルケア)

⇒市民参加による健康度向上への機運醸成

11月2日に浦和美園祭りに合わせて浦和美園駅でMIRROR WALK体験会を実施した。またイオンモール浦和美園でも同様の体験会を実施し、靴への販促と合わせることで商業施設での設置可能性を検証した。いつでも多くの人々がMIRRORWALKを体験できるようにすることで、市民全体の健康度を向上させるポピュレーションアプローチを実践する。

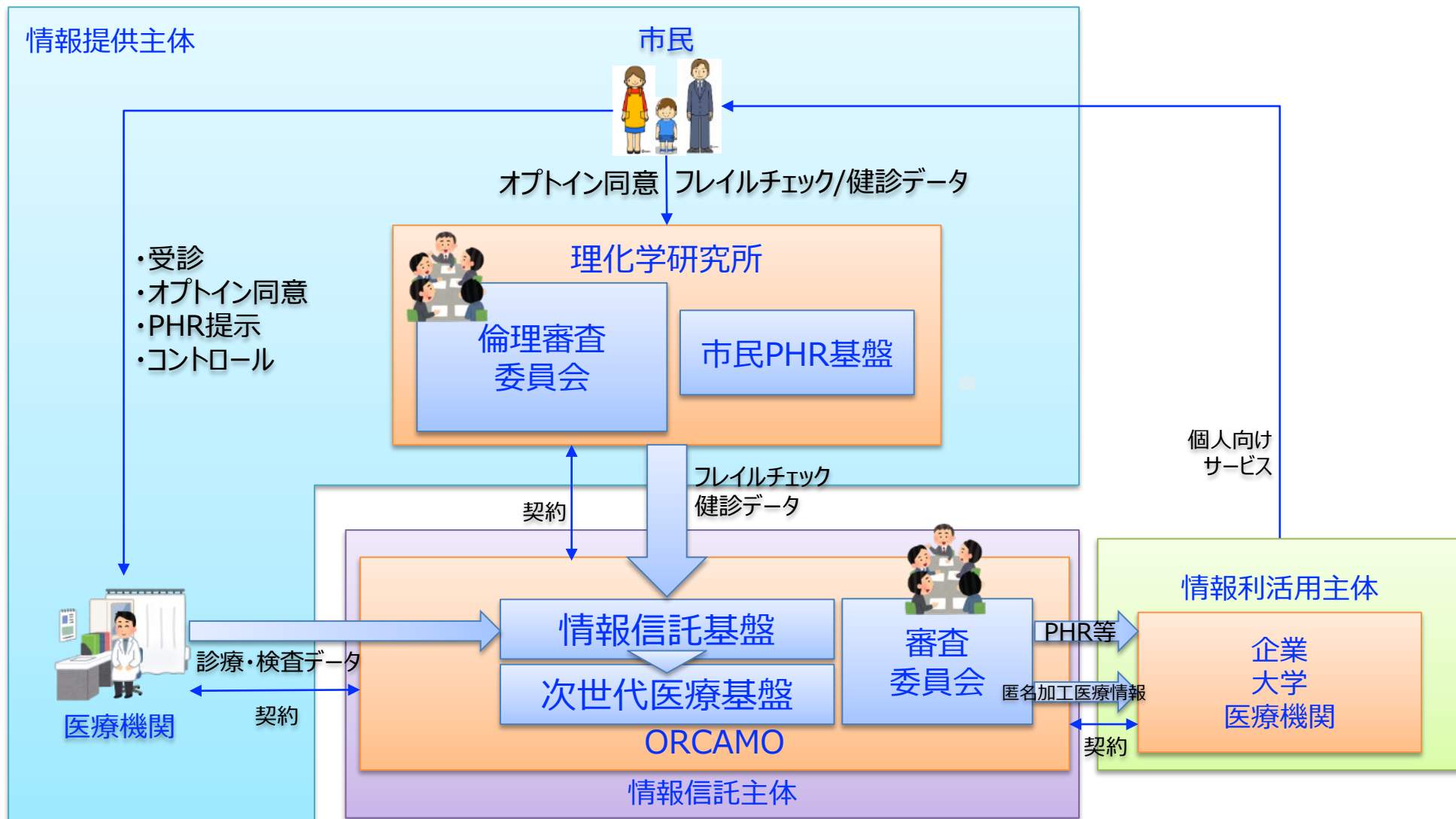


地域ヘルスケア情報信託基盤事業

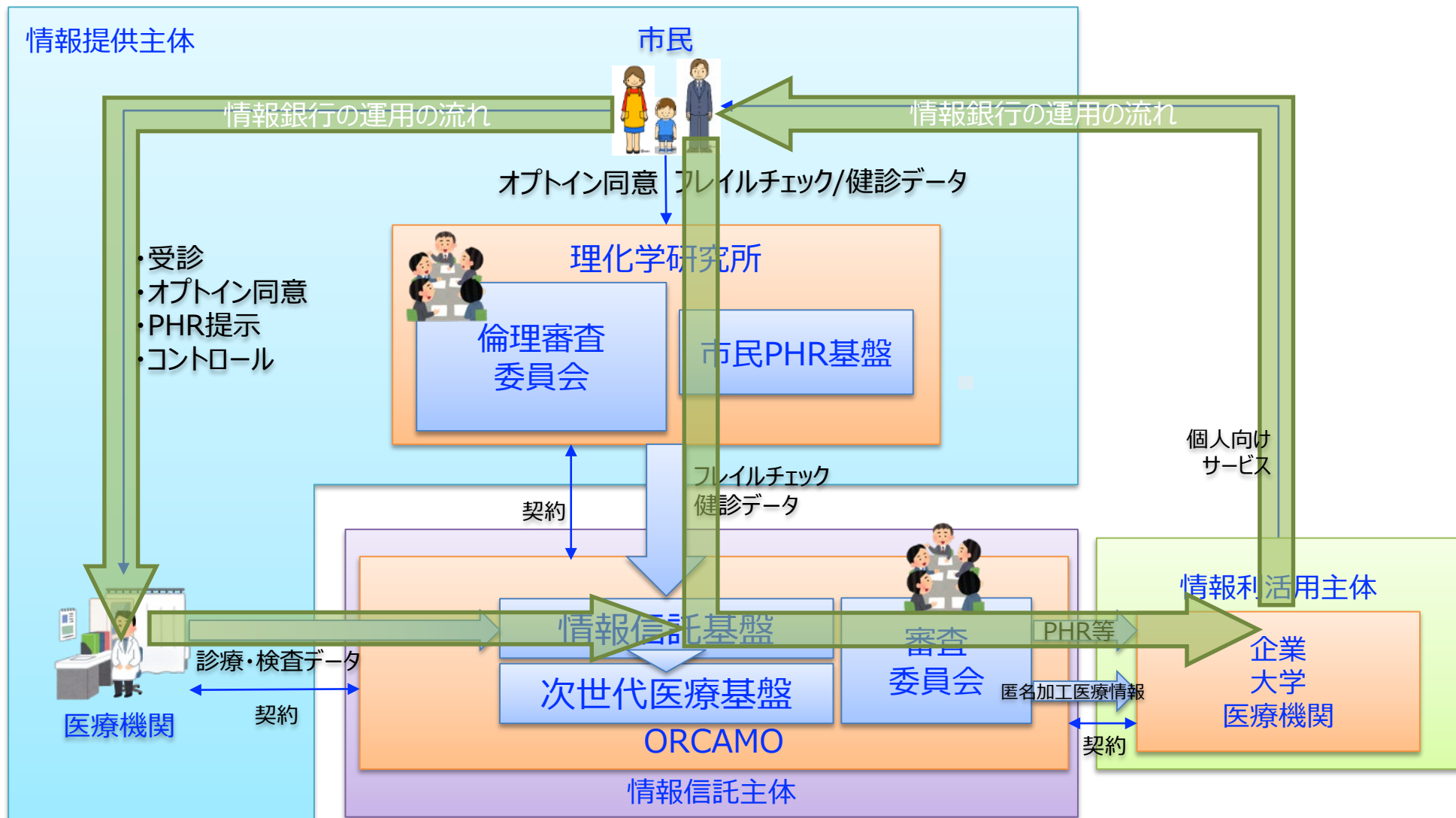
1. 事業の全体像

実施者	日本医師会ORCA管理機構株式会社、NPO法人 関西健康・医療学術連絡会、国立研究開発法人理化学研究所
対象分野	a.ヘルスケア、e.地域、f.IoT
実施地域	神戸市 他
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="319 491 2026 672"> <p>1. <u>要配慮個人情報提供にあたる同意プロセスの明確化</u> 要配慮個人情報を提供する場合の市民に対する説明・同意取得方法(オプトイン・オプトアウトのハイブリッド方式の可能性検証も含む)、自治体や医療機関等における対応方法、想定される同意プロセスのパターンと課題を整理する。</p> <li data-bbox="319 733 2026 872"> <p>2. <u>PHR基盤と生涯保健情報統合基盤(次世代医療基盤法)の連携</u> PHR基盤から連携した要配慮個人情報を情報銀行へと連携・保存する統合のあり方を設計するとともに、その際に生じた課題を整理する。</p> <li data-bbox="319 925 2026 1162"> <p>3. <u>要配慮個人情報の信託機能に求められる要件の明確化、課題の抽出、技術検証</u> 検証中の同意に基づく要配慮個人情報を収集したうえで、情報銀行の2次利用者への提供。一方で情報銀行で収集した顕名情報を名寄せ、匿名加工したうえで次世代医療基盤法の2次利用者へ提供する一連のプロセスにおいて求められる要件の明確化、課題の抽出・検証を行う。</p>

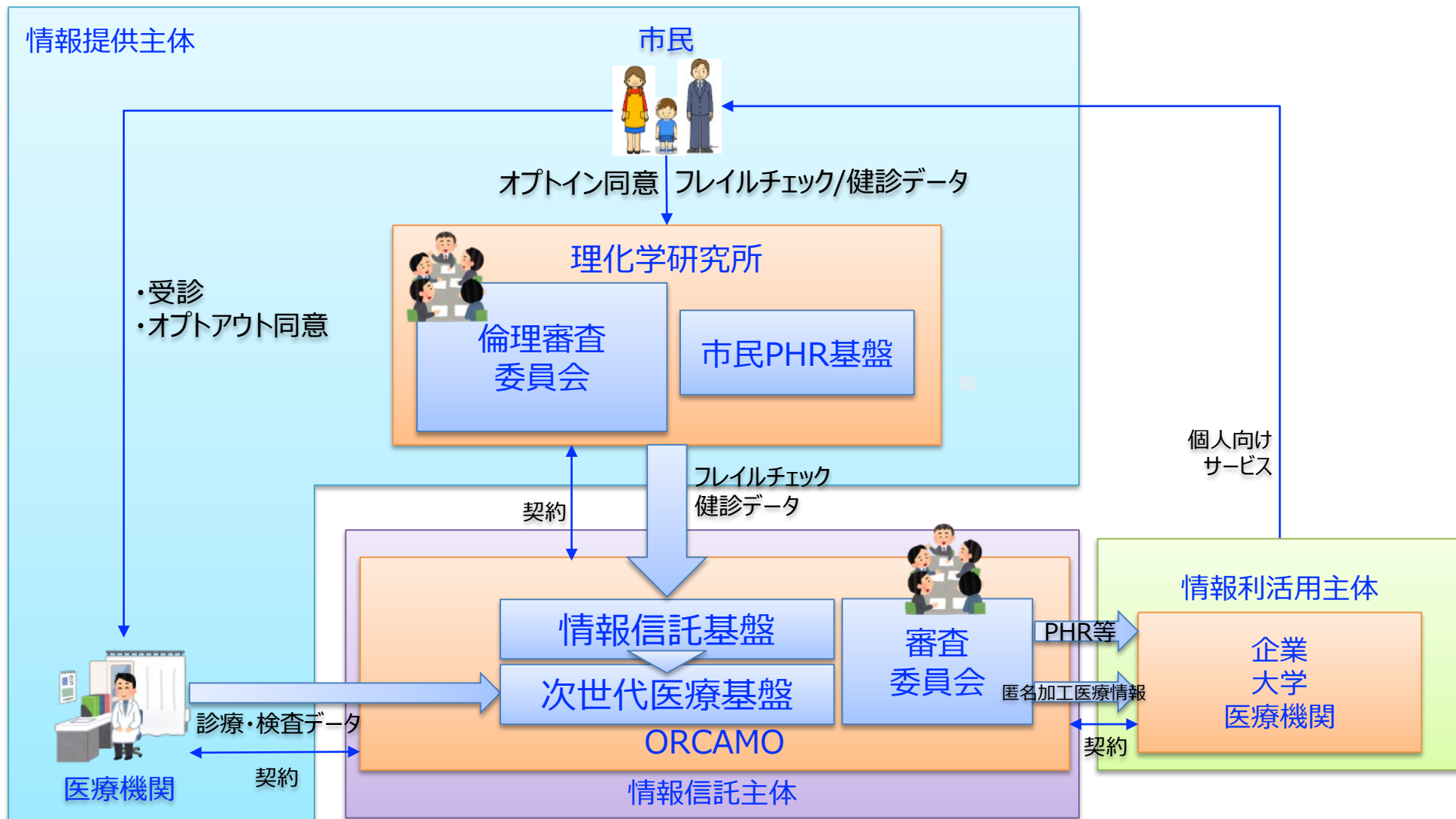
【全体概要図、契約等の関係者間ルールの内容】（医療機関への同意がオプトインの場合）



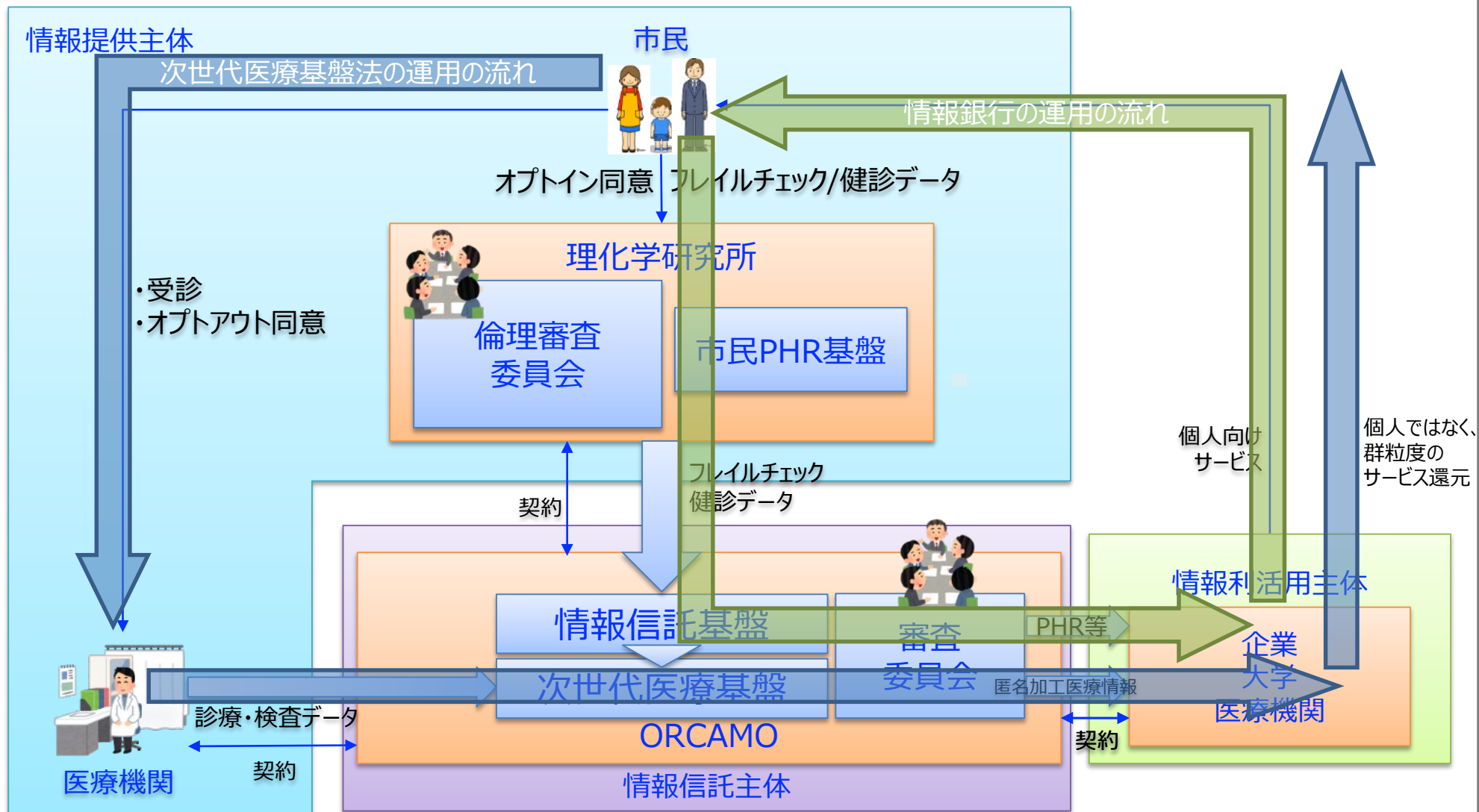
【全体概要図、契約等の関係者間ルールの内容】（医療機関への同意がオプトインの場合）



【全体概要図、契約等の関係者間ルールの内容】（医療機関への同意がオプトアウトの場合）

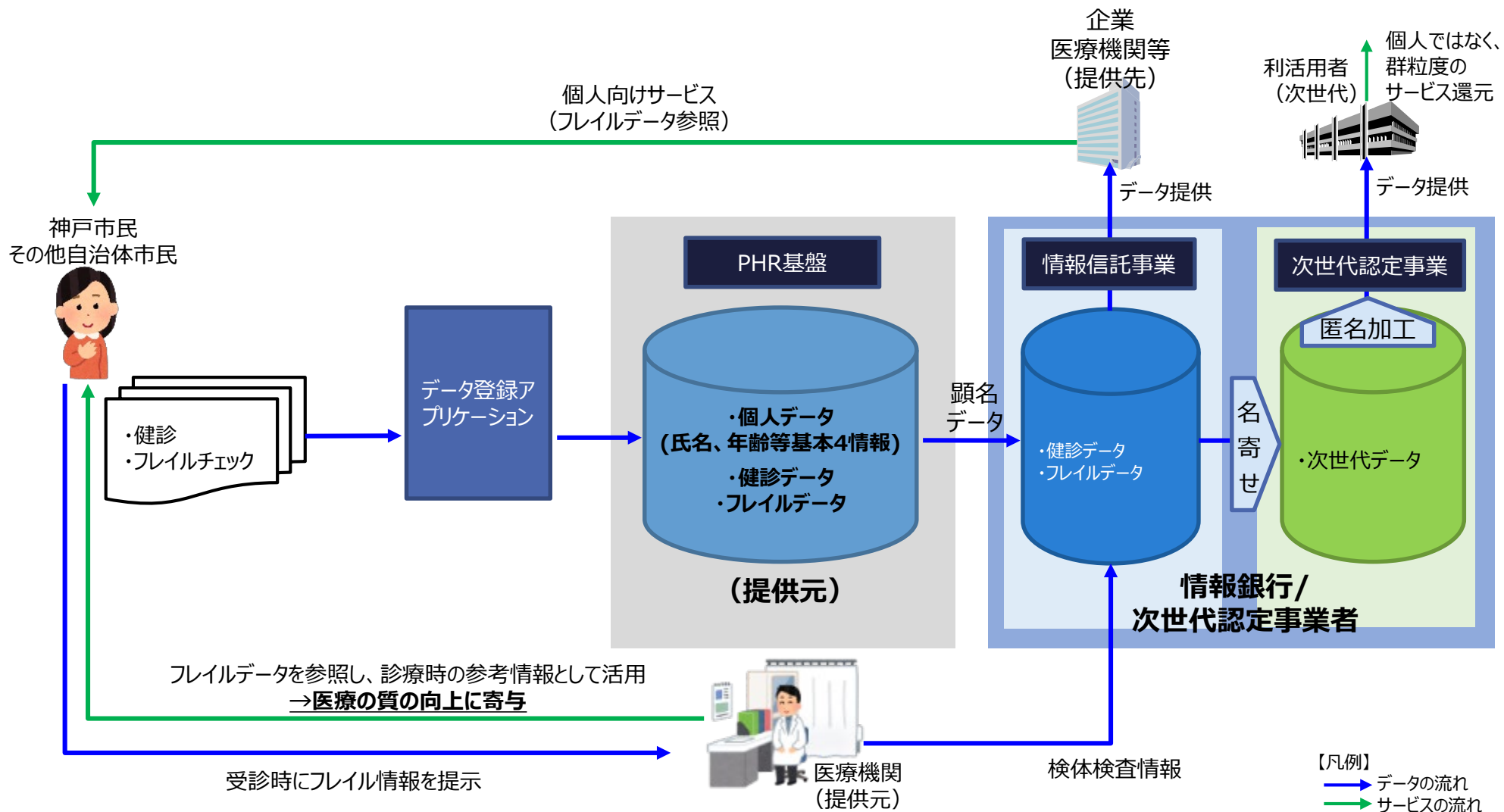


【全体概要図、契約等の関係者間ルールの内容】（医療機関への同意がオプトアウトの場合）



2. データの流通・受け渡し方法

【データの流通（提供元・情報銀行・提供先）、流通するデータの詳細に関する概要図】



3. 実施体制・それぞれの実施内容

分類	主体名(個社名)、実施内容(取得データ、提供データを含む)・役割
個人	<ul style="list-style-type: none"> ■主体名 ✓ 神戸市民、その他自治体市民 ■実施内容・役割 ✓ フレイルチェックデータ、または健診データを提供するための同意 ✓ フレイルチェックデータ、または健診データを提供
情報銀行	<ul style="list-style-type: none"> ■主体名 ✓ 日本医師会ORCA管理機構株式会社 ■実施内容・役割 ✓ 情報提供元である理化学研究所から、要配慮個人情報であるフレイルチェックデータ、または健診データを受領 ✓ 情報銀行の利活用者へフレイルチェックデータ、または健診データを提供 ✓ 医療機関の診療・検査情報を受領 ✓ フレイルチェックデータ、または健診データと診療・検査情報の名寄せ、匿名加工(次世代医療基盤法想定)
情報提供元	<ul style="list-style-type: none"> ■主体名 ✓ 国立研究開発法人理化学研究所 ■実施内容・役割 ✓ 倫理審査委員会(ヒト由来データ(要配慮個人情報)授受に関する審査) ✓ 神戸市民への同意説明、同意取得、 ✓ 神戸市民へフレイル健診受診票・質問票によるデータ取得、健診結果データの取得 ✓ 市民PHR基盤へフレイルチェックデータ、または健診データの登録 ✓ 情報銀行(日本医師会ORCA管理機構株式会社)へフレイルチェックデータ、または健診データの提供
提供先第三者	<ul style="list-style-type: none"> ■主体名 ✓ 神戸市内診療所、株式会社ケーアイエス ■実施内容・役割 ✓ 利用者が個別に登録した医療機関において、アプリに登録された健診情報、フレイルチェック情報、等の情報を参照し、診療時の参考情報として活用(神戸市内診療所) ✓ フレイルチェック、健診情報参照アプリの提供(株式会社ケーアイエス)

4. ユーザーインターフェース(利用者のコントロールABILITY確保のための工夫①)

【概要図】

情報提供先である医療機関画面の登録方法



※PHR情報を医療機関と連携する際、包括的な同意ではなく、
利用者の意思に基づいて個別に連携登録する方式とした。

登録された医療機関において、登録者の健診情報等が参照可能となる
(対面での参照または医療機関専用画面からの参照)

項目(単位)	2016年06月29日	2015年06月28日	2014年06月30日
採血時間 (-)	-	-	-
HDLコレステロール (mg/dL)	65	56	55
中性脂肪 (mg/dL)	171	347	121
空腹時血糖 (mg/dL)	128	120	118
HbA1c (%)	6.5	5.9	5.3
ALT (IU/L)	25	18	16
AST (IU/L)	24	20	18

4. ユーザーインターフェース(利用者のコントロールABILITY確保のための工夫②)

【概要図】

利用者の健診・検査画面の参照方法

The diagram illustrates the user interface for checking health examination and test results. It is divided into three main sections:

- Left Panel (Menu):** Contains navigation options like '自己測定' (Self-measurement), '参加用パスワード発行' (Issue participation password), '検索結果' (Search results), and '健診結果' (Health examination results).
- Top Panel (Health Examination Information):** Labeled '健診情報', it shows a summary of health examination data for February 10, 2017, including height (170.1 cm), weight (79.8 kg), BMI (27.6), and various blood pressure and cholesterol readings.
- Bottom Panel (Test Results):** Labeled '検査情報', it displays a detailed table of test results with columns for item name, value, and update date.

A callout box on the right states: **利用者も自身の情報を参照可能** (Users can also refer to their own information).

健診情報 (Health Examination Information): 2017年02月10日

身長 (cm)	170.1
体重 (kg)	79.8
BMI	27.6
腹囲 (cm)	92.0
収縮期血圧 (1回目) (mmHg)	130
収縮期血圧 (2回目) (mmHg)	-
収縮期血圧 (その他) (mmHg)	-
拡張期血圧 (1回目) (mmHg)	78
拡張期血圧 (2回目) (mmHg)	-
拡張期血圧 (その他) (mmHg)	-
収血時間 (分)	2
HDLコレステロール (mg/dL)	53

検査情報 (Test Results):

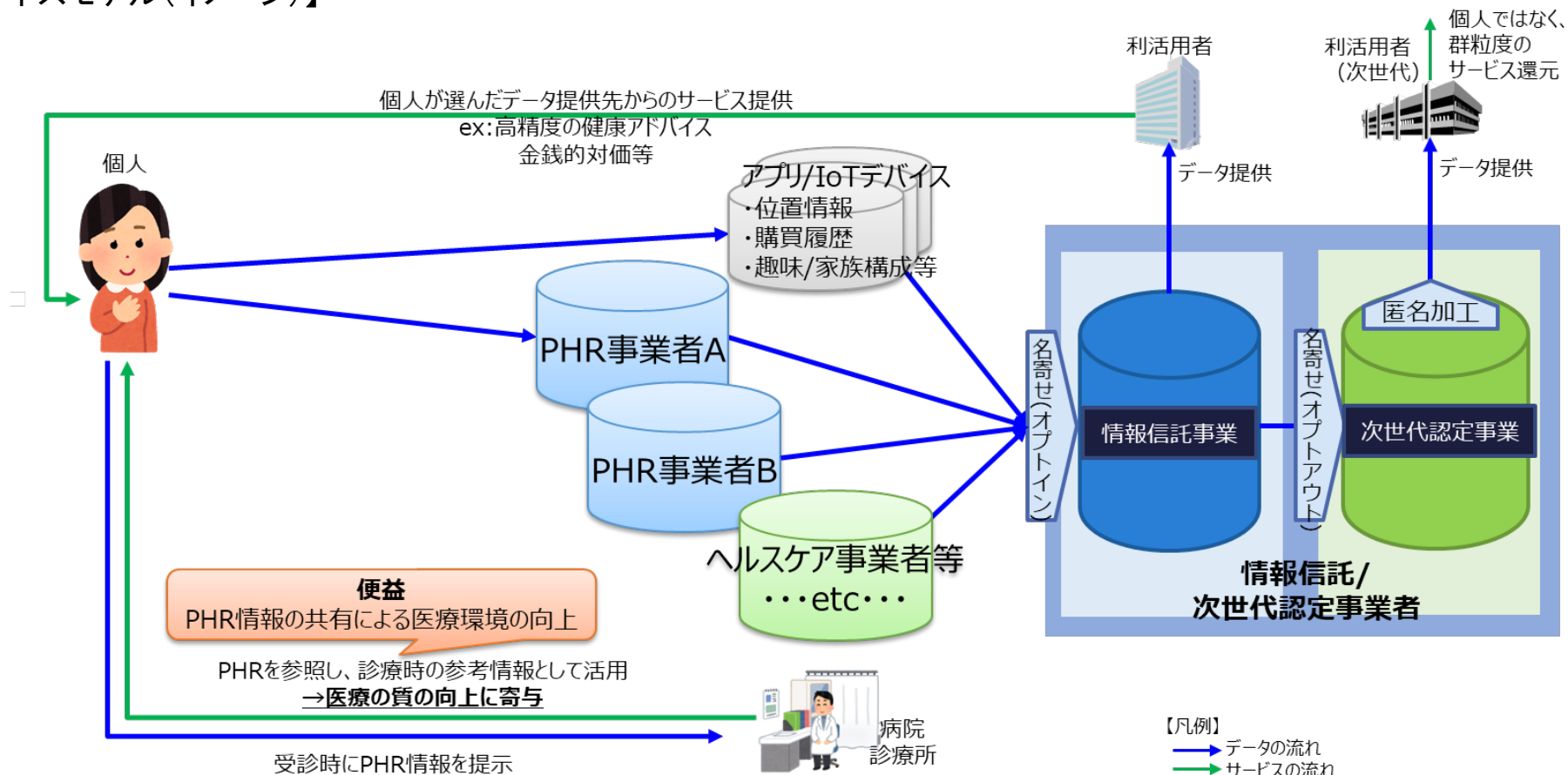
項目	値	更新日
身長	170.1 cm	2017/02/10
体重	79.8 kg	2017/02/10
BMI	27.6	2017/02/10
収縮期血圧	130 mmHg	2017/02/10
拡張期血圧	78 mmHg	2017/02/10
総コレステロール	-	-
HDLコレステロール	57 mg/dL	2019/05/20
non-HDLコレステロール	-	-
LDLコレステロール	89 mg/dL	2019/05/20
中性脂肪	185 mg/dL	2019/05/20
血清クレアチニン	0.87 mg/dL	2019/05/20
eGFR(cre)	65.7	2019/05/20
尿蛋白	-	2017/02/10
喫煙	-	-

5. ビジネスモデル(将来イメージ)

ビジネスモデルの特徴

- 個人のPHRをはじめとする位置情報や購買情報、趣味、家族構成などを、様々な情報提供元から情報信託事業者が名寄せ・集積し、それを利活用者へ提供。データ提供を受けた企業はそのデータを自社サービスに生かすとともに、対価として費用を情報信託事業者へ支払う。データ提供を受けた企業は個人に対してサービスもしくは金銭的対価等を提供する。

【ビジネスモデル(イメージ)】



6. アンケート等を通じて得られた利用者の反応（情報信託機能の利用にあたってのメリットや課題等）

■医療機関ヒアリングでの主なご意見

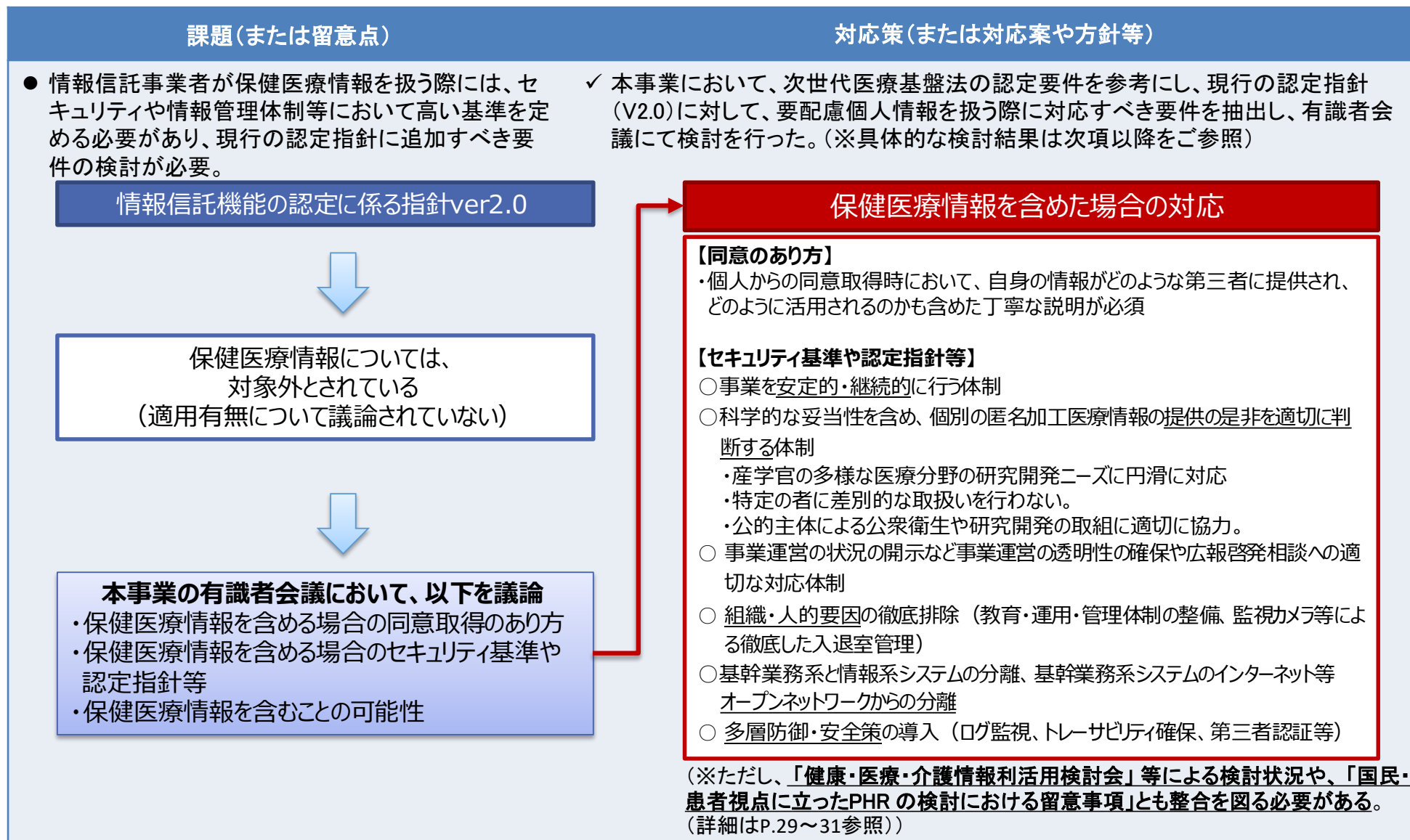
- ✓ PHRは、かかりつけ医も診療時に患者と一緒に見るケースを想定するものの、PHR事業者は医療情報取扱事業者かどうか、医療情報とは何かの定義があいまいなため、医師としてPHRを使う、見ることの立ち位置が定まらない（日本医師会）
- ✓ その場合に、医療機関でPHRデータを取り込むのかどうか。取り込む場合のデータ項目や形式の標準化とそのデータの確からしさの担保が課題（日本医師会）
- ✓ PHRを1次利用、2次利用するとしたら、国がそのシステムを整備すべき。現在の数十社あるPHR業者の信頼性、事業継続性の問題が残る以上、使われないし、患者に進められない（日本医師会）
- ✓ PHR、EHR、EMRの連携方法も重要（日本医師会）
- ✓ PHRはオプトイン同意やオプトアウト同意を取るには最適なシステムでもあるので、その活用モデルとして検討するのもいい（日本医師会）
- ✓ PHRには本人の検査情報が全部載っているものとする、血液データ等では患者によっては数年経つとそれなりの量になる。一方で、例えば10年前に胃がんになった画像はキー画像として重要であり、保存期間は使い方異なる（神戸市医師会）
- ✓ 診察時や診察前にPHR情報を参照することにより、患者の状態を効率的に確認することができるため、診療の効率化に繋がる（病院医師）

■参加者ヒアリングでの主なご意見

- ✓ スマートフォンを介した医療系サービスは、個人情報の流出が心配だが、セキュリティが十分に向上すれば、利用してもよい（神戸市民）
- ✓ 自分の診療情報がかかりつけ医ではなく、治療のために他の医師に症状が伝えられるのは悪いことだとは思わないが、その情報が自分の知らないところで漏洩されて、何かに利用されることがあるかもと考えてしまう（一般企業従業員）
- ✓ システムに個人データを入力することにあまり抵抗は感じなかった（神戸市民）
- ✓ フレイル健診受診票・質問票にて回答したフレイルチェック結果がスマートフォンやWebで参照できることは有益だと感じた（神戸市民）
- ✓ 今後も市民PHR基盤や情報銀行のサービスを利用したい（神戸市民）
- ✓ 登録したフレイルチェック結果がスマートフォンが確認できるため、自身での参照だけでなく、医師とのコミュニケーションにも役立てることができた（一般企業従業員）

7. 実装に向けた課題と対応策

(1) 認定指針に関する課題と対応策 ① 検討方針



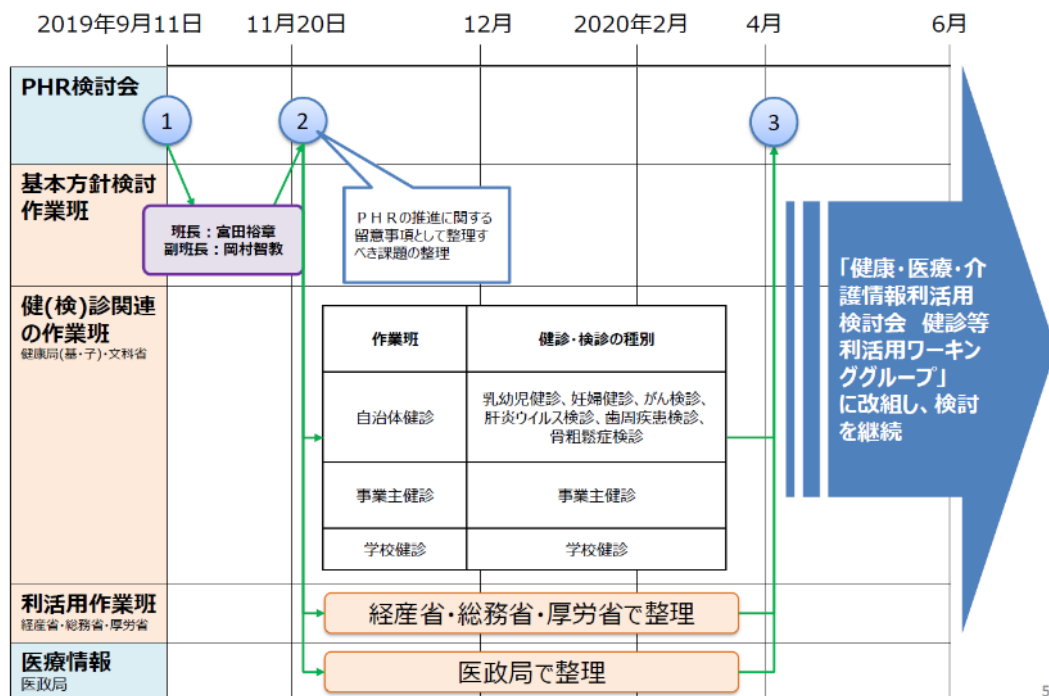
7. 実装に向けた課題と対応策

(1) 認定指針に関する課題と対応策 ①検討方針（補足）「健康・医療・介護情報利活用検討会」について

国民の健康づくりに向けた
PHRの推進に関する検討会
の概要

- これまで、「国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会」において、「経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)」や「成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)」に基づき、個人の健康増進や行動変容の促進等を目的としたPHRを前提として、情報の取扱いに関する留意事項や情報提供のあり方等について議論が行われてきた。
- 今後は、「医療等分野情報連携基盤検討会」や「国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会」で検討してきたこれらの課題等について、費用対効果や情報セキュリティの観点も踏まえて一体的に検討し、健康・医療・介護情報の利活用を推進するため、「健康・医療・介護情報利活用検討会」が開催される。

「国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会」の開催経緯と今後



医療情報の取扱いについても継続される予定であり、**情報区分の定義(「医療情報」や「ヘルスケア情報」等)や情報提供のあり方については、本検討会での検討結果を考慮して、認定要件を検討する必要がある。**

7. 実装に向けた課題と対応策

(1) 認定指針に関する課題と対応策 ①検討方針（補足）「健康・医療・介護情報利活用検討会」について

資料2

今後のスケジュールとワーキンググループの設置について(案)

1. スケジュールについて

- パーソナル・ヘルス・レコードや、保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進について検討を進め、2020年夏の工程表策定に向けてご知見・ご議論をいただきたい。

2. ご検討いただきたい論点(例)

- ① 健診・検診情報を本人が電子的に確認・利活用できる仕組みの在り方
- ② 医療等情報を本人や全国の医療機関等において確認・利活用できる仕組みの在り方
- ③ 電子処方箋の実現に向けた環境整備

3. ワーキンググループの設置

- これに向け、情報の種類ごとにその利活用の在り方を詳細に検討するため、当面以下の2つのワーキンググループを設置してはどうか。
 - 健診等情報利活用ワーキンググループ: 主として①の論点を中心に、工程表の策定に向けた検討を行う。
 - 医療等情報利活用ワーキンググループ: 主として②、③の論点を中心に、工程表の策定に向けた検討を行う。
- 各ワーキンググループにおいて工程表作成にあたっての方向性を4月中目途で作成する。各ワーキンググループからの報告を受け、本検討会において一体的に検討する。
- ワーキンググループの構成員は座長一任とする。
- ワーキンググループの主査はワーキンググループの構成員の中から選出することとする。
- ワーキンググループは、公開とする。ただし、公開することにより特段の支障がある場合には、主査が会議を非公開とすることができる。

7. 実装に向けた課題と対応策

(1) 認定指針に関する課題と対応策 ①検討方針（補足）「国民・患者視点に立ったPHRの検討における留意事項」について

国民・患者視点に立ったPHRの検討における留意事項 ～PHRにおける健診（検診）情報等の取扱いについて～	
<p>本留意事項の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> PHRについては、国民・患者の保健医療情報を本人自身が活用して予防・健康づくり等に活用するとともに、それを本人同意の下に医療・介護現場で役立てることを目指す。 個人の保健医療情報をサマリー化・ヒストリー化など個人が理解しやすい形で提供することで、自らの健康管理・予防行動につなげられるようにするとともに、本人の希望によって医師等に提供し、診療等にも活用できるようにすることで、より質の高い医療・介護の提供が可能となる。 また、国や自治体等による公衆衛生施策や保健事業、医療的ケアが必要な障害児者を含む者への災害等の緊急時での利用や保健医療分野の研究への二次利用など、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず誰もがより良い保健医療を享受するための活用を目指す。 	
<p>策定の趣旨</p> <p>本留意事項はPHR全体において、まずは健診情報等の取扱いについて必要な検討を行う上で踏まえるべき留意事項を整理するものである。</p>	<p>国民・患者視点に立ったPHRの意義</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健医療情報をPHRとして活用することで、予防医学や診療等において重要な本人の行動変容等の自己管理、医療従事者等による介入、研究等に必要環境の整備を目指す。 PHRの利用目的としては、①個人の日常生活習慣の改善等の健康的な行動の醸成、②効果的・効率的な医療等の提供、③公衆衛生施策や保健事業の実効性向上、災害等の緊急時の利用、④保健医療分野の研究が想定される。
<p>PHRにおける健診情報等の取扱いに関する留意事項</p>	
<p>(1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の保健医療分野の取組を進める上での基盤として、PHRの整備が必要。 PHRは、「国民・患者視点に立ったPHRの意義」の①～④のような利用目的が存在しているが、まずは、「①個人の日常生活習慣の改善等の健康的な行動の醸成」のための利用を想定して健診情報等を活用できるよう整備。 また、保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組み等の議論と一体的に、②～④のための活用も検討。 	<p>(3) 情報提供等の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の提供や閲覧、保存方法等について、国・自治体・公的機関や医療機関・介護施設・薬局、民間事業者、個人の役割分担を含めて整理。国民誰もが自らのPHRにおける情報を活用できるように、基盤となるインフラは、国・自治体・公的機関が整備 <p>ア 円滑な提供・閲覧等</p> <p>(7) 情報の電子化・標準化</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的な運用や情報連携を行うため、国において情報の電子化やデータ形式の標準化、APIの公開等を進めることが必要。 <p>(4) 情報閲覧時の一貫性等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の情報も含めてサマリー化・ヒストリー化など理解しやすい形で閲覧できる環境等を整備。 <p>(7) 既存インフラを活用した本人への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 各制度趣旨や費用対便益等を踏まえ、まずはマイナポータルの活用可能性を検討するとともに、API連携等の環境も整備。 <p>イ 適切な管理</p> <p>(7) PHRの利用目的を踏まえたデータの保存期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健医療情報に関するシステムを効率的に活用して、国民が必要とする生涯の保健医療情報をPHRで閲覧できる環境を整備。 <p>(4) 保健医療情報を適切に取り扱うための仕組みの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> PHRとして各健診情報等を活用する際には、適切な本人同意やセキュリティの確保等の環境整備が必要。 継続的な個人のヘルスリテラシーの向上や、未然に個人の不利益を防止する仕組みを検討。 <p>(別紙)</p> <p>～民間事業者におけるPHRの利活用及び遵守すべきルールに関する留意事項～</p> <p>1 情報の相互運用性</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の継続性等の観点から、民間PHR事業者間の情報の相互運用性を確保。 <p>2 民間PHRサービス提供における個人情報の適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間PHR事業者間における保健医療情報の適切な取扱いや必要なセキュリティ水準等の一定のルールを検討。 <p>3 幅広い民間PHRサービスの活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の民間PHR事業者によるデータの囲い込み等を回避し、民間PHR事業者の育成や参入を促進する方策等を検討。
<p>(2) PHRとして提供する健診情報等</p> <ul style="list-style-type: none"> 精度や解釈について安定性があり、エビデンスが確立され、診療ガイドライン等で整理されているものや、既に一般的に個人に提供され理解が進んでいる法定の健診等の情報からPHRとして提供。 画像データ等については、保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みや介護情報の収集や閲覧のための仕組み等と一体的に検討し、国民・患者が円滑にアクセスできるように検討。 情報セキュリティに関する啓発等を推進し、安心してPHRを利用できるようにすることが必要。 	

7. 実装に向けた課題と対応策

(1) 認定指針に関する課題と対応策 ②保健医療情報を扱う際の認定指針への追加要件の示唆 検討結果 1/4

【1. 概要・前提】

(1) 認定の対象となる事業者

要配慮個人情報扱うのに十分な体制・設備・実績等があることを確認したことを利用者に向けて周知するために、情報信託においても**主務大臣/所管官庁が認定**に関与することが望ましい。

(2) 対象情報

医療情報(要配慮個人情報)～匿名加工(医療)情報～統計情報の区分により有用性とリスクが異なるため、**匿名加工情報や統計情報の取扱いについても規定**することが望ましい。**※医療機器ではないウェアラブルデバイス等で個人が測定する身長・体重・脈拍・歩数等の情報については、医療情報には該当しないものであり、現行の認定要件内で判断するものとする。(ただし、「健康・医療・介護情報利活用検討会」等による検討状況や、「国民・患者視点に立ったPHRの検討における留意事項」とも整合を図る必要がある。)**

(3) 規模要件等

要配慮個人情報扱う際には、利用者や医療機関等からの信頼を十分に得られていることを示す必要があるため、**次世代医療基盤法の規模要件(※P.41)を参照して情報銀行としての要件を設定する等して、安心・安全性に対する社会的信頼や事業継続性を確保**することが望ましい。(安心・安全性に対する社会的信頼や事業継続性を確保が目的であり、規模要件自体は必須ではない)

(4) 同意方法

情報銀行においては従来通り**オプトイン同意により医療情報を収集**する(第三者提供の同意については、一定の基準においてカテゴリ化をして包括的に同意を取得)。情報銀行と次世代医療基盤法認定事業者が同一法人の場合においても、情報信託に係るオプトイン同意と次世代医療基盤法に係るオプトアウト通知は明確に区分する必要があるが、**情報信託に係るオプトイン同意と、医療情報取扱事業者による次世代医療基盤法に係るオプトアウト通知は同時に実施することができる**。(例:情報銀行の説明文書に、医療情報取扱事業者から通知する次世代医療基盤法の通知文書を別資料として添付するなど)

(5) データの収集方法

情報銀行は**基本的に個人から直接医療情報を取得**するが、情報の発生場所の多くが医療機関等であることから、**医療情報取扱事業者(診療所、病院、薬局、健診機関、介護事業所、自治体等)から情報を取得することも可能とする**。

【2. 業務適格性】

(1) 経営面の要件

事業を安定的に継続できる見込みがあることや、情報信託におけるサービス範囲とその他事業の範囲を明確に区分するために、**5年以上の中期的な事業計画(収支の推移を含む)、医療情報の収集規模の計画の提出**を義務付け、**毎年度の事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書の提出と公表**を義務付けることが望ましい。また、有事の際の対応のために、**サイバー保険への加入を義務付ける**ことが望ましい。

(2) 業務能力など

必要な業務能力・体制・設備等が確保されていることを確認するために、**経営者、事業責任者の診断書、身分証明書、住民票、実績を有する責任者の確保(経歴書の提出)、システム構成図、運営規則、経理規程、内部監査規程、契約書案の提出**を義務付けることが望ましい。

7. 実装に向けた課題と対応策

(1) 認定指針に関する課題と対応策 ②保健医療情報を扱う際の認定指針への追加要件の示唆 検討結果 2/4

【3. 情報セキュリティ】

(1) 情報セキュリティマネジメントの確立

必要な対応がされていることを確認するために、運営体制の確保に関する以下内容の内部規則を規定することが望ましい。

- ①内部管理体制の整備に関する事項
- ②医療情報の取得に関する事項
- ③医療情報の提供に関する事項
- ④内部規則等の周知方法

(2) 情報セキュリティマネジメントの運用・監視・レビュー

医療情報等の安全管理に関する相当の経験及び識見を有する責任者を配置しているとともに、医療情報等を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にしていること望ましい。また、医療情報等の漏えい、滅失又は毀損の発生又はその兆候を把握した場合には、直ちに組織として状況を把握し、二次被害の発生防止、類似事案の発生防止等の措置を講じ、主務省庁への報告を直ちに行うことともに、個人情報保護委員会等に対し、速やかに報告するよう努める必要がある。

(3) 情報セキュリティ方針策定

安全管理に係る基本方針を定め、関係法令、規程等の遵守、質問及び苦情の対応窓口の設置が望ましい(P.47参照)。

(4) 情報セキュリティ組織

医療情報等の漏えい、滅失又は毀損の発生又はその兆候を把握した場合には、直ちに組織として状況を把握し、二次被害の発生防止、類似事案の発生防止等の措置を講じ、主務省庁への報告を行う体制を確保することが望ましい。

(5) 人的資源の情報セキュリティ

医療情報等を取り扱う者が、情報銀行事業の目的の達成に必要な範囲を超えて、医療情報等を取り扱うことがないことを確保するための措置を講じていること、及び医療情報等を取り扱う権限を有しない者による医療情報等の取扱いを防止する措置を講じていることを義務付けることが望ましい。

(6) 資産の管理

情報及び情報処理施設に関連する資産を適正に管理するために、以下の要件を追加することが望ましい。

- ・情報の消去、機器の廃棄に係る運用ルールの提出
- ・医療情報を取り扱う施設設備の専門家による現地調査

7. 実装に向けた課題と対応策

(1) 認定指針に関する課題と対応策 ②保健医療情報を扱う際の認定指針への追加要件の示唆 検討結果 3/4

【3. 情報セキュリティ】

(7) 技術的セキュリティ(アクセス制御)

必要な対応が確実に実施されていることを確認するために、ペネトレーションテスト、専門家による現地調査を実施することが望ましい。

(8) 物理的及び環境的情報セキュリティ

必要な対応が確実に実施されていることを確認するために、専門家による現地調査を実施することが望ましい。

(9) 運用の情報セキュリティ

必要な対応が確実に実施されていることを確認するために、専門家による現地調査を実施することが望ましい。

(10) 通信の情報セキュリティ

必要な対応が確実に実施されていることを確認するために、専門家による現地調査を実施することが望ましい。

(11) 情報提供先の安全管理

情報の提供先における漏洩事故や不正使用の防止のため、提供先に対する安全管理を義務付け、当該義務が明記された契約書案の提出を義務付けることが望ましい。

(12) 供給者関係

調達する機器等についての管理を徹底するため、調達履歴の管理を義務付けることが望ましい。

【4. ガバナンス体制】

(1) 基本理念

必要な業務能力・体制・設備等が確保されていることを確認するために、経営者、事業責任者の診断書、身分証明書、住民票、実績を有する責任者の確保(経歴書の提出)、システム構成図、運営規則、経理規程、内部監査規程、契約書案の提出を義務付けることが望ましい。【再掲】

(2) 諮問体制

同意取得方法、同意取得文書についても厳格に事前審査することにより、確実な同意の取得を担保するため、次世代医療基盤法と同等(※P.53参照)の審査体制を義務付けることが望ましい(現行のデータ倫理審査体制に、医療分野の専門家等を加えることが望ましい)。ただし、情報銀行は「侵襲を伴わない研究であって介入を行わないもの」に該当するため、迅速審査の適用が可能であり、毎回会議を開催することが必須ではない。

※次世代医療基盤法では、認定事業者が審査体制を設置することにより、提供元及び提供先において倫理審査を不要としている。(このことが、医療機関や大学医学研究科の協力に係る障壁を大きく引き下げている。)

7. 実装に向けた課題と対応策

(1) 認定指針に関する課題と対応策 ②保健医療情報を扱う際の認定指針への追加要件の示唆 検討結果 4/4

【4. ガバナンス体制】

(3) 透明性(定期的な報告・公表等)

利用者や医療機関等からの信頼を得るために、情報信託事業者及び情報提供事業者(PHRサービス等を介する場合の事業者)に対して、次世代医療基盤法と同等の内容の公表を義務付けることが望ましい。

(4) 認定団体との間の契約

(医療情報を取り扱う場合のみ主務大臣が認定に関与する場合には要検討)

(5) 再委託

再委託先での安全管理措置を徹底するため、医療情報を取り扱う業務の再委託を行う場合、再委託先にも安全管理の義務を適用し、再委託先の安全管理措置を審査対象とすることが望ましい。

【5. 事業内容について】

(1) 情報銀行の義務(相互運用性の確保)

相互運用性を確保するため、現行の認定指針の項目に加えて、医療情報の標準規格の積極的な採用を求めることが望ましい。(独自規格による囲い込みは認めない。)

(2) 個人のコントロールアビリティを確保するための機能について

次世代医療基盤法では提供停止と削除のみ可能であるが、情報銀行ではより多様なコントロールが可能であることが求められる。

7. 実装に向けた課題と対応策

(2) 情報信託機能を含むビジネスモデルに関する課題と対応策(情報への対価の考え方、整理すべき論点含む)

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者への便益付与やマネタイズについて ➢ 要配慮個人情報¹を信託できるとして考えた場合、医療情報を個人が管理し信託する意義やメリットがわかりづらい。例えばPHRで個人が医療情報を管理したとして、自らの医療情報のどの項目を信託したら、どのようなメリットやサービスが受けられるのか、果たして国民に対して理解が得られるであろうか。ヘルスリテラシーが高い人に対しては一定の理解が得られたとしても、そうでない人や情報信託の対価(例えば金銭的対価)など受けなくとも何の問題もない富裕層らは興味がないかも知れない。あるいは、一部のユーザにより要配慮個人情報を含むデータ売買が活発化する市場オリエンテッドないびつな市場が形成されることを加速するだけになり国民皆保険制度を維持する現状への悪影響など検討しつくされていない 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ PHRにて個人が自ら入力するヘルスケアデータでなく、健康・医療分野の要配慮個人情報¹が集積された場合、個人に有益と思われる個人に特化した各種アドバイスが提供できる可能性がある。それは、要配慮個人情報ではないデータのみで提供される場合の価値よりも、より付加価値の高いサービス提供が可能となり、例えば、日常生活における購買履歴、市販薬、既往歴、アレルギー、位置情報、などの複数のデータを信託することにより、健康・医療分野の要配慮個人情報と組み合わせることで、個人に特化した健康・医療分野面でのアドバイスを享受できることはもちろんのこと、情報提供先であるサービス提供側もより広範囲となることも大きく期待できる。同時に、個人が情報信託サービスに参加するためには、わかりやすく且つ個人がどの項目を信託するなど面倒なことをなくすという使い勝手に関連する工夫、データポータビリティ、個人の意思決定(コントロールability)等を保護するセキュリティの実装、そして何より、機微性の高い情報を信託する上で社会的信用性や事業継続性など、より審査基準の高い審査認定を受けた組織・団体のみが健康・医療分野の要配慮個人情報の信託可とする、信託された情報の提供先となり得る情報提供先/利活用者に対するデータ倫理審査会の厳格化など、さらに高い審査基準が必要である。また、安定的・継続的に運営を行うための費用を賄うためのマネタイズが必須であり、情報提供先/利活用者のニーズ(コスト、データ項目等)を把握するとともに、ニーズに沿った情報提供ができるようなセキュリティを確保したシステム基盤/運用フローを構築する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関への便益付与について ➢ 個人の同意に基づいて医療機関から医療情報を収集する際には、医療機関の協力が必須である 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医療機関が情報信託に協力する何らかのメリットを提供する必要がある。とりわけ、保険診療をベースとする診療現場において、システム改修や役務などのコストを保険適用で負担するとした場合、診療情報提供料などが考えられるが、算定されるためにはエビデンス化する必要がある。それ以外の方策を考える場合、サービス等を含む対価提供の工夫と捻出が必要であり、そのためには健康・医療分野の医療施設等の監督官庁である厚労省、システムベンダーや情報流通などの監督官庁である経産省、総務省等や日本医師会等との協議が必要と考える。

(3) 要配慮個人情報の取扱いに関する課題と対応策・工夫等(専門家からのアドバイスを踏まえた対策含む)

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> ● オプトイン・オプトアウトが混在する場合の同意プロセスについて検討が必要 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報信託事業者と次世代医療基盤法の認定事業者が同一である場合等において、一人の患者に対して、オプトイン同意と次世代医療基盤法に基づく丁寧なオプトアウト同意の双方が発生する可能性がある。その際に一度の説明・通知において、同意書の記入があればオプトイン同意とし、同意書の記入がなくても拒否もなければ、次世代医療基盤法における丁寧なオプトアウト同意を取得したと見なすことができるか等、オプトイン・オプトアウトが混在する場合の同意プロセスについて検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 有識者会議にて専門家のアドバイスを頂き、以下の方針とした。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報信託事業として実施するのであれば、オプトイン同意によって個人から同意を取得する必要がある。(仮に次世代医療基盤法の認定事業者が実施する場合においても、情報信託の基準に従って、オプトインでの同意が必須。) ➢ ただし、情報銀行と次世代医療基盤法認定事業者が同一法人の場合、情報信託に係るオプトイン同意と次世代医療基盤法に係るオプトアウト通知を同時に実施することができる。(例:情報銀行の説明文書に次世代医療基盤法の通知文書を添付するなど)
<ul style="list-style-type: none"> ● 個人での同意コントロール機能の必要性、具体的な機能についての検討が必要 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人で提供先・提供情報を選択できるような同意ポータル機能が必要かどうか、必要な場合にどのような機能を具備すべきかの検討が必要 	<p>【前提条件(有識者のご意見)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報提供先を個別ではなく、何らかの取り決めにおいてカテゴリ化して包括的に同意を取得することは可能である。ただし、その取り決めに沿って、情報信託事業者が責任を持ってカテゴリ化する必要があり、情報提供先で何かあれば情報信託事業者の責任となり得る。 <p>【本事業での対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報銀行においては通常、第三者提供先を一定の基準でカテゴリ化して包括的な同意を取得するが、本事業においては要配慮個人情報を扱うことに考慮し、包括同意ではなく、第三者提供先を限定した個別同意により要配慮個人情報を取得することとした。

(4) その他の課題と対応策(テーマ固有に設定した課題を含む)

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> ● ヘルスケア情報の定義 ✓ 健康・医療分野の要配慮個人情報とは何情報のことであり、逆にヘルスケア情報とは何情報のことかの定義が定まっていない 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人情報保護法2条3項、次世代医療基盤法施行令1条に記載されている医療情報であると定義されているが、健康診断等の結果に対する解釈に揺れがあり、本事業の結論として、医療施設、医療従事者により検査・取得されたデータは同じ名称であっても医療情報における要配慮個人情報と定義する
<ul style="list-style-type: none"> ● 2000個問題 ➢ 情報信託における同意手続きは個人情報保護法下における各自治体の個人情報保護条例に依存するため、情報信託事業者が地域でサービスを展開する際に、かなり面倒かつ複雑、であり、悪意なくとも間違える可能性が高いと考えられる ➢ 患者の同意が得られている場合でも、自治体立病院等では個人情報保護を理由に提供しない場合も多い 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人情報保護法の改正あるいは各自治体における個人情報保護条例の改正 ✓ 医療情報基本法(案)などの立案
<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関における同意取得に対応した医療情報システムの開発 ➢ 医療機関において同意を取得する際に、患者ごとに同意のフラグを付して、同意取得済みの患者分のみのデータを系統的に提供できる仕組みが普及していないため、医療機関の負担が大きく、医療機関からの協力が得られない可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 同意管理及び同意状況に基づいたデータ出力を行うことができる医療情報システム(特に電子カルテ)の標準化と開発が必要
<ul style="list-style-type: none"> ● 医療情報基本法(案)成立による医療情報の取り扱い方の変化 ➢ 2021年法案提出、2023年個人情報保護法改正を目指している医療情報基本法(案)において、現在各省庁で検討している医療情報提供に関する同意プロセス等が大幅に変更になる可能性がある ➢ 現行法制度上では、同意がある状況下では、情報提供先であるデータ利活用者の利用規制が極めて手薄になるため、不当な情報利用がなされても抑制する手段がない 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一般法である個人情報保護法等の枠組みではとらえきれていないため医療情報基本法の立案が必要である ✓ 一般法ではあく医療情報の特性に着目した法制度 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 同意とは異なる本人保護制度の創設: 医療情報利用審査委員会 ✓ データポータビリティの確保と情報基盤の確立: データ標準化と法的に担保 ✓ データ連携の推進: 共通番号の導入、データベースの整備

(4) その他の課題と対応策(テーマ固有に設定した課題を含む)

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>生活者が情報銀行に情報を預けるための心理的なハードルを下げるための工夫</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 信託する個人が信託する手間が少なく、デメリットよりもメリットが期待できる必要があることと個人情報許可なく勝手に転々流通されるような社会的信頼性のない組織が情報銀行を行っていないと一目でわかることが大前提 ✓ また、情報銀行という国民の認知度を上げる広報普及活動を個別にではなく国が音頭を取って実行する必要がある、その際には、保健医療情報を扱う上でより厳格な次世代医療基盤法における認定事業者との差異を簡潔に説明するなど、社会に信頼されることをまず訴求する必要がある ✓ 保健医療情報を信託するに値する組織であること(社会的信頼性、事業継続性、専門的な知見)を立証するために、認定事業者であることをあらゆる場面で認定事業者マークを掲げて示す活動を行う ✓ 保健医療情報を信託する個人にとって、デメリットよりもメリットが少なからず、遠からず享受できることを示し、嫌ならばいつでも簡単に安心かつ確実に撤回できることを示す
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>利用者の同意に係る負担を軽減し、同意の実効性を高めるための工夫</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報提供先を個別ではなく、何らかの取り決めにおいてカテゴリ化して包括的に同意を取得する。ただし、その取り決めに沿って、情報信託事業者が責任を持ってカテゴリ化する必要がある、情報提供先で何かあれば情報信託事業者の責任となり得る。 ✓ 一目で信頼される組織団体で事業継続性が担保されることが容易に想像でき、医療情報の取扱いに長年の実績、知見、経験値を有した組織であり、信託する個人にデメリットがあるように思えないことや違和感が少しでも感じられないようにすることが同意に係る負担を軽減し同意の実効性を高めるための大前提 ✓ 信託する個人に対して手間や面倒なことよりもメリットがあると容易に想像できること。 ✓ 実際に、信託した個人にメリットがあるサービスが少なからず、遠からず享受できたという実感を得る必要がある、サービスが受けられる場面で信託した個人以外の関係者も容易に協力してくれること ✓ そのためには、信託する個人以外の関係組織等のメリットもある必要がある、同じ場面で同じ手間でもより多くの情報を受託できる、たとえば、次世代医療基盤法におけるオプトアウト同意とのセットで対応できることで、より多くのメリットが個人、関係組織双方に期待できる

参考資料
(現行の認定指針への追加要素の検討資料)

○情報信託機能の認定に係る指針ver2.0・次世代医療基盤法の比較

1. 概要・前提

大分類	中分類	情報信託認定指針V2.0	次世代医療基盤法	要配慮個人情報（医療情報）を扱う情報信託機能指針の追加要件への示唆
1. 概要・前提	(1) 認定の対象となる事業者	<ul style="list-style-type: none"> 認定は、事業者単位・事業単位いずれについても行うことができる。 複数の法人等が共同して行う事業を事業単位で認定する場合には、責任分担を明確にするとともに、個人に対して各者が連帯して責任を負うことが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 主務大臣の認定（法第8条第1項） 認定事業者は同様の名称または紛らわしい名称を用いてはならない。（法第14条） 	<ul style="list-style-type: none"> 民間の認定団体だけでなく、主務大臣/所管官庁が認定に関与。（もしくは、何らかの届け出を義務付ける）
	(2) 認定の対象となる情報	<ul style="list-style-type: none"> 情報銀行が個人から委任を受けて管理及び第三者提供を行う個人情報として、要配慮個人情報を認定の対象としない。 個人情報を全く扱わない事業は対象としない。 	<ul style="list-style-type: none"> ★医療情報、匿名加工医療情報等について明確に定義がされており、それぞれの扱いが規定されている 次世代医療基盤法における「医療情報」の定義 →医療機関で発生する全ての情報は医療情報として扱う 次世代医療基盤法における「匿名加工医療情報」の定義 →特定の個人を識別することができないように医療情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該医療情報を復元することができないようにしたものという。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療情報の定義を次世代医療基盤法から引用し、他の個人情報と規程を区別。 医療情報（要配慮個人情報）～匿名加工（医療）情報～統計情報の区分により有用性とリスクが異なるため、匿名加工情報や統計情報の取扱いについても規定する。 ※医療機器でないウェアラブルデバイス等で個人が測定する身長・体重・脈拍・歩数等の情報については、医療情報には該当しないものであり、現行の認定要件内で判断するものとする。（ただし、PHR検討会等による医療情報・ヘルスケア情報の定義を明確化したうえで再検討することが望ましい。）
	(3) 認定における規模要件	(現行の指針においては規程なし)	<ul style="list-style-type: none"> 認定事業開始時点において100万人以上、かつ事業開始後3年で200万人の情報（実人数。レセプト情報や健診情報ではなくアウトカムの情報。） 	<ul style="list-style-type: none"> 次世代医療基盤法の規模要件を参照して情報銀行としての要件を設定する等して、安心・安全性に対する社会的信頼や事業継続性を確保することがのでましい。（安心・安全性に対する社会的信頼や事業継続性を確保が目的であり、規模要件自体は必須ではない）

○情報信託機能の認定に係る指針ver2.0・次世代医療基盤法の比較

1. 概要・前提

大分類	中分類	情報信託認定指針V2.0	次世代医療基盤法	要配慮個人情報（医療情報）を扱う情報信託機能指針の追加要件への示唆
1. 概要・前提	(4) 同意の方法	<p>★<u>オプトイン</u>による同意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が個人情報の第三者提供を本人が同意した一定の範囲において本人の指示等に基づき本人に代わり第三者提供の妥当性を判断するサービス ・本人が個別に第三者提供の可否を判断するサービスのうち、情報銀行が情報の提供先を選定して個人に提案する場合など、情報銀行が比較的大きな役割を果たす(責任をもつ)ケース 	<p>★<u>丁寧なオプトアウト</u>による同意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人への通知,主務大臣への届け出 ・本人、またはその遺族から求める際は提供停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報銀行は<u>オプトイン同意</u>により医療情報を収集する。(第三者提供の同意については、一定の基準においてカテゴリ化をして包括的に同意を取得) ・情報銀行と次世代医療基盤法認定事業者が同一法人の場合においても、情報信託に係るオプトイン同意と次世代医療基盤法に係るオプトアウト通知は明確に区分する必要があるが、<u>情報信託に係るオプトイン同意と、医療情報取扱事業者による次世代医療基盤法に係るオプトアウト通知は同時に実施することができる。</u>(例：情報銀行の説明文書に、医療情報取扱事業者から通知する次世代医療基盤法の通知文書を別資料として添付するなど) <p>【有識者会議でのご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>情報信託と次世代医療基盤法が一緒くたに見えるのは消費者に対して分かりづらいので、明確に分けるべき</u> ・<u>情報提供先を個別ではなく、何らかの取り決めにおいてカテゴリ化して包括的に同意を取得することは可能</u>である。ただし、その取り決めに沿って、情報信託事業者が責任を持ってカテゴリ化する必要があり、情報提供先で何かあれば情報信託事業者の責任となり得る。
	(5) データの収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・情報銀行事業以外の他サービスを提供している者も想定されるため、情報銀行として扱うデータは、<u>新たに収集するデータと、事業主体が既に保有しているデータのいずれも</u>が考えられる。 ・既に保有しているデータを情報銀行として扱う場合には、新たに個人との間で情報銀行としての契約が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療情報取扱事業者（医療機関等）において患者に通知後、一定期間を置いても拒否の意思表示がない場合、<u>医療情報取扱事業者（医療機関等）が認定事業者に医療情報を提供</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報銀行は<u>基本的に個人から直接医療情報を取得</u>するが、<u>医療情報取扱事業者（診療所、病院、薬局、健診機関、介護事業所、自治体等）から情報を取得することも可能とする。</u> <p>【有識者会議でのご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体の条例に従い、何の情報かどこにあり、どこに提供されているのかトレースできることが必要

○情報信託機能の認定に係る指針ver2.0・次世代医療基盤法の比較

2. 事業者の適格性について

大分類	中分類	情報信託認定指針V2.0	次世代医療基盤法	要配慮個人情報（医療情報）を扱う情報信託機能指針の追加要件への示唆
2. 事業者の適格性	(1) 経営面の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・法人格を持つこと ・業務を健全に遂行し、情報セキュリティなど認定基準を担保するに足りる財産的基礎を有していること (例) 直近（数年）の財務諸表の提示（支払不能に陥っていないこと債務超過がないこと）等 ・損害賠償請求があった場合に対応できる能力があること (例) 一定の資産規模がある、賠償責任保険に加入している等 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の継続に必要な資金等を確保していること。 (以下の内容を含めた5年間の中期的な事業計画の提出が義務) ①事業運営方針（計画期間を含む。） ②医療情報を提供する医療情報取扱事業者 ③自ら取得する医療情報の内容及び規模 ④提供する匿名加工医療情報の内容及び提供先 ⑤匿名加工医療情報作成事業に係る収支 ・毎年度の事業計画・収支予算書、事業報告書を主務大臣へ提出・公表 ・医療情報等の漏えいその他の事故が生じた場合における被害の補償のための措置を講じていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上の中期的な事業計画（収支の推移を含む）、医療情報の収集規模の計画の提出を義務付ける。 ・毎年度の事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書の提出と公表を義務付ける。 ・サイバー保険への加入を義務付ける。
	(2) 認定の取り消し	<ul style="list-style-type: none"> ・認定基準に違反した場合は、認定の留保、一時停止、停止、認定の取り消し、事業者名の公表などを含めて検討し、第三者委員会（監査（諮問）委員会）に諮問、判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・大臣認定は以下の場合に、取り消されることがある →偽りその他不正手段により認定・認可を受けた場合 →認定要件（欠格事由・加工等の能力・安全管理措置）を満たさなくなった場合 →変更認定を不当に受けなかった場合 →次世代医療基盤法に反して医療情報を提供した場合 →大臣命令に違反した場合 	(現行の認定指針通り)

○情報信託機能の認定に係る指針ver2.0・次世代医療基盤法の比較

2. 事業者の適格性について

大分類	中分類	情報信託認定指針V2.0	次世代医療基盤法	要配慮個人情報（医療情報）を扱う情報信託機能指針の追加要件への示唆
2. 事業者の適格性	(3) 業務能力など	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法を含む必要となる法令を遵守していること ・プライバシーポリシー、セキュリティポリシーが策定されていること ・個人情報の取り扱いの業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、社会的信用を有するよう実施・ガバナンス体制が整っていること (例) 類似の業務経験を有する、プライバシーマーク・ISMS認証などの認証を有している等 ・情報提供先との間でモデル約款の記載事項に準じた契約を締結することで情報提供先の管理体制を把握するなど適切な監督をすること、情報提供先にも、情報銀行と同様、認定基準に準じた扱い（セキュリティ基準、ガバナンス体制、事業内容等）を求めること（※）等 ・認定の対象となる事業が限定される場合、事業者は申請の対象となる事業の部分を明確化すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が除外要件（※詳細は別紙版参照）に該当しないこと ・医療情報を取得・整理・加工して、匿名加工医療情報を適確に作成・提供するに足りる能力を有するものとして主務省令で定める基準（※）に適合していること <p>【※主な基準の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトカムを含む大規模な医療情報の匿名加工等に関する一定の実務経験・専門性を持つ統括管理責任者、及び経験・識見を有する者を配置（※詳細は別紙） ・匿名加工医療情報作成事業に必要な設備として、以下の設備を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①大規模な医療情報を適切に格納し、検索し、及び保管することができる医療情報検索システム ②大規模な医療情報を円滑かつ適正に取得することができる設備 ③匿名加工医療情報を円滑かつ適正に提供することができる設備 ・法令等を遵守した運営体制の確保として、以下の事項を含む内部規則を確保 <ol style="list-style-type: none"> ①内部管理体制の整備に関する事項 ②医療情報の取得に関する事項 ③匿名加工医療情報の提供に関する事項 ④内部規則等の周知方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者、事業責任者の診断書、身分証明書、住民票の提出を義務付ける。 ・実績を有する責任者の確保を義務付け、経歴書の提出を義務付ける。 ・システム構成図の提出を義務付ける。 ・運営規則、経理規程、内部監査規程、契約書案の提出を義務付ける。

○情報信託機能の認定に係る指針ver2.0・次世代医療基盤法の比較

3. 情報セキュリティについて

大分類	中分類	情報信託認定指針V2.0	次世代医療基盤法	要配慮個人情報（医療情報）を扱う情報信託機能指針の追加要件への示唆
	(1) 基本原則	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメントにもとづき、情報セキュリティ及びプライバシーに関する十分な人的体制（組織体制含む）を確保していること、対象個人、データ量、提供先が増加した場合でも十分な情報セキュリティ体制を講じることができる体制を有すること。 ・国際標準・国内規格の考え方も参考に、情報セキュリティ及びプライバシー保護対策を徹底すること（例：JISQ15001個人情報保護マネジメントシステム（要求事項）、ISO/IEC29100（JIS X 9250）プライバシーフレームワーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療情報等及び匿名加工医療情報の漏えい、滅失又は毀損の防止、安全管理について主務省令で定める措置が講じられていること。 ・医療情報等の安全管理のための措置を適確に実施するに足りる能力を有すること。（法第8条第3項第3号、第4号） 	<p>主務省令で定める措置（規則第6条の以下各措置）が具体的に講じられていること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 組織的安全管理措置（→（7）情報セキュリティ組織） 2. 人的安全管理措置（→（8）人的資源の情報セキュリティ） 3. 物理的安全管理措置（→（9）物理的及び環境的情報セキュリティ） 4. 技術的安全管理措置（→（10）技術的セキュリティ） 5. その他の措置
3. 情報セキュリティ	(2) 遵守基準	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取り扱い、安全管理基準について、プライバシーマーク又はISMS認証の取得（業務に必要な範囲の取得を行っていること）をしていること ・定期的にプライバシーマーク又はISMS認証の更新を受けること（※認定申請時に、プライバシーマーク又はISMS認証申請中である場合は、事業を開始するまでの間に当該認証を取得すること） ・個人情報保護法の安全管理措置として保護法ガイドラインに示されている基準を満たしていること、また、業法や業種別ガイドラインなどで安全管理措置が義務付けられている場合にはそれを遵守していることを示すこと。 ・次項以降に示す具体的基準を遵守して業務を実施すること、認定申請時に当該基準を遵守していることを示すこと 	<p>外部の専門家による情報セキュリティ監査の受検又は第三者認証の取得により、安全管理に係る措置の継続的な確保を図っていること。（規則第6条第1号）</p>	-

○情報信託機能の認定に係る指針ver2.0・次世代医療基盤法の比較

3. 情報セキュリティについて

大分類	中分類	情報信託認定指針V2.0	次世代医療基盤法	要配慮個人情報（医療情報）を扱う情報信託機能指針の追加要件への示唆
3. 情報セキュリティ	(3) 情報セキュリティマネジメントの確立	<ul style="list-style-type: none"> ・経営層（トップマネジメント）は情報セキュリティマネジメントに関してリーダーシップ、コミットメントを発揮すること ・情報セキュリティマネジメントの境界及び適用可能性を明確にし、適用範囲を決定すること ・情報セキュリティリスクアセスメントのプロセスを定め、適用すること、リスク分析、評価、対応を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等を遵守した運営体制の確保（規則第5条第4号関係） ①内部管理体制の整備に関する事項 ②医療情報の取得に関する事項 ③匿名加工医療情報の提供に関する事項 ④内部規則等の周知方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営体制の確保に関する以下内容の内部規則を規定 ①内部管理体制の整備に関する事項 ②医療情報の取得に関する事項 ③医療情報の提供に関する事項 ④内部規則等の周知方法
	(4) 情報セキュリティマネジメントの運用・監視・レビュー	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメントに必要な人・資源・資産・システムなど準備、割り当て、確定すること ・定期的なリスクアセスメントや、内部監査などを実施することで、情報セキュリティマネジメントの適切性、妥当性及び有効性を継続的に改善すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定事業医療情報等の安全管理に関する相当の経験及び識見を有する責任者を配置していること。 ・認定事業医療情報等を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にしていること。 ・認定事業医療情報等の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制が整備されていること。（規則第6条第1号） ・認定事業者等は、個人情報保護法第2条第5項に規定する「個人情報取扱事業者」であるため、個人情報の漏えい等事案が発覚した場合は、その事実関係及び再発防止策等について、上述の本法の主務省庁への報告とは別に、個人情報保護委員会等に対し、速やかに報告するよう努めること 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療情報等の安全管理に関する相当の経験及び識見を有する責任者を配置していること ・医療情報等を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にしていること ・医療情報等の漏えい、滅失又は毀損の発生又はその兆候を把握した場合には、直ちに組織として状況を把握し、二次被害の発生防止、類似事案の発生防止等の措置を講じ、主務省庁への報告を直ちに行う ・個人情報保護委員会等に対し、速やかに報告するよう努める
	(5) 情報セキュリティマネジメントの維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメントを適切・継続的に維持していくこと ・不適合が発生した場合、不適合の是正のための処置を取ること、マネジメントの改善など行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理措置に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行っていること。（規則第6条第1号） 	-

○情報信託機能の認定に係る指針ver2.0・次世代医療基盤法の比較

3. 情報セキュリティについて

大分類	中分類	情報信託認定指針V2.0	次世代医療基盤法	要配慮個人情報（医療情報）を扱う情報信託機能指針の追加要件への示唆
3. 情報セキュリティ	(6) 情報セキュリティ方針策定	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ方針を策定し、経営層、取り扱う従業員層への周知、必要に応じた方針の見直し、更新 	<p>認定事業に関し管理する医療情報等及び匿名加工医療情報（この条において「認定事業医療情報等」という。）の安全管理に係る基本方針を定めていること。</p> <p>基本方針に定める項目としては、次に掲げるものが挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 関係法令、規程等の遵守 ② 安全管理措置に関する基本的な考え方 ③ 質問及び苦情の対応窓口 	<p>安全管理に係る基本方針を定め、関係法令、規程等の遵守、質問及び苦情の対応窓口の設置</p>
	(7) 情報セキュリティ組織	<ul style="list-style-type: none"> 責任者の明確化、組織体制を構築 情報セキュリティに関する情報を収集・交換するための制度的枠組みに加盟すること 	<p>■ 組織的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定事業医療情報等の安全管理に関する相当の経験及び識見を有する責任者を配置していること。 認定事業医療情報等を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にしていること。 認定事業医療情報等の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制が整備されていること。 安全管理措置に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行っていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療情報等の漏えい、滅失又は毀損の発生又はその兆候を把握した場合には、直ちに組織として状況を把握し、二次被害の発生防止、類似事案の発生防止等の措置を講じ、主務省庁への報告を行う
	(8) 人的資源の情報セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> 経営層は従業員へのセキュリティ方針及び手順に従った適用の遵守、個人情報を取り扱う担当者の明確化 情報セキュリティの意識向上、教育及び訓練の実施 	<p>■ 人的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 法第八条第三項第一号八(1)から(4)までのいずれにも該当しない者であることを確認していること。 認定事業医療情報等を取り扱う者が、認定事業の目的の達成に必要な範囲を超えて、認定事業医療情報等を取り扱うことがないことを確保するための措置を講じていること。 認定事業医療情報等を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行っていること。 認定事業医療情報等を取り扱う権限を有しない者による認定事業医療情報等の取扱いを防止する措置を講じていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療情報等を取り扱う者が、情報銀行事業の目的の達成に必要な範囲を超えて、医療情報等を取り扱うことがないことを確保するための措置を講じていること 医療情報等を取り扱う権限を有しない者による医療情報等の取扱いを防止する措置を講じていること

○情報信託機能の認定に係る指針ver2.0・次世代医療基盤法の比較

3. 情報セキュリティについて

大分類	中分類	情報信託認定指針V2.0	次世代医療基盤法	要配慮個人情報（医療情報）を扱う情報信託機能指針の追加要件への示唆
3. 情報セキュリティ	(9) 資産の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・情報及び情報処理施設に関連する資産の洗い出し、特定し、適切な保護の責任を定めること ・固有のデータセンターを保有していること、又はそれと同等の管理が可能な委託先データセンターを確保していること ・外部クラウドを活用する場合には当該クラウド利用契約上の情報セキュリティ要件などで担保されていることを示すこと（例：JIS Q 27017「JIS Q27002 に基づくクラウドサービスのための情報セキュリティ管理策の実践の規範」） ・情報を取り扱う媒体等から情報を削除・廃棄が必要となった場合にそれが可能な体制もしくは仕組みを有すること・対象となる事業で扱う情報が他事業と明確に区分され管理されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・規程の実施状況に関する評価及び改善（規則第6条（第1号）） （注：規程の策定に当たり、情報資産の分類とリスク評価が要求される） ・匿名加工医療情報の作成の用に供する医療情報の管理は、（中略）電子計算機との接続においては、専用線を用いること。（施行規則第6条第4項） ・認定事業医療情報等を削除し、又は認定事業医療情報等が記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。（規則第6条（第3号）） ■ 物理的安全管理措置 ・認定事業医療情報等を取り扱う施設設備を他の施設設備と区分していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の消去、機器の廃棄に係る運用ルールの提出 ・医療情報を取り扱う施設設備の専門家による現地調査

○情報信託機能の認定に係る指針ver2.0・次世代医療基盤法の比較

3. 情報セキュリティについて

大分類	中分類	情報信託認定指針V2.0	次世代医療基盤法	要配慮個人情報（医療情報）を扱う情報信託機能指針の追加要件への示唆
3. 情報セキュリティ	(10) 技術的セキュリティ（アクセス制御）	<p>（アクセス制御）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス制御に関する規定を策定し、対応すること（例：アイデンティティ管理システムの構築、アクセス制御方針の実装） ・情報にアクセス権を持つ者を確定し、それ以外のアクセスの制限を適切に行うこと（暗号） ・情報の機密性、真正性、完全性を保護するため暗号の適切で有効な利用をすること ・電子政府推奨基準で定められている暗号の採用や、システム設計の確認など対応すること 	<p>■技術的安全管理措置</p> <p>イ) 認定事業医療情報等を取り扱う施設設備に、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講じていること。</p> <p>ロ) 認定事業医療情報等の取扱いに係る電子計算機及び端末装置の動作を記録するとともに、通常想定されない当該電子計算機及び端末装置の操作を検知し、当該操作が行われた電子計算機及び端末装置を制御する措置を講じていること。</p> <p>ハ) 第三者が当該電子計算機又は端末装置に使用目的に反する動作をさせる機能が具備されていないことを確認していること。</p> <p>二) 認定事業医療情報等を電気通信により送受信するときは、次に掲げる措置を講じていること。</p> <p>(1) 外部の者との送受信の用に供する電気通信回線として、専用線等（IP-VPNサービスに用いられる仮想専用線その他のこれと同等の安全性が確保されると認められる仮想専用線を含む。）を用いること。</p> <p>(2) (1)に規定する電気通信回線に接続されるサーバ用の電子計算機のうち、医療情報取扱事業者からの医療情報の受信に用いるものについては、外部への送信機能を具備させないこと。</p> <p>(3) (1)に規定する電気通信回線に接続されるサーバ用の電子計算機のうち、匿名加工医療情報取扱事業者への匿名加工医療情報の送信に用いるものについては、外部からの受信機能を具備させないこと。また、(2)又はホに規定する電子計算機以外のサーバ用の電子計算機を用いること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、認定事業医療情報等を適切に移送し、又は移送を受けるために、暗号化等必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ) 匿名加工医療情報の作成の用に供する医療情報の管理は、二(2)及び(3)の電子計算機以外のサーバ用の電子計算機を用いることとし、二(2)及び(3)に規定する電子計算機を経由する以外の方法による外部へのネットワーク接続を行わないこと。また、二(2)及び(3)に規定する電子計算機との接続においては、専用線を用いること。</p>	<p>・ペネトレーションテスト、専門家による現地調査</p>

○情報信託機能の認定に係る指針ver2.0・次世代医療基盤法の比較

3. 情報セキュリティについて

大分類	中分類	情報信託認定指針V2.0	次世代医療基盤法	要配慮個人情報（医療情報）を扱う情報信託機能指針の追加要件への示唆
3. 情報セキュリティ	(11) 物理的及び環境的 情報セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害、悪意のある攻撃又は事故に対する物理的な保護を設計、適用すること ・情報及び情報処理施設への入退室管理、情報を扱う区域の管理、定期的な検査を行うこと ・外部クラウドを活用する場合には当該クラウド利用契約上の情報セキュリティ要件などで担保されていることを示すこと ・情報を取り扱う機器等のソフトウェア、ハードウェアなど最新の状態に保持すること、セキュリティ対策ソフトウェアなどを導入すること 	<p>■ 物理的安全管理措置</p> <p>イ) 認定事業医療情報等を取り扱う施設設備を他の施設設備と区分していること。</p> <p>ロ) 認定事業医療情報等を取り扱う施設設備への立入り及び機器の持込みを制限する措置を講じているとともに、監視カメラの設置その他の当該施設設備の内部を常時監視するための装置を備えていること。</p> <p>ハ) 認定事業に関し管理する医療情報等の取扱いに係る端末装置は、原則として、補助記憶装置及び可搬記録媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。）への記録機能を有しないものとする。</p> <p>ニ) 認定事業医療情報等を削除し、又は認定事業医療情報等が記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。</p>	<p>・専門家による現地調査</p>
	(12) 運用の情報セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・情報処理設備の正確かつ情報セキュリティを保った運用を確実にするため操作手順書・管理策の策定、実施 ・マルウェアからの保護のための検出、予防、回復の管理策の策定、実施 ・ログ等の常時分析により、不正アクセスの検知に関する対策を行うこと、情報漏えい防止措置を施すこと ・技術的ぜい弱性管理、平時のログ管理や攻撃監視などに関する基準が整備されていること ・サイバー空間の情勢を把握し、それに応じた運用上のアップデートなどが行われること 	<p>■ 技術的安全管理措置</p> <p>イ) 認定事業医療情報等を取り扱う施設設備に、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講じていること。</p> <p>ロ) 認定事業医療情報等の取扱いに係る電子計算機及び端末装置の動作を記録するとともに、通常想定されない当該電子計算機及び端末装置の操作を検知し、当該操作が行われた電子計算機及び端末装置を制御する措置を講じていること。</p>	<p>・専門家による現地調査</p>

○情報信託機能の認定に係る指針ver2.0・次世代医療基盤法の比較

3. 情報セキュリティについて

大分類	中分類	情報信託認定指針V2.0	次世代医療基盤法	要配慮個人情報（医療情報）を扱う情報信託機能指針の追加要件への示唆
	(13) 通信の情報セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・システム及びアプリケーション内情報保護のためのネットワーク管理策、制御の実施 ・自ら提供するか外部委託しているかを問わず、全てのネットワークサービスについて、情報セキュリティ機能、サービスレベル及び管理上の要求事項の特定 ・情報サービス、利用者及び情報システムは、ネットワーク上でグループごとに分離 ・組織の内部及び外部での伝送される情報のセキュリティを維持するための対策の実施（通信経路又は内容の暗号化などの対応を行うこと） 	<p>■ 技術的安全管理措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による現地調査
3. 情報セキュリティ	(14) システムの取得・開発・保守	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム全般にわたり情報セキュリティを確実にするため、新しいシステムの取得時および既存システムの改善時要求事項としても情報セキュリティ要求事項を必須とすること ・開発環境及びサポートプロセス（外部委託など）においても情報セキュリティの管理策を策定、実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置に関する規程の策定 ・規程の実施状況に関する評価及び改善（規則第6条（第1号）） （注：システムの開発、取得、サポート、改善に関する事項を規程に含める） 	-
	<u>（情報の提供元及び提供先の安全管理）</u>	（現行の指針においては規程なし）	<ul style="list-style-type: none"> ・医療情報の提供を受ける際に、医療情報取扱事業者による当該医療情報の提供の方法及びこれに係る安全管理のための措置が適正である旨を確認していること。 ・匿名加工医療情報の提供の契約において、匿名加工医療情報取扱事業者による当該匿名加工医療情報の利用の態様及びこれに係る安全管理のための措置が匿名加工の程度に応じて適正であることを確保していること。（施行規則第6条第5項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の提供先に対する安全管理を義務付け、当該義務が明記された契約書案の提出を義務付ける

○情報信託機能の認定に係る指針ver2.0・次世代医療基盤法の比較

3. 情報セキュリティについて

大分類	中分類	情報信託認定指針V2.0	次世代医療基盤法	要配慮個人情報（医療情報）を扱う情報信託機能指針の追加要件への示唆
3. 情報セキュリティ	(15) 供給者関係	<ul style="list-style-type: none"> ・供給者との間で、関連する全ての情報セキュリティ要求事項を確立、合意、定期的監視 ・ICTサービス・製品のサプライチェーンに関連する情報セキュリティリスク対処の要求事項を含む 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者が当該電子計算機又は端末装置に使用目的に反する動作をさせる機能が具備されていないこと ・意図せざる変更を加えられていないことを担保することができる製造事業者による機器等を用いることが望ましい ・調達履歴を確認できる方法により導入するとともに、認定事業医療情報等管理・取扱区域において、通信監視を徹底することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・調達履歴の管理
	(16) 情報セキュリティインシデント管理	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティインシデントに対する迅速、効果的な対応のため責任体制の整備、手順の明確化、事故発生時は、速やかに責任体制への報告、対応（復旧・改善）、認定団体への報告などを実施すること ・漏洩など事故発生時の対応体制、報告・公表などに関する基準が整備されていること ・定期的な脆弱性検査に関する基準や脆弱性発見時の対応体制などが整備されていること ・外部アタックテストなどのセキュリティチェック、インシデント対応訓練やセキュリティ研修などを定期的実施すること 	<p>認定事業医療情報等を取り扱う施設設備の障害の発生の防止に努めるとともに、これらの障害の発生を検知し、及びこれらの障害が発生した場合の対策を行うため、事業継続計画の策定、その機能を代替することができる予備の機器の設置その他の適切な措置を講じていること。（施行規則第6条第5項）</p>	—
	(17) 事業継続マネジメントにおける情報セキュリティの側面	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ継続を組織の事業継続マネジメントシステムに組み込むこと 	<p>認定事業医療情報等を取り扱う施設設備の障害の発生の防止に努めるとともに、これらの障害の発生を検知し、及びこれらの障害が発生した場合の対策を行うため、事業継続計画の策定、その機能を代替することができる予備の機器の設置その他の適切な措置を講じていること。（施行規則第6条第5項）</p>	—
	(18) 遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム及び組織について、全ての関連する法令、規制及び契約上の要求事項などを遵守 ・プライバシー及び個人データの保護は、関連する法令及び規制の確実な遵守 ・定めた方針及び手順に従って情報セキュリティが実施・運用されることを確実にするための定期的なレビューの実施 	<p>法令等を遵守した運営体制の確保（規則第5条第4号関係）</p>	—

○情報信託機能の認定に係る指針ver2.0・次世代医療基盤法の比較

4. ガバナンス体制について

大分類	中分類	情報信託認定指針V2.0	次世代医療基盤法	要配慮個人情報（医療情報）を扱う情報信託機能指針の追加要件への示唆
4. ガバナンス体制	(1) 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 「データは、個人がその成果を享受し、個人の豊かな生活実現のために使うこと」及び「顧客本位の業務運営体制」の趣旨を企業理念・行動原則等を含み、その実現のためのガバナンス体制の構築を定め経営責任を明確化していること 	<ul style="list-style-type: none"> 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。 ガバナンスについては、法令等を遵守した運営体制の確保として、以下の事項を含む内部規則が必要（※詳細は別紙） <ol style="list-style-type: none"> ①内部管理体制の整備に関する事項 ②医療情報の取得に関する事項 ③匿名加工医療情報の提供に関する事項 ④内部規則等の周知方法 	<ul style="list-style-type: none"> 運営規則、経理規程、内部監査規程、契約書案の提出を義務付ける。【再掲】
	(2) 相談体制	<ul style="list-style-type: none"> 個人や事業者から、電話や電子メール等による問い合わせ、連絡、相談等を受け付けるための窓口を設けており、相談があった場合の対応プロセスを定めていること 	<ul style="list-style-type: none"> 広報及び啓発並びに本人、医療情報取扱事業者又は匿名加工医療情報取扱事業者からの相談に応ずるための体制を整備していること。 	<ul style="list-style-type: none"> (現行の認定指針通り)
	(3) 諮問体制	<ul style="list-style-type: none"> 以下を満たす、社外委員を含む諮問体制を設置していること（データ倫理審査会） <ul style="list-style-type: none"> →構成員の構成例：エンジニア（データ解析や集積技術など）、セキュリティの専門家、法律実務家、データ倫理の専門家、消費者等多様な視点でのチェックを可能とする多様な主体の参加 →データ利用に関する契約や利用方法、提供先第三者などについて適切性を審議し、必要に応じて助言を行う →情報銀行は定期的に諮問体制に報告を行うこと、諮問体制は、必要に応じて情報銀行に調査・報告を求めることができる、情報銀行は当該求めに応じて、適切に対応すること 	<ul style="list-style-type: none"> 適切に審査するための審査体制（※①～④は次項参照）を有すること。 【⑤倫理指針の適用（一部略）】 医療情報取扱事業者が認定匿名加工医療情報作成事業者に対し医療情報を提供する場合は、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針等の適用対象とならず、医療情報取扱事業者において倫理審査委員会の承認を得る必要はない。 また、匿名加工医療情報取扱事業者が認定匿名加工医療情報作成事業者から匿名加工医療情報の提供を受ける場合は、倫理指針の適用対象とならず、匿名加工医療情報取扱事業者において倫理審査委員会の承認を得る必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 次世代医療基盤法の審査体制は「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づいている。これと同等の審査体制を義務付ける。（この審査において、同意取得方法、同意取得文書についても厳格に事前審査することにより、確実な同意の取得を担保する。） ただし、情報銀行は「侵襲を伴わない研究であって介入を行わないもの」に該当するため、迅速審査の適用が可能であり、毎回会議を開催することが必須ではない。 ※次世代医療基盤法では、認定事業者が審査体制を設置することにより、提供元及び提供先において倫理審査を不要としている。（このことが、医療機関や大学医学研究科の協力に係る障壁を大きく引き下げている。）

○情報信託機能の認定に係る指針ver2.0・次世代医療基盤法の比較 (参考)匿名加工医療情報の提供の是非の判断に際しての審査体制

【匿名加工医療情報の提供の是非の判断に際しての審査体制】

①設置要件

- (i) 審査に関する事務を的確に行う能力があること。
- (ii) 委員会を中立的かつ公正に運営する能力があること。

②設置に際しての責務

- (i) 委員会の組織及び運営に関する規程を定め、当該規程により、委員会の委員及びその事務に従事する者に業務を行わせるものとする。
- (ii) 委員会の運営を開始するに当たって、委員会の組織及び運営に関する規程並びに委員名簿を公表するものとする。また、年1回以上、当該委員会の開催状況及び審査の概要について、公表するものとする。ただし、審査の概要のうち、公表することにより事業運営に支障が生じる事項であるなど、非公開とすることが必要な内容として委員会が判断したものについては、この限りでない。
- (iii) 委員会が審査を行った医療分野の研究開発に関する審査資料を当該研究開発の終了について報告されるまでの期間、適切に保管するものとする。

③委員会の構成

- (i) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。
- (ii) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。
- (iii) 本人の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること。
- (iv) 認定事業者に所属しない者が複数含まれていること。
- (v) 男女両性で構成されていること。
- (vi) 5名以上であること。

④委員会の審査

- (i) 匿名加工医療情報の利用目的が、基本方針に照らして適切な医療分野の研究開発に資するものであるか。
- (ii) 匿名加工医療情報の利用内容が、科学的に妥当であるか。
- (iii) 研究開発の結果を一般市民に提供する際には、その公表方法等が、一定の地域や団体に属する者等の本人やその子孫以外にも不利益が生じないよう配慮されたものとなっているか。
- (iv) 研究開発に係る金銭その他の利益の收受及びその管理の方法が妥当であるか。

なお、あらかじめ②(i)の組織及び運営に関する規程において、委員会が指名する委員による審査(以下「迅速審査」という。)の適用範囲、審査方法等実施手順についても定めるとともに、当該審査結果が全ての委員に報告されることとする場合は、迅速審査を行い、当該審査結果を委員会の意見として取り扱うものとすることができる。

また、認定匿名加工医療情報作成事業者は、委員会の審査を経て、匿名加工医療情報取扱事業者に対して匿名加工医療情報を提供するものとする。匿名加工医療情報を提供する際には、当該匿名加工医療情報が、実際に(i)から(iv)の観点を含めて適切に取り扱われることを確保するため、認定匿名加工医療情報作成事業者と匿名加工医療情報取扱事業者との間で締結する契約により、匿名加工医療情報の利用の目的、内容等の利用条件を明確に設定し、安全管理措置を適切に講ずることを確保するとともに、これらに反する取扱いを行った場合の制裁措置を明記することが必要である。(医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律についてのガイドライン(安全管理措置編)2-5 その他の措置ニ参照)

○情報信託機能の認定に係る指針ver2.0・次世代医療基盤法の比較

4. ガバナンス体制について

大分類	中分類	情報信託認定指針V2.0	次世代医療基盤法	要配慮個人情報（医療情報）を扱う情報信託機能指針の追加要件への示唆
4. ガバナンス体制	(4) 透明性（定期的な報告・公表等）	<ul style="list-style-type: none"> 提供先第三者、利用目的、契約約款に関する重要事項の変更などを個人にわかりやすく開示できる体制が整っていること、透明性を確保（事業に関する定期的な報告の公表など）すること 個人による情報銀行の選択に資する情報（当該情報銀行による個人への便益の考え方、他の情報銀行や事業者にデータを移転する機能の有無など）を公表すること 	<ul style="list-style-type: none"> 次世代医療基盤法では、認定事業者のほか、提供元の医療情報取扱事業者においても周知、通知、公表を義務付けている。 また、以下の内容について公表の義務がある <ul style="list-style-type: none"> →データ提供の審査状況の公表 →匿名加工医療情報作成事業の実施状況の公表 →毎年度の事業計画・収支予算書、事業報告書を主務大臣へ提出・公表【再掲】 →安全管理に関する基本方針の公表 →セキュリティ監査や第三者認証の結果等の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 情報信託事業者及び情報提供事業者（PHRサービス等を介する場合の事業者）による公表の義務付け 次世代医療基盤法と同等の内容の公表を義務付け
	(5) 認定団体との間の契約	<ul style="list-style-type: none"> 認定団体との間で契約を締結すること（認定基準を遵守すること、更新手続き、認定基準に違反した場合などの内容、認定内容に大きな変更があった場合は認定団体に届け出ることなど） 誤認を防ぐため、認定の対象を明確化して認定について表示すること 	<ul style="list-style-type: none"> 匿名加工医療情報作成事業を行う者（法人に限る。）は、申請により、匿名加工医療情報作成事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の主務大臣の認定を受けることができる。（注：事業者が申請し、主務大臣が認定を行う。主務大臣と認定事業者の間で契約は締結しない。） 	<ul style="list-style-type: none"> （・医療情報を取り扱う場合のみ主務大臣/所管官庁が認定に関与する場合には要検討）
	(6) (再委託)	(現行の指針においては規程なし)	<ul style="list-style-type: none"> 医療情報を取り扱う業務の再委託を行う際には、再委託先も認定事業者と同じ規程が適用され、再委託先についても主務大臣の認定が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 医療情報を取り扱う業務の再委託を行う場合再委託先にも安全管理措置を義務付け、再委託先も安全管理措置の審査対象とする。

○情報信託機能の認定に係る指針ver2.0・次世代医療基盤法の比較

5. 事業内容について

大分類	中分類	情報信託認定指針V2.0	次世代医療基盤法	要配慮個人情報（医療情報）を扱う情報信託機能指針の追加要件への示唆
	(1) 契約約款の策定	<ul style="list-style-type: none"> モデル約款の記載事項に準じ、認定団体が定めるモデル約款を踏まえた契約約款を作成・公表していること（又は認定後速やかに公表すること）（個人との間、（必要に応じて）情報提供元・情報提供先事業者との間） 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の内部規則の整備が義務付け <ul style="list-style-type: none"> →医療情報の取得に際しての医療情報取扱事業者との契約に関する基本的事項（排他的・恣意的契約を締結しないこと、通知書面内容及び通知の方法の確認等） →匿名加工医療情報の提供に際しての匿名加工医療情報取扱事業者との契約に関する基本的事項（匿名加工医療情報の提供に係る安全管理措置、金銭その他の利益の收受及びその管理の方法等） 	(現行の認定指針の通り)
5. 事業内容	(2) 個人への明示及び対応	<ul style="list-style-type: none"> 以下について、個人に対しわかりやすく示すとともに個人情報の利用目的及び第三者提供について個人情報保護法上の同意を取得すること（同意取得の例：包括的同意、個別同意など） <ul style="list-style-type: none"> →情報銀行の行う事業及び対象とする個人情報の範囲、事業による便益、提供先第三者や利用目的に応じたリスク（注意点） →対象となる個人情報とその取得の方法、利用目的、統計情報・匿名加工情報に加工して提供する場合はその旨 →個人情報の第三者提供を行う場合の提供先第三者及び利用目的に関する判断基準及び判断プロセス →情報銀行が提供する機能と、個人がそれを利用するための手続き →個人が相談窓口を利用するための手続き 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の内容について通知が必要 <ul style="list-style-type: none"> →医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報の作成の用に供するものとして、認定匿名加工医療情報作成事業者に提供すること。 →認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の項目 →認定匿名加工医療情報作成事業者への提供の方法 →本人又はその遺族からの求めに応じて当該本人が識別される医療情報の認定匿名加工医療情報作成事業者への提供を停止すること。 →本人又はその遺族からの求めを受け付ける方法 	(現行の認定指針の通り)

○情報信託機能の認定に係る指針ver2.0・次世代医療基盤法の比較

5. 事業内容について

大分類	中分類	情報信託認定指針V2.0	次世代医療基盤法	要配慮個人情報（医療情報）を扱う情報信託機能指針の追加要件への示唆
5. 事業内容	(3) 事業者の義務 (相互運用性の確保)	<p>★以下の要件を満たすとともに、モデル約款の記載事項に準じて約款等に明記し、個人の合意を得ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法をはじめ、関係する法令等を遵守すること（取り扱う情報の属する個別分野に関するガイドラインを含む） ・個人情報について認定基準のセキュリティ基準にもとづき、安全管理措置を講じ、セキュリティ体制を整備した上で維持・管理を行うこと ・善管注意義務にもとづき、個人情報の管理・利用を行うこと ・対象とする個人情報及びその取得の方法、利用目的の明示 ・個人情報の第三者提供を行う場合の提供先第三者及び利用目的に関する適切な判断基準（認定基準に準じて判断）の設定・明示 ・個人情報の第三者提供を行う場合の適切な判断プロセスの設定・明示（例：データ倫理審査会の審査・承認など） ・個人情報の提供先第三者及び当該提供先第三者の利用目的の明示 ・個人が自らの情報の提供に関する同意の撤回（オプトアウト）を求めた場合は、対応すること ・個人情報の取り扱いの委託を行う場合には、個人情報保護法第22条に照らして必要な監督を行うこと（提供先第三者との関係） ・個人情報の第三者提供を行う場合、当該提供先からの個人情報の他の第三者への再提供の原則禁止（※） ・個人情報の提供先第三者との間での提供契約を締結すること ・当該契約において、必要に応じて提供先第三者に対する調査・報告の徴収ができること、損害賠償責任、提供したデータの取扱いや利用条件（認定基準に準じた扱いを求めること）について規定すること 	<p>★以下のような事項が義務づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人への目的・提供する項目・提供方法・停止の求め方法等についての通知 ・厚生労働省標準規格で医療情報の提供を受ける体制の整備 ・医療情報の第三者提供の禁止 ・データ提供先の適正な安全管理措置の確保 ・データ提供先についての不当な差別の禁止 ・漏えいその他の事故が生じた場合における被害の補償のための措置 	<p>・相互運用性の確保ため、現行の認定指針の項目に加えて、医療情報の標準規格の積極的な採用を求める。（独自規格による囲い込みは認めない。）</p>

○情報信託機能の認定に係る指針ver2.0・次世代医療基盤法の比較

5. 事業内容について

大分類	中分類	情報信託認定指針V2.0	次世代医療基盤法	要配慮個人情報（医療情報）を扱う情報信託機能指針の追加要件への示唆
5. 事業内容	(4) 個人のコントロールを確保するための機能について	<p>①情報銀行に委任した個人情報の第三者提供に係る条件の指定及び変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供先・利用目的・データ範囲について、個人が選択できる選択肢を用意すること ・選択を実効的なものとするために適切なユーザーインターフェイス（操作が容易なダッシュボードなど）を提供すること ・選択肢及びユーザーインターフェイスが適切に設定されているか、定期的にデータ倫理審査会などの諮問体制に説明し助言を受けること ・利用者が個別の提供先、データ項目等を指定できる機能を提供する場合には、その旨を明示すること <p>②情報銀行に委任した個人情報の提供履歴の閲覧（トレーサビリティ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのデータがどこに提供されたのかという履歴を閲覧できるユーザーインターフェイスを提供すること ・提供の日時、提供されたデータ項目、提供先での利用状況など、履歴の詳細を提供する場合は、その旨を明示すること <p>③情報銀行に委任した個人情報の第三者提供・利用の停止（同意の撤回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人から第三者提供・利用停止の指示を受けた場合、情報銀行はそれ以降そのデータを提供先に提供しないこと ・指示を受けた以降、既に提供先に提供されたデータの利用が当該データの提供を受けた提供先で制限されるか否か、制限される場合にはどの範囲で制限されるかを、あらかじめ本人に明示すること <p>④情報銀行に委任した個人情報の開示等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易迅速で本人の負担のないユーザーインターフェイスにより、保有個人データの開示の請求（個人情報保護法第28条に基づく請求）を可能とする仕組みを提供すること ・その他、他の情報銀行や事業者にデータを移転する機能の有無を明示すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・通知をしてから30日間の提供の停止を求める期間の確保 ・本人又はその遺族から、認定匿名加工医療情報作成事業者に対して、既に医療情報取扱事業者から認定匿名加工医療情報作成事業者提供された医療情報の削除の求めがあったときは、医療情報は可能な限り削除する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代医療基盤法では提供停止と削除のみ可能であるが、情報銀行ではより多様なコントロールが可能であることが求められる。
	(5) 責任の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者契約法など法令を遵守した適切な対応をすること ・情報銀行は、個人との間で苦情相談窓口を設置し、一義的な説明責任を負う ・提供先第三者に帰責事由があり個人に損害が発生した場合は、情報銀行が個人に対し損害賠償責任を負う 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・相談窓口や、被害の補償のための措置【再掲】 	-

ヘルスケア型情報銀行のビジネスモデルの構築と普及促進

1. 事業の全体像

実施者	株式会社マイデータインテリジェンス、大日本印刷株式会社、株式会社DataCurrent
対象分野	対象事業：情報信託機能を活用した事業/対象分野：「ヘルスケア」
実施地域	関東圏を中心とした日本全国
事業概要	<p>○コンテンツリワードを起点とした情報信託機能の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインメディアの有料コンテンツを便益として、生活者へのアプローチ。 ・個人の体重や歩数をはじめとした生活に係るデータを情報銀行アプリに信託いただく。 ・情報銀行より配信したコンテンツを閲覧したユーザーの深層理解を図り、サービスの提供へとつなげる。 <p>○生活者から許諾を得たデータの情報信託機能の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預託された情報を基に、データ利活用企業は生活者に適したサービスを提供及び、商品の案内を情報銀行アプリ経由で提供を行う。 ・データ活用企業のサービス向上を情報信託機能を通じて図る。 <p>※赤字部分は本実証では実施不可であったため、将来的にビジネスモデルへの実装を目指す。</p>

【全体概要図】

告知・登録

健康に興味関心がある
ビジネスパーソン

1. 日経会員への告知

2. 「歩数計アプリ」の
データ提供許諾と情報登録

データ収集

ライフスタイル等、深い情報を
個人単位で蓄積し提供

<基本取得情報>

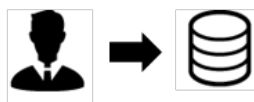
- ・身長
- ・体重
- ・歩数
- ・利用情報

- ・閲覧情報
- ・興味関心

- ・基本情報
- ・属性情報
- ・趣味嗜好

+

<追加取得情報>



- ・ライフイベント
- ・食事画像
- ・位置情報
- ・購買情報
- ・オンライン
行動情報
- ・居住形態
など

※上記はスケジュールの都合
により実証期間中は未実施

※ユーザーからのデータ提供許諾にもとづいて実行。
データ提供レベル（個人特定／不特定等）は別途設定が可能。

データ活用

蓄積したデータをもとに
プロモーションを実施

情報配信

生活者の許諾にもとづいて、
生活者へアプローチ。

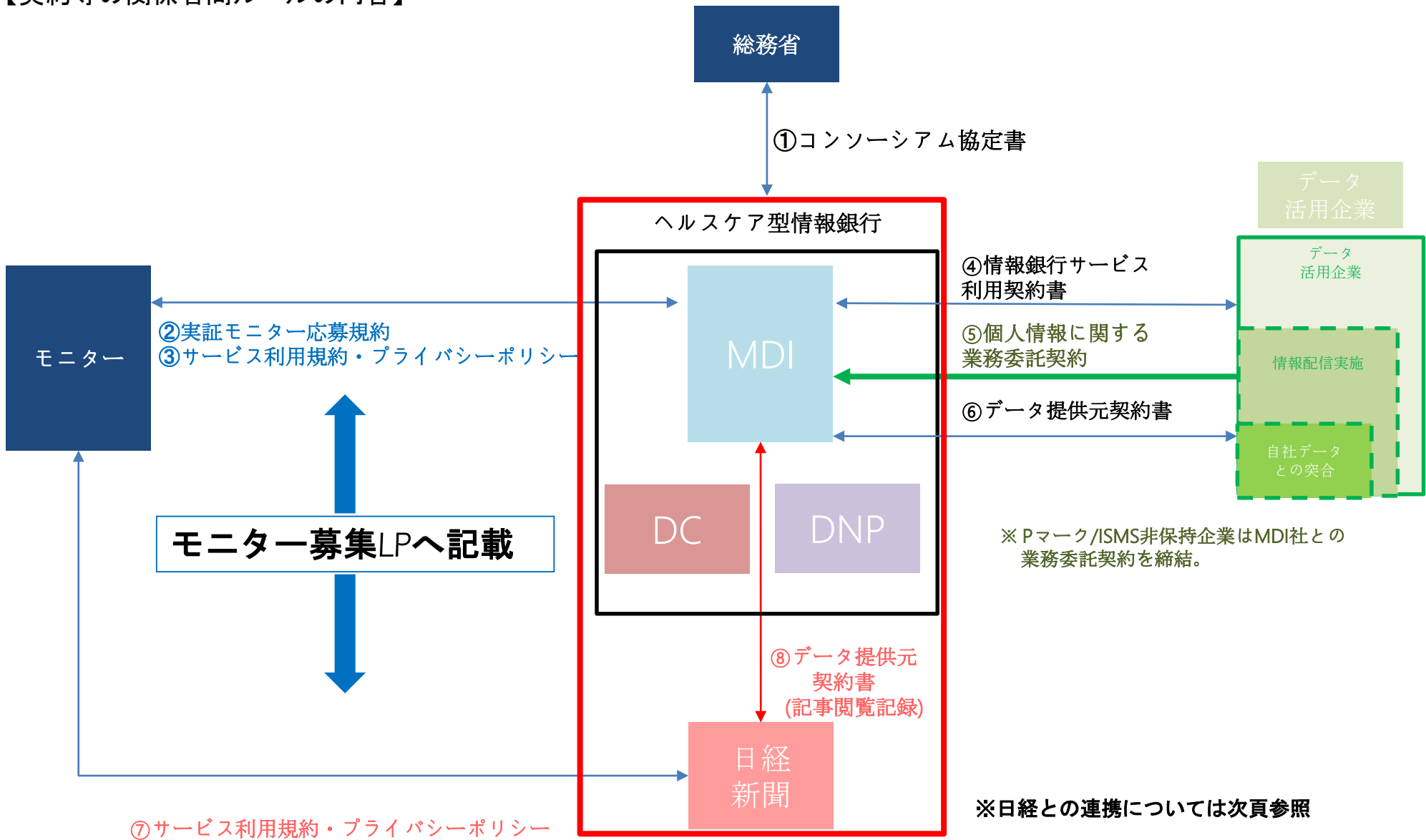


生活者への便益の提供

情報配信/ヘルスケアサービス等

※閲覧情報を情報配信への活用に計画したが、
本実証では実施に至らず。
※将来的には、許諾同意のもと、ヘルスケア情報
閲覧データを活用した情報配信サービスを検討。

【契約等の関係者間ルールの内容】



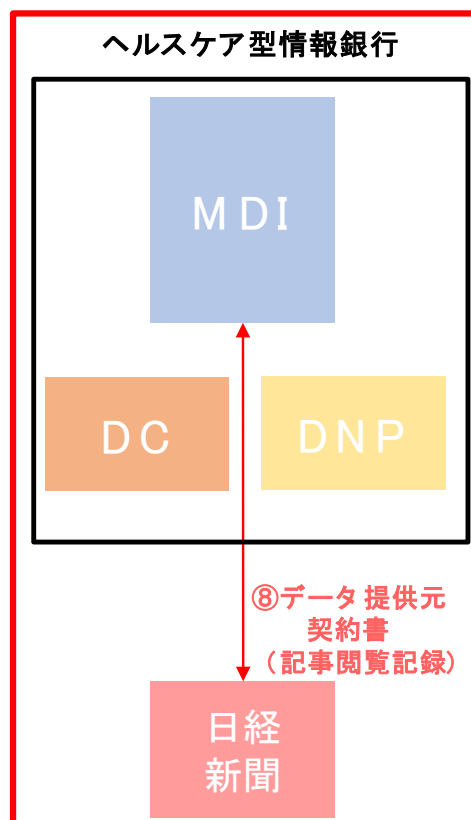
【契約等の関係者間ルールの内容】

本実証を進めるにあたり、日経IDとの紐付けを実施するためシステム上「ユーザー暗号化識別子」の提供が必要。

(日経様はPマーク/ISMS非保持)

前ページ記載のデータフローを踏まえ、ユーザー暗号化識別子は「MDI側において個人特定可能なデータ」ではあるが、MDI側と連携のみならず、歩数アプリ・情報銀行より配信した、NIKKEI STYLE閲覧履歴※とも連携が為される事で日経側にとっても「個人特定可能なデータ」と言わざるを得ない状況である。

上記踏まえ、個人情報保護法上必要な同意等の対応を実施の上で、本実証における共同提案者において下記事項に沿った検討を重ねた。



○検討事項

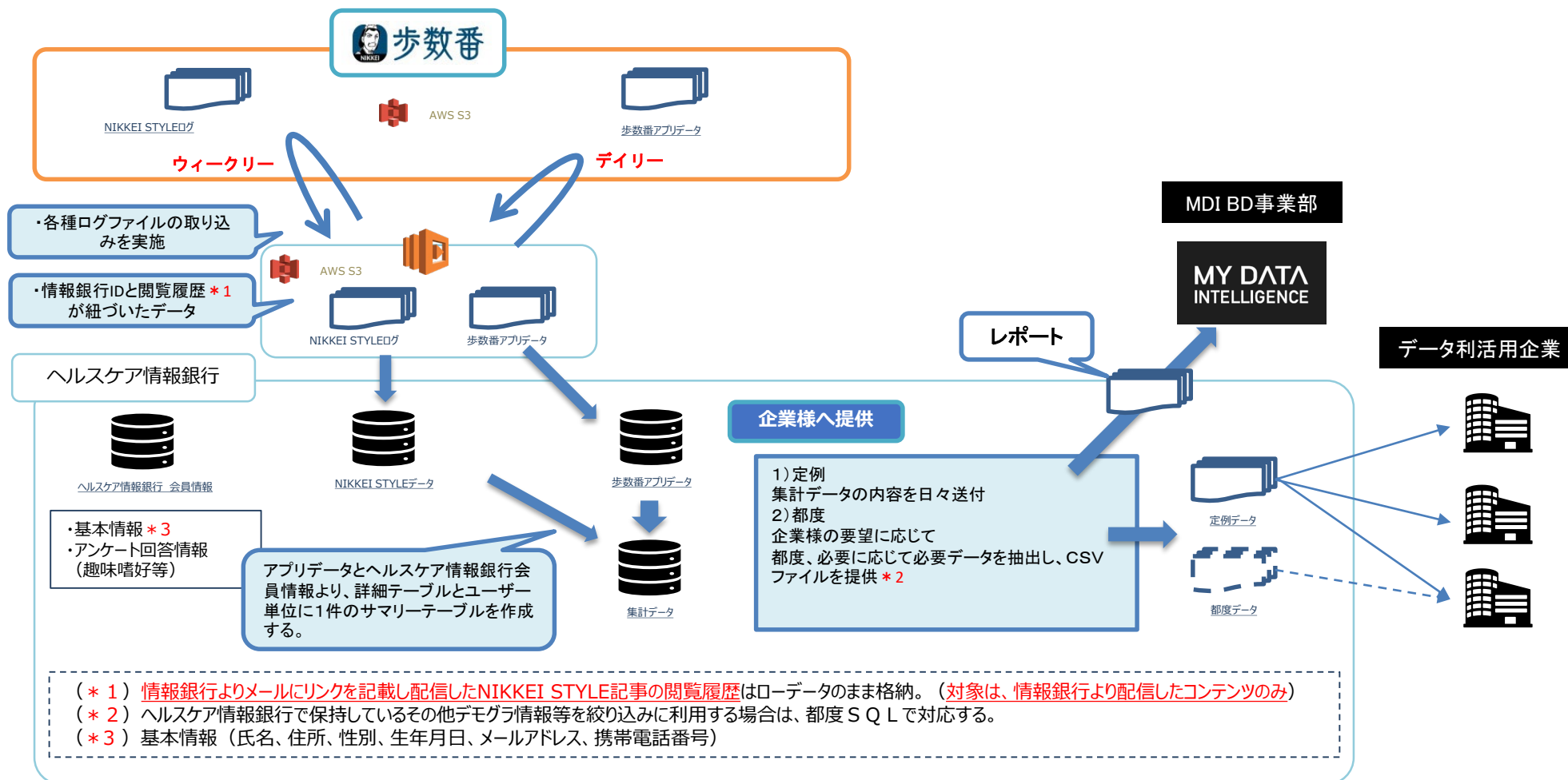
- ① 共同提案者である、大日本印刷 データカレントの社内確認。
- ② コンソーシアム内にて、個人データ同等の基準で審議を実施。
- ③ MDI顧問弁護士（板倉弁護士）の確認を実施。
- ④ MDI内にてデータ倫理委員会内で協議。

※情報銀行より対象にメールでリンクを送付した、計6回の日経のコンテンツに対し、モニターの方が記載したURLをクリックした事により「日経ヘルスケアコンテンツを閲覧した」と定義。

上記以外の閲覧履歴、閲覧ログ等は一切取得していません。

2. データの流通・受け渡し方法

【データの流通(提供元・情報銀行・提供先)、流通するデータの詳細に関する概要図】



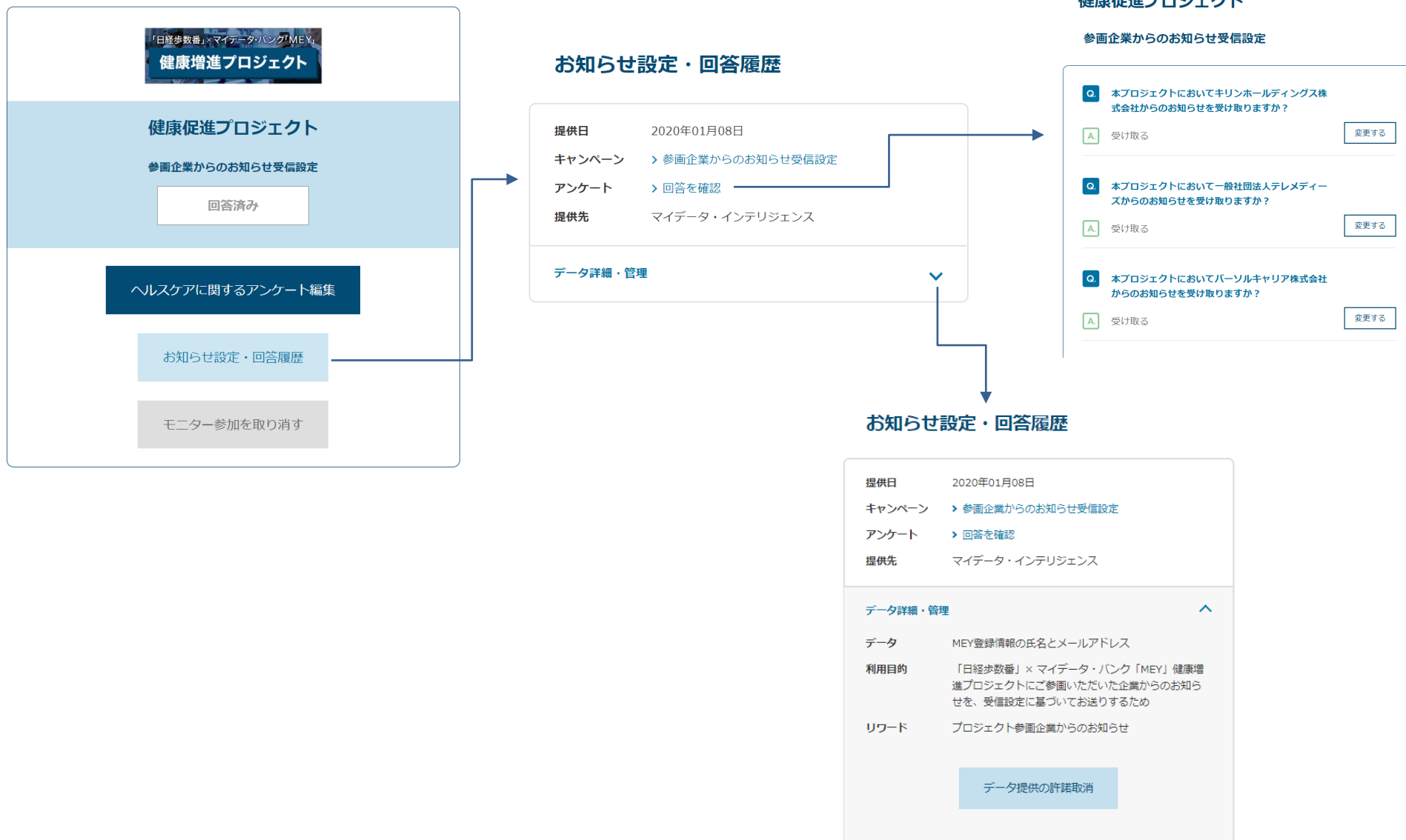
3. 実施体制・それぞれの実施内容

分類	主体名(個社名)、実施内容(取得データ、提供データを含む)・役割
個人	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実証モニターは日経利用者をはじめとした方でかつ、健康に関するアンケートやデータ利活用企業のオファーに同意した529名 ✓ 健康アプリの利用情報(歩数情報など)や健康に関するアンケートや各サービス利用意向を情報銀行へ提供
情報銀行	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生活者の同意に基づき、データ提供者から受け取ったデータを適切に加工・処理し、提供先第三者に提供。情報信託機能を介した上記座組を実施するにあたり、下記のような分担にて実行 <ul style="list-style-type: none"> -株式会社マイデータインテリジェンス: 情報信託機能基盤の提供※事業主体 -大日本印刷株式会社: 事業全般の管理と運用支援 -株式会社DataCurrent: データ提供元企業のリクルーティング
情報提供元	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日本経済新聞社: 日経歩数番(歩数アプリ)利用情報の取得/提供 <ul style="list-style-type: none"> -取得した実証モニターの歩数情報/情報銀行より配信したコンテンツの閲覧情報を提供
提供先第三者	<ul style="list-style-type: none"> ◇生活者への便益:ポイント <ul style="list-style-type: none"> ✓ アンケート情報(世帯年収や家族構成、健康に関する意識情報と各企業毎のサービス利用に関するアンケート結果)と歩数を含む分析加工情報(サービス利用傾向、各企業のサービスと健康に関する意識・行動の相関等)を提供 <ul style="list-style-type: none"> -株式会社 日本旅行: <ul style="list-style-type: none"> ・本実証のモニターをリクルーティングする際に取得した健康に関する行動・意識の情報を基に、ヘルスケアに関する生活者の態度が旅行頻度・旅行の単価など旅行に影響を与えているか検証 -パーソルキャリア株式会社: <ul style="list-style-type: none"> ・本実証のモニターをリクルーティングする際に取得した健康に関する行動・意識の情報を基に、ヘルスケアに関する生活者の態度が「働く」にどんな影響を与えているのか検証 -株式会社ビジョナリーホールディングス <ul style="list-style-type: none"> ・本実証のモニターをリクルーティングする際に取得した健康に関する行動・意識の情報を基に、ヘルスケアに関する生活者の態度がメガネの利用や購入にどんな影響を与えているのか検証 ◇生活者への便益:ヘルスケア商品の広告配信(キリン iMUSE) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 広告配信の許諾ユーザーの歩数を含む分析加工情報(健康に関する意識・行動情報とサービス認知・利用の相関等)を提供 <ul style="list-style-type: none"> -キリンホールディングス株式会社 <ul style="list-style-type: none"> ・生活者同意のもと情報配信を実施し、自社商品の生活者インサイトを検証 ◇生活者への便益:血圧見守りサービスのご案内。抽選で50名に血圧計プレゼント <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報配信の許諾ユーザーの歩数を含む分析加工情報(健康に関する意識・行動情報とサービス認知・利用の相関等)を提供 <ul style="list-style-type: none"> -一般社団法人テレメディーズ <ul style="list-style-type: none"> ・テレメディーズ社が提供する「血圧見守りサービス」についてオファーを実施。 ◇生活者への便益:パーソナライズされたサービスメニューのご案内 <ul style="list-style-type: none"> -RIZAP株式会社 <ul style="list-style-type: none"> ・歩数を含む取得データから、パーソナライズされた形でのボディメイクプログラムのオファーを実施。 →実証期間に契締結が間に合わずデータの活用なし。

4. ユーザーインターフェース(利用者のコントローラビリティ確保のための工夫)

【概要図】

自身のデータを提供した履歴の確認が可能。
また、同意の撤回とデータ利用停止依頼が行える。

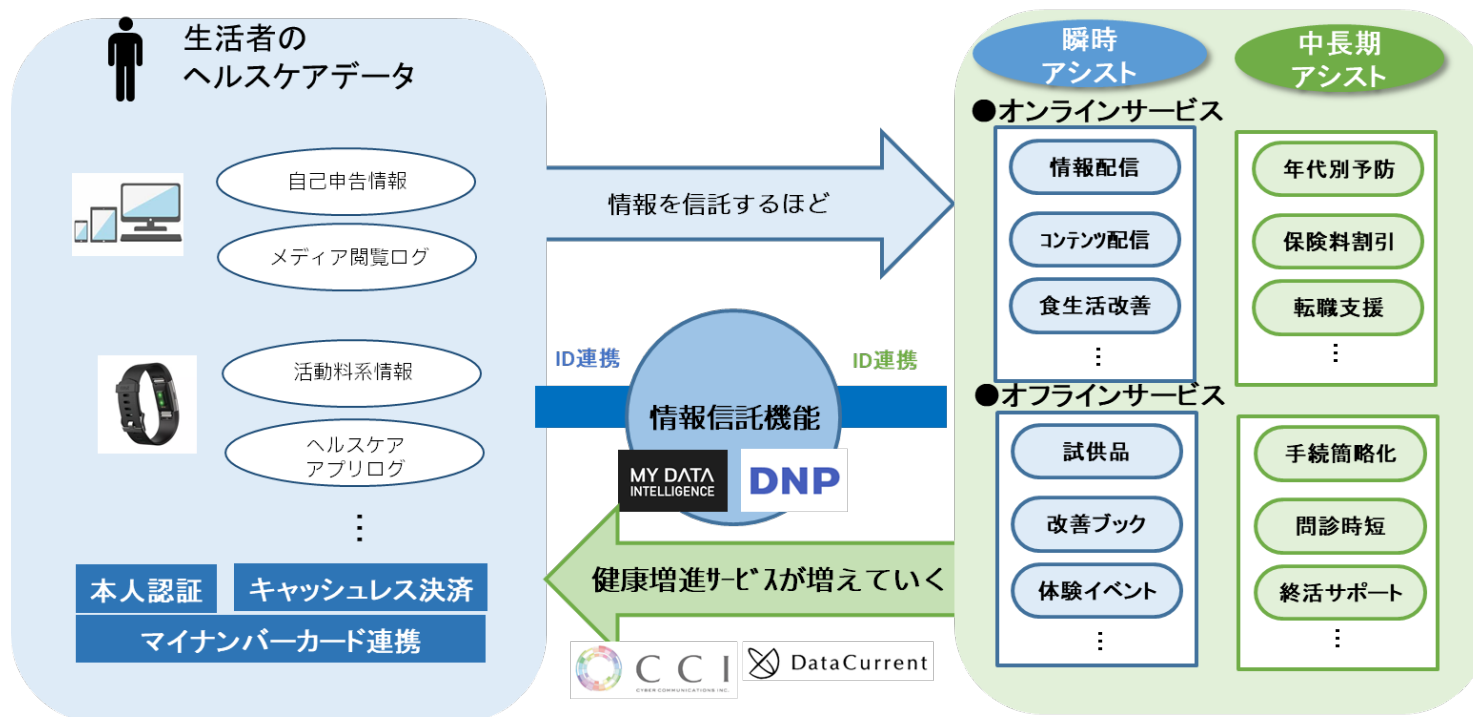


5. ビジネスモデル（将来イメージ）

ビジネスモデルの特徴

- コンソーシアム各社のアセット・ケイパビリティを活用した事業展開を行い、取得情報の幅を広げていくことで、健康を軸とした生活者の可視化を進展。データの預託のメリットや意義を生活者に実感してもらい、ビジネスの展開を図る
- 本事業のマナイズ手法としては、①サービス事業者等へのデータ販売や②生活者のヘルスケアデータを活用したマーケティング業務・データ管理業務の代行による収益化を図り、本事業の自律的かつ継続的な運営を目指す
- 【今後の留意事項】
生活者の同意に基づくデータの預託における納得感をいかに醸成するかが重要になる。また、ヘルスケア情報においては、生活者の機微に関わる情報等を取得しない形で運用し、生活者に不利益を与えないよう丁寧なデータの取得とその利活用をコンソーシアム全体で推進していく必要がある。

【ビジネスモデル（イメージ）】

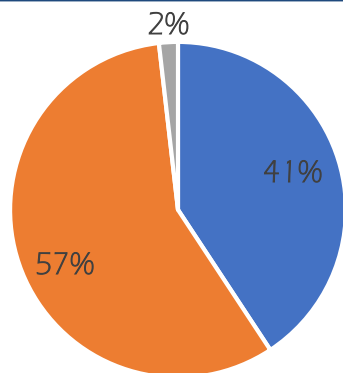


6. アンケート等を通じて得られた利用者の反応(情報信託機能の利用にあたってのメリットや課題等)

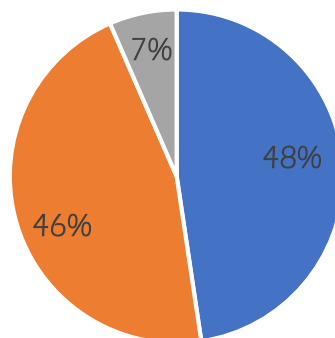
【アンケートを介して収集した利用者の反応情報(統計情報)】

概要

- ・健康増進に関する情報への閲覧頻度や「今後の行動意向」においては一定の成果は見られた。
- ・一方で「実感」を感じるまでには至らず、課題を残す結果になった。
- ・健康増進に寄与した要因としては、歩数情報を預託するインセンティブとして本来有償サービスである日経歩数アプリを無償提供し歩数の可視化を可能にするとともに、コンテンツを配信したこと等が想定される。

今回の健康増進企画を通じた
実感に関して

- 健康増進の実感が湧いた
 - 健康増進に関して興味はあるものの、実感としては感じていない
 - 健康増進に関して興味がなく、実感もない
- ・事後アンケート参加者の大半が健康増進に積極的になったことが分かるが、一方で健康増進の実感を感じてもらうには、改善の余地があることが分かった

今後の健康に関する
取り組みに関して

- 気を付けた行動をするようになった
 - 現状行動はまだできていないが、今後は行動しようと思った
 - 現状行動しておらず、今後も行動するつもりはない
- ・「気を付けた行動をするようになった」、「今後は行動しようと思った」と健康に関する前向きな回答が大多数を占めていた。

健康系コンテンツの
閲覧頻度に関して

毎日閲覧している	23%
週に1度は閲覧している	40%
月に1度は閲覧している	12%
3か月に1度は閲覧している	3%
上記より頻度は少ないが、たまに閲覧する	10%
特に閲覧することはない	10%
わからない	1%

- ・実証開始時の結果では、閲覧意向のある方が75%だったが、終了時には88%に上昇した。閲覧頻度としても「毎日閲覧する」が+8%、「週に一度は閲覧している」が+11%上昇した。
- ・コンテンツ閲覧頻度向上の要因としては、
 - 本実証を通じたオファー等
 - リクルーティング時の回答結果に沿ったコンテンツ
上記を配信したことが想定される

6. アンケート等を通じて得られた利用者の反応(情報信託機能の利用にあたってのメリットや課題等)

【アンケートを介して収集した利用者の反応情報(本企画の施策に関して)】

概要

- ・歩数情報に関しては、「歩数情報を可視化」できたことが好意的な声を得られた。一方で歩数によって変動した数値等、「取得する情報の幅」を広げていくことが今後は求められる。
- ・コンテンツの配信に関しては、「気づき」になったという感想を得られた。今後は「個々人にパーソナライズ化されたコンテンツの配信」が求められることが分かった。

歩数アプリとの連携に関して

メリット:

- ・自分がどれだけ歩いていないのかの気づきになって、土日はなるべく歩こうと思えました
- ・運動した分数値で見れるのはやる気が出る
- ・歩数を計っているので、たくさん歩こうという意識づけになりました。2万歩以上歩いた日も疲れたというより達成感のような感じでした
- ・面白い万歩計を使わせてもらい、歩くのが楽しくなりました!

今後の課題:

- ・他の健康増進ツール、healthplanet, strava, google fit, MHWアプリなどと連携していると楽しさが増す
- ・歩くことで変わる数値(体重/血圧/脈拍など)も記録できるともっといいと思った
- ・睡眠指数、血圧、尿酸値などを計測し管理したいです

健康記事の配信に関して

メリット:

- ・コラムが自分にとって悩んで必要なことが多かったので、身近に感じました。ちょっとした気づきを与えられたプロジェクトでよかったと思います
- ・メールで健康のコラムのお知らせがあり普段読まない記事を読む機会になり、とてもよかったと思います
- ・コラムは役立ち、頻度としても適切に思った

今後の課題:

- ・個人の状況にあわせた、きめ細かい生活習慣の改善のアドバイスを受けられたら良いと思った
- ・生活リズムに合わせた健康法のアドバイスが欲しい
- ・健康は日常生活から形成されるものなので、常に寄り添いアドバイスが得られる環境が必要だと痛感しました

6. アンケート等を通じて得られた利用者の反応(情報信託機能の利用にあたってのメリットや課題等)

【アンケートを介して収集した利用者の反応情報(本企画全体に関して)】

概要

- ・健康改善への貢献に関しては本企画がきっかけになったと言えるが、継続性の点で「他者の巻き込み」や「インセンティブ」の工夫に関してニーズがあることが分かった。
- ・また継続することで健康に関する意識が変わるとの声もあり、長期間でサービスを提供していく必要がある。

健康改善への貢献

メリット:

- ・自分の健康を改めて見直す良いきっかけにはなった
- ・まだ実感できていないが、これからも継続して健康的な行動をするように気をつけたい

今後の課題:

- ・自分一人では意思が弱く、やはり継続が難しいことを実感しました。友人や家族など一緒に参加できる仕組みがあれば楽しめそうです
- ・同じ年齢・生活環境の人と比較できると、より運動に対するやる気がでる気がする
- ・モチベーションが上がる、維持できるご褒美があると嬉しいです。具体的には思いつかないですが・・・
- ・健康サプリメントなどの無料モニターなどがあればいいと思った

企画全体に関して

メリット:

- ・同様の企画があれば、積極的に参加したい
- ・意識して歩くようになっていたので、また同じような企画があると嬉しいです

今後の課題:

- ・メンタルを維持できる内容の企画があったら参加したくなった
- ・継続してのプロジェクトで意識が変わりました。今後も同様の長期プロジェクトを楽しめたらと思います
- ・健康で充実した生活を送れるようなヒントになる企画をいろいろ考えてほしい

7. 実装に向けた課題と対応策

(1) 認定指針に関する課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<p>(1. 事業者の適格性②業務能力など、情報信託機能の認定に係る指針ver2.0 P7 下部※部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● データ提供先となった日経に対しては、ユーザ識別子のみ提供した。 ● コンソーシアムが個人情報の取扱いルールを確認し、データ倫理委員会でも議論の上、日経側へも責任者を立て監督、推進したものの、日経側でも個人情報を有していることから、課題が残った。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ステークホルダーとなる企業に対して、「消費者個人を起点としたデータ流通」のための情報銀行を確立し、継続的に取り組んでいくためにも、Pマーク等の認証取得が必要であることを啓発していくこと。 ✓ 取得せず、何らかの取り組みを行う場合には、Pマーク等認証を取得している企業(情報銀行事業者を含む)に業務を早期に委託できるスキームを組む必要がある。具体的には、フォーマットを用意し、業務フロー、データの流れを明確にすること。その上で、業務委託契約を締結する内部ガバナンスの強化を行う。
<p>(4. 事業内容⑤個人のコントローラビリティを確保するための機能について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「個人のコントローラビリティを確保」するために、登録時、およびサービス提供時にわたって本人操作のもと、データ連携や規約確認、企業別の情報取得に関する機能は実装することができた。 ● コントローラビリティは担保できた一方で、操作プロセスがやや増える結果となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ UIUXを専門担当者が設計することで、生活者に対して認定指針にもとづく必要な説明および同意プロセスを得ることはできたが、登録フロー含め、本サービスを享受いただく前工程がやや多くなってしまったことは、改善点と考えられる。 ✓ 今後は「読む」だけでなく「見る」だけでも直観的に理解できるような「イラストによる説明や表記」等、継続的に工夫し、改善する必要がある。 ✓ また開発プロセスとして、モック(体験版ダミー)を組み、プロジェクトに一切関与しない者の意見も取り入れながら、「コントローラビリティ」と「ユーザービリティ」の両立が必要。

7. 実装に向けた課題と対応策

(2) 情報信託機能を含むビジネスモデルに関する課題と対応策(情報への対価の考え方、整理すべき論点含む)

「生活者」視点

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> ● 情報信託機能を端的に説明できなかった 参加者に対して、自らの健康情報を委任することで、どんなメリットがあるか?どんなサービスが受けられるか、端的に説明ができなかったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 数百万規模の日経会員に告知するも、十分な反応(誘導)が得られなかった。 ✓ 情報信託については動画や途中説明を変える等、推敲し、分かりやすいになるよう工夫をした。結果的に、参加者の登録数も(当初予定からは乖離しているものの)後半は大きく増やすことができたものの、目標とする参加者数確保には至らず、短い時間で端的に理解し、魅力を感じさせるためのさらなる工夫が必要となった。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「リワード」の魅力が不十分であった 情報信託機能を利用するきっかけとして、有償サービス、日経「歩数番」アプリや参加企業からの便益提供をリワードとしてエントリーを促したが、多くの参加者を獲得するに足る魅力に欠けたこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ さまざまな歩数アプリや健康アプリがある中で、三国志コンテンツを利用し、エンターテインメント性も付加した同アプリは、魅力的な特典として考えたが、集客への影響度としては結果的には不十分だった。 ✓ ヘルスケアサービスとしてもっと魅力的なものと組み合わせる必要があると考えられる。具体的には、リアルなサービスとの連携や、実効性の高い健康サービスとの連携等。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「ユーザー登録フロー」が複雑だった 情報信託機能アプリでの個人情報入力、日経アプリダウンロードとID連携、決済カード登録等、生活者の参加条件、フローが複雑であったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企画参加時のハードルを下げる等参加時の動線を考慮した設計に していくことで興味を抱いた生活者の離脱を低減できるようにしていくこと。 ✓ 具体的には、ダウンロードアプリではなく、ウェブアプリベースでのサービス提供や、決済登録は有償サービスを受ける際に行う等、プロセスの簡素化が必要。
<ul style="list-style-type: none"> ● (生活者からの意見より)※巻末に付録添付 健康増進の意識づけにはなった。他アプリ連携を期待する声も。実感までには至らなかったため、実際行動につながる工夫が必要。コンテンツ配信は役に立った。同企画を継続的に提供してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 参加ハードルは高く、改善の余地はあるものの、参加いただいた方からは本取り 組みに対して好意的な声が多かった。 ✓ 今後は「信託する情報と提供サービスが直結する」「当該サービス自体が生活者の健康課題に対して応えたものにする」「実際の運動や行動に変化を及ぼすサービス提供が付帯している」等、さらなる改善が必要と考える。

7. 実装に向けた課題と対応策

(2) 情報信託機能を含むビジネスモデルに関する課題と対応策(情報への対価の考え方、整理すべき論点含む)

「企業」視点

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> ● データ活用企業(サービス提供)の獲得に関して今回、6社の参加を得られたものの、企図していた10社には満たなかった。 「生活者同意のもと個人データを流通させて、健康増進に寄与するサービスを提供する」といった情報銀行の趣旨説明から検証案の理解に時間を要し、賛同を得にくかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報銀行認定を受けた企業が増え、データ流通が安心安全にできる環境が整い、生活者への便益の提供が充実し、情報銀行の生活者の利用が一般的となる事で、企業としてもオファーを行うことで得られるデータの実感を感じてもらえるよう、今後対応することが重要。 ✓ 実感事例が増えることで、企業も意識・関心が高まり、理解度も進むと思われるため、日本IT連と連携し、ビジネスモデルの普及に努めていきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ● 情報への対価の考え方について参加企業と具体的な情報の対価、値決めまで議論は至らなかったものの、求めるデータ項目や費用感については示唆を得ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 求めるデータ項目としては以下が挙げられる。 <ol style="list-style-type: none"> ①他業種が取得した情報（当該業種だと取得困難な情報） ②自己申告以外の情報（行動データ等） ③生活に際し発生する情報（特異な体験ではなく、日々の情報） ✓ 費用感としては「現在のデータ取引単価(一人当たり獲得単価)」を基準としつつ、獲得効率次第で判断といった状況。客単価が異なれば同じ1人の情報でも項目次第でデータ価値が大きく異なる。業種、商材に対応し、需要と供給で変動する「動的価格設定」が必要と思われる。
<ul style="list-style-type: none"> ● 参加表明企業のうち、施策を実施することができなかった社があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 同社は広告代理店と販売代理店契約を締結しているところ、販売に関する取り組みは代理店に一任されているため、データ利用企業となるためには、元の契約を見直す必要が生じた結果、実証期間内の実施が困難となった。 ✓ 「代理店」が介在する場合、「サービス提供企業」と「データ利用企業」が必ずしも一致しないケースを想定する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ● 情報銀行で蓄積した閲覧ログを提供先第三者において活用できなかった等、参加表明企業において情報が十分に活用されなかったケースがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取得したデータの解析、適切なアウトプットまで時間を要することから、プロセスを短縮化するため、データ取得のAPI化、生活者の判別および打ち手設計のプログラムによる自動化が必要。 ✓ 各企業において、情報銀行の情報を活用することにより提供できるサービスの具体化が必要。

(3) 要配慮個人情報の取扱いに関する課題と対応策・工夫等(専門家からのアドバイスを踏まえた対策含む)

一般社団法人 テレメディーズ 代表理事/医師・医学博士 谷田部 淳一

課題(または留意点)

- 本実証では、テレメディーズ社が展開するオンライン血圧見守りサービスの情報を許諾者へ配信。情報取得者の凡そ50%のユーザーがサービスの登録に至った。**※本実証期間中、他にプロモーションを実施していない為、凡そ50%の登録と伺っております。**

対応策(または対応案や方針等)

- ✓ 本実証では、要配慮個人情報を取り扱わない範囲での実証となった。実証を通じ多くのユーザーがサービスに登録している状況を考えると「今後は要配慮個人情報を取り扱った施策へトライしたい」と意向を伺った。
- ✓ 現状のガイドラインだと実現不可であるため、今後の関係省庁の議論整備を見守っていきたい。

(4) その他の課題と対応策(テーマ固有に設定した課題を含む)

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>生活者が情報銀行に情報を預けるための心理的なハードルを下げるための工夫</u> 	<p>対応策は以下の3つが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.取得するデータの拡充 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 健康増進等自身の生活が改善されたという実感を生活者に感じてもらう上では情報銀行に蓄積されるデータの幅を広げることが重要。今回は歩数データのための預託だったが、今後は、「さまざまなサービスとの連携」を通じた「自身の複数のヘルスケア情報の可視化」を通じて、さらなる健康増進をサポートしていく必要がある。 2.ポイント以外の便益開発 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報銀行に情報を預託する事で得られる生活者への便益が「金銭的なもの」だけではない確立が必要。今回検証を通じた生活者反応からは、「個人の状況に合わせたきめ細かい生活習慣改善のアドバイスを受けたい」という声があり、提供サービスのパーソナライズ化が必要である。 3.預託先として安心で最適なサービスだという生活者認知の向上と理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 日経電子版を活用して情報銀行の普及とともに募集を行ったが、必要十分な成果には至らなかった。今後さらに、情報銀行サービスの存在をきちんと生活者へ伝える必要がある。 ✓ 動画・イラスト等で生活者へ丁寧に細かく説明を実施したが、複雑な印象を与えた可能性も否めない。本実証内で登録途中で離脱した生活者もいたことから、生活者の参加を促す上では、親切丁寧な説明と同時に、適度に説明を簡略化したコミュニケーションの開発も必要との示唆を得た。
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>利用者の同意に係る負担を軽減し、同意の実効性を高めるための工夫</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 今回、個別同意を重ねた検証を実施。生活者からは個別同意に関して特段否定的な声を得られなかった。 ✓ 今後、サービスが拡充することで、「同意負担」は増す可能性がある。包括同意による許諾設計は重要な検討項目として捉えており、慎重に検討していきたい。

付録) 本実証で得られた「生活者からの意見」

【歩数アプリとの連携について】

運動量を数値で把握できることによって、自分の運動不足の気づきや歩行量を増やそうという意識付けになったという声
が多数みられた。

自身の努力をスマホで手軽に見える化できること自体がモチベーションUPに繋がったものとみられ、
他の健康系アプリとの連携への期待の声も上がっている。

- あまりにも歩いていないのを実感したのでまず歩くことを意識して生活しようと思いました。
- 自分がどれだけ歩いていないかの気づきになって、土日はなるべく歩こうと思えました。
- 意外と歩けていないのを実感しました。
- 歩数がわかることで運動量が把握できるようになった
- 歩いた結果が目に見えて楽しかった。食べたら歩く。が普通になった。
- 歩いている歩数が見える化されるのはよい
- 昨日より歩数を増やそうと頑張って歩くようになった。
- 毎日何歩歩いたのかアプリを開くのが楽しみになりました！取り組みの励みになります(^)
- 日経歩数版をインストールしたことによって、多少歩くようになったので、健康を意識するいいきっかけになりました。
- 楽しい歩数計で、あと少しだからちょっと遠回りしてから帰ろうかななどと思うようになった。このような企画をまた開催してほしいです。
- 面白い万歩計を使わせてもらい、歩くのが楽しくなりました！ありがとうございます！
- 歩数を計っているので、**たくさん歩こうという意識づけ**になりました。2万歩以上歩いた日も疲れたというより達成感のような感じでした。
- 行動を数字で把握するのが楽しくなってきました。
- **運動した分数値でみれるのはやる気が**でる
- 実際に自分の歩数を知れることによってモチベーションが上がってやる気があがって良かった。
- 毎日歩いた歩数を見るのは楽しかったです。またこのような企画があれば参加したいです。
- アプリのおかげで日々の運動不足を振り返ったり、散歩に行こうと思う回数が増えました。日々の健康管理のきっかけにはなると思います。
- 運動量を日々確認することで、歩数を重視して歩こうという意識付けはできたとおもう。継続することを意識する良いきっかけになった。

- アプリ連携は面白いと思いました。
- スマホで管理できるのがよいと思った
- 今回のでも良いが、もう少し実感出来るようなものとの連携があると良い
- 他の健康増進ツール、healthplanet、strava、google Fit、MHWアプリなどと連携していると楽しさが増す。
- 歩くことで変わる数値(体重/血圧/脈拍など)も記録できると、もっといいと思いました。
- 睡眠指数、血圧、尿酸値などを計測し管理したいです。
- スマートウォッチ fitbit 等 を活用したサービスも気になります

付録) 本実証で得られた「生活者からの意見」

【健康改善への貢献】

健康に対する意識付けにはなったものの、実施期間が短かったこともあり、実際の行動に移す・健康改善を実感するまでには至らなかったという声は多数みられた。

モチベーションを維持していくために、他の人との運動量の比較や、ポイント等の経済的なメリット付与、実際の運動に直接繋がるイベントなどを期待する意見があった。

- ・ 自分では積極的に健康増進に動かないので、こう言う企画があるとありがたい。ポジティブになれる。
 - ・ 自分の健康を改めて見直すいいきっかけにはなった。
 - ・ まだ実感出来ていないが、これからも継続して健康的な行動をするように気をつけたい
 - ・ 運動はできるだけしたいと思った
 - ・ **なかなか歩く距離は増えなかった**が、運動不足を実感した。
 - ・ 歩数のわかる便利なアプリだと思ったのですが、個人的な変化はあまりなかったような気がしています。
 - ・ この企画自体はあまり新たな行動を起こさせるものではなかった。今まで通り、健康のために自分が行っていることを継続していきたい。
 - ・ 自分一人では意志が弱く、やはり**継続が難しい**ことを実感しました。友人や家族など一緒に参加できる仕組みがあれば楽しめそうです。
 - ・ サボり気味でした。次回、同様の企画があれば実行したい。
 - ・ 情報提供に加えより実践を促すきっかけ作りしてほしい
 - ・ もう少し実効性のあるものがいい
-
- ・ 同じ年齢・生活環境の人と比較できると、より運動に対するやる気が出る気がする
 - ・ 他の人がどういった取り組みをしているのか知れると良いと思った
-
- ・ 何か賞的なものやモチベーションになるものが欲しかった
 - ・ **モチベーションが上がる、維持できるご褒美的な事**があると嬉しいです。具体的には思いつかないですが…
 - ・ 一定距離をあるくとクーポンが発行されるなど、キャッシュレス決済と連携した取り組みがあれば面白いと思います。
 - ・ 体重記録や食事記録を継続したらポイントなどがあると良いのではと思います。
 - ・ 運動する事でポイントが貯まり、色々な所でポイントが使えるなど、もっとわかりやすいサービスがあったらいいなあと思います。
-
- ・ 歩こう活動など、実際のアクションに繋がる企画に参加したいと思います。
 - ・ 実際の集まりを企画・開催してもらいたい。
 - ・ 自転車 ウォーキングなど手軽にできる運動を主にしたイベントがあると参加しやすい
 - ・ いろんな人と交流できるような企画を期待します。
-
- ・ もう少し長い期間で参加してみたかった。健康というよりはより身近なダイエット支援とかができるほうがモチベーションはわく
 - ・ 健康サプリメントなどの無料モニターなどがあればいいと思った。

付録) 本実証で得られた「生活者からの意見」

【健康記事の配信について】

配信される健康記事が役に立った、面白かったという意見が多くみられ、関心の高いコンテンツの配信に対してはおおむね好意的であった。

より自分の状況に即した具体的なアドバイスなどの配信を期待する声もみられる。

- コラムが自分にとって悩んで必要なことが多かったので、身近に感じました。ちょっとした気づきを与えられたプロジェクトで良かったと思います
- 毎週(?)配信されてくる記事を読んでいました。これまであまり健康関連の記事を読む習慣がなかったのではじめて知ることが色々ありました。
- 後半になって送られてくる記事は非常に面白くためになりました。今後もこういった情報が送られてくると嬉しいです。
- メールで健康のコラムのお知らせがあり普段読まない記事を読む機会になりとても良かったと思います。これからも続けて行きたいです。
- コラムは役立ち、頻度としても適切に思った。

- 個人の状況にあわせた、きめ細かい生活習慣改善のアドバイスを受けられたら良いと思った。
- 意識付けとしては、大変良いが具体的な項目については個々人で異なるので、きめ細かいサービスが必要である。
- 生活リズムに合わせた健康法のアドバイスが欲しい
- 健康は日常生活から形成されるものなので、常に寄り添いアドバイスが得られる環境が必要だと痛感しました。
- 病気に対する情報提供がもつと欲しい
- 簡単なストレッチや運動のやり方などを教えてもらいたい。
- 減塩が一番の問題だと思うので啓もうして欲しい
- 大幅に生活スタイルを変えなくても少しずつできる工夫を知りたいです

付録) 本実証で得られた「生活者からの意見」

【企画そのものについて】

「健康増進の企画」の継続的な実施を望む声が複数みられた。

また、健康に関わらず、明確なテーマのある参加型企画に参加したいという意見もみられる。

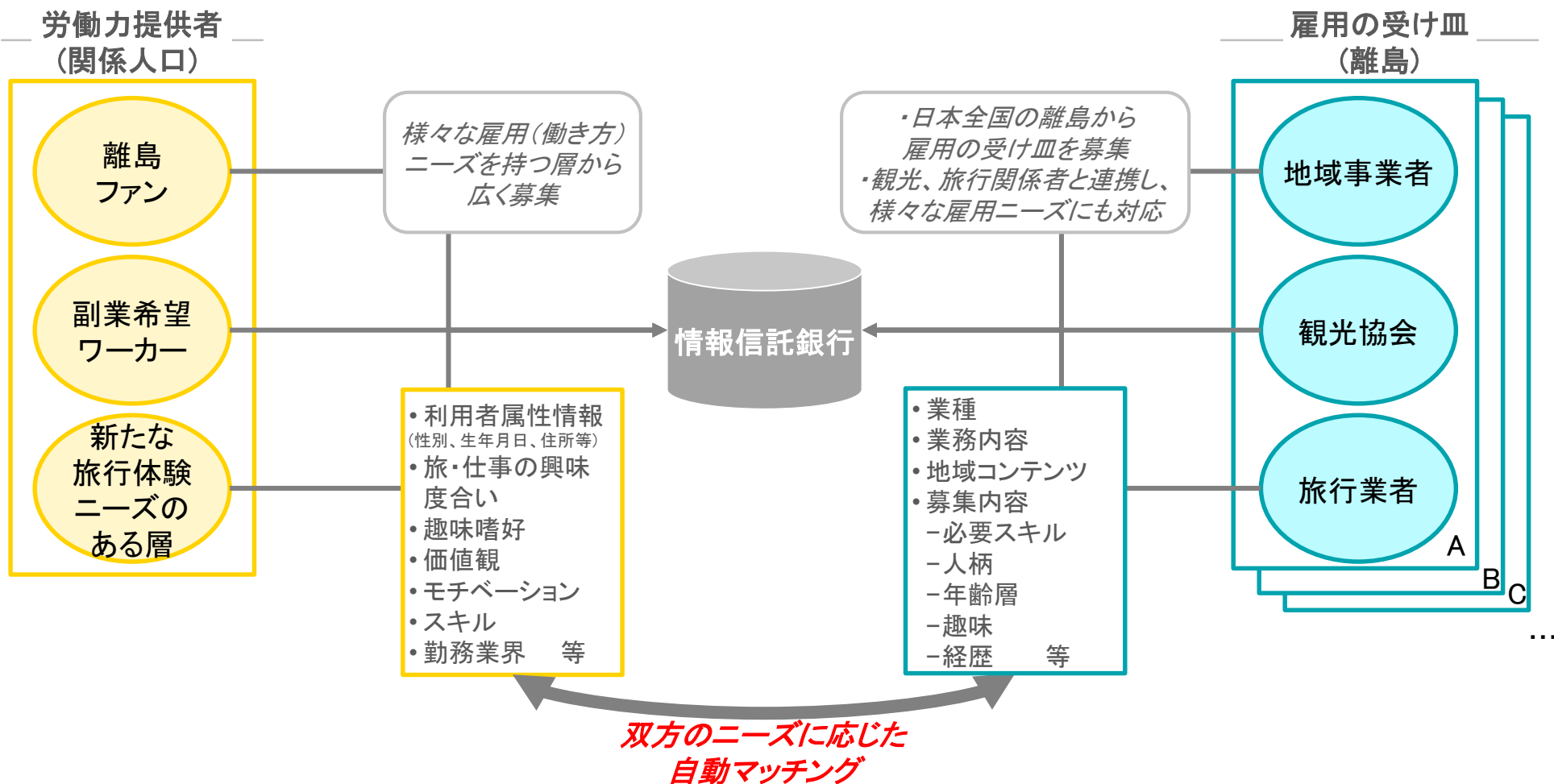
- 同様の企画があれば、積極的に参加したい。
 - 意識して歩くようになっていたので、また同じような企画があると嬉しいです。
 - 継続してのプロジェクトで意識が変わりました。今後も同様の長期プロジェクトを楽しめたらと思います
 - 健康で充実した生活を送れるようなヒントになる企画をいろいろ考えてほしい
 - 健康増進企画の第二弾、更に後続のイベント等、継続してほしい。
 - またこのような企画をぜひ実施して頂きたい
 - いい企画なのでまた参加したいと思う
 - こういった企画に参加できて、健康について考えることができたので、また企画してほしい
 - 今回は家の事情で思うように参加できなかったがもし次回があるのであれば、次は積極的に参加したい。
 - このような機会があれば、是非参加したいと思います。
 - 今回はあまり有効活用できなかったですが、このような機会があること自体がありがたいです。是非また開催してくださいませ。
 - 継続が大切だと考えており、今回同様の企画を定期的で開催してほしい。
 - メンタルを維持できる内容の企画があったら参加したくなった。
-
- 情報銀行には期待しておりますので、いろんな企画をしてほしいと思います。
 - また新しいプロジェクトを期待しています。
 - 今後も情報の配信と参加型の企画をたくさんやってほしいと思います。

1. 事業の全体像

実施者	株式会社JTB、株式会社パソナJOB HUB、一般社団法人離島百貨店、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社
対象分野	b.観光、d.人材・教育、e.地域
実施地域	島根県隠岐諸島(海士町)他
事業概要	<p>【離島地域における人材マッチング事業(離島×旅×複業推進プロジェクト)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 本事業では、「離島における雇用」に着目し、情報信託機能を活用した雇用マッチングにより、離島が抱える構造的な雇用環境を改善する仕組み、サービスを検討、構築し、情報信託機能の社会実装を目指します ➤ 仕組みとしては、離島の雇用の受け皿提供者(事業者)と労働力の提供者(利用者)の間に存在する情報の非対称性を情報信託機能により解消し、より満足度の高いマッチングの実現に向け、検証を実施します ➤ また、ビジネス化に向け、課金モデル、事業の展開、拡大方法等の検討を実施します

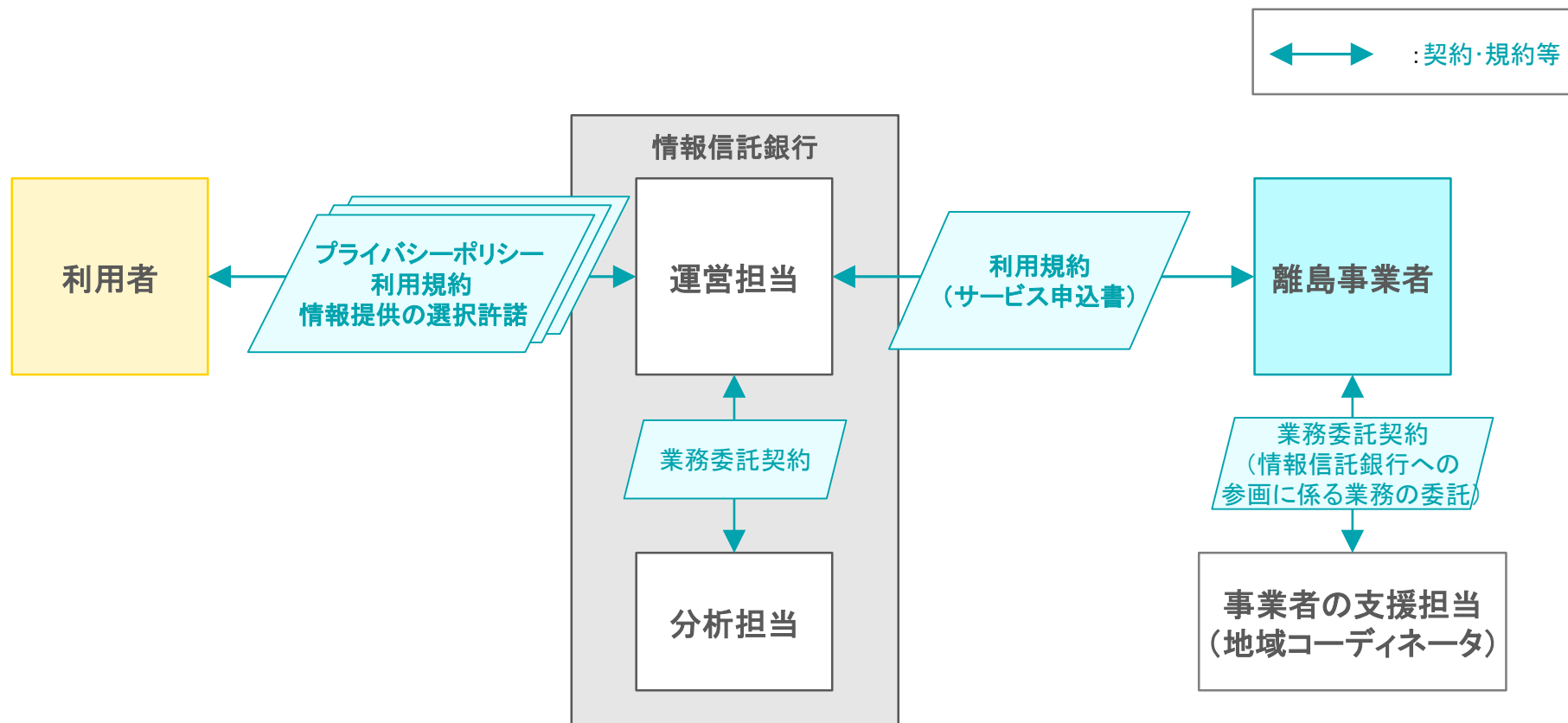
【全体概要図】

- 情報信託機能を活用し、利用者、事業者それぞれの属性情報や、雇用に関する事項の他、人物像に対する要望も含め、様々なニーズに応じたマッチングにより両者の満足度向上を図ります。
- また、労働提供者は様々な層から広く募集するとともに、観光、旅行関係者等と連携し多様な雇用ニーズに対応する受け皿を提供することで、自動マッチングの仕組みを活かした規模の拡大を目指します。



【契約等の関係者間ルールの内容】

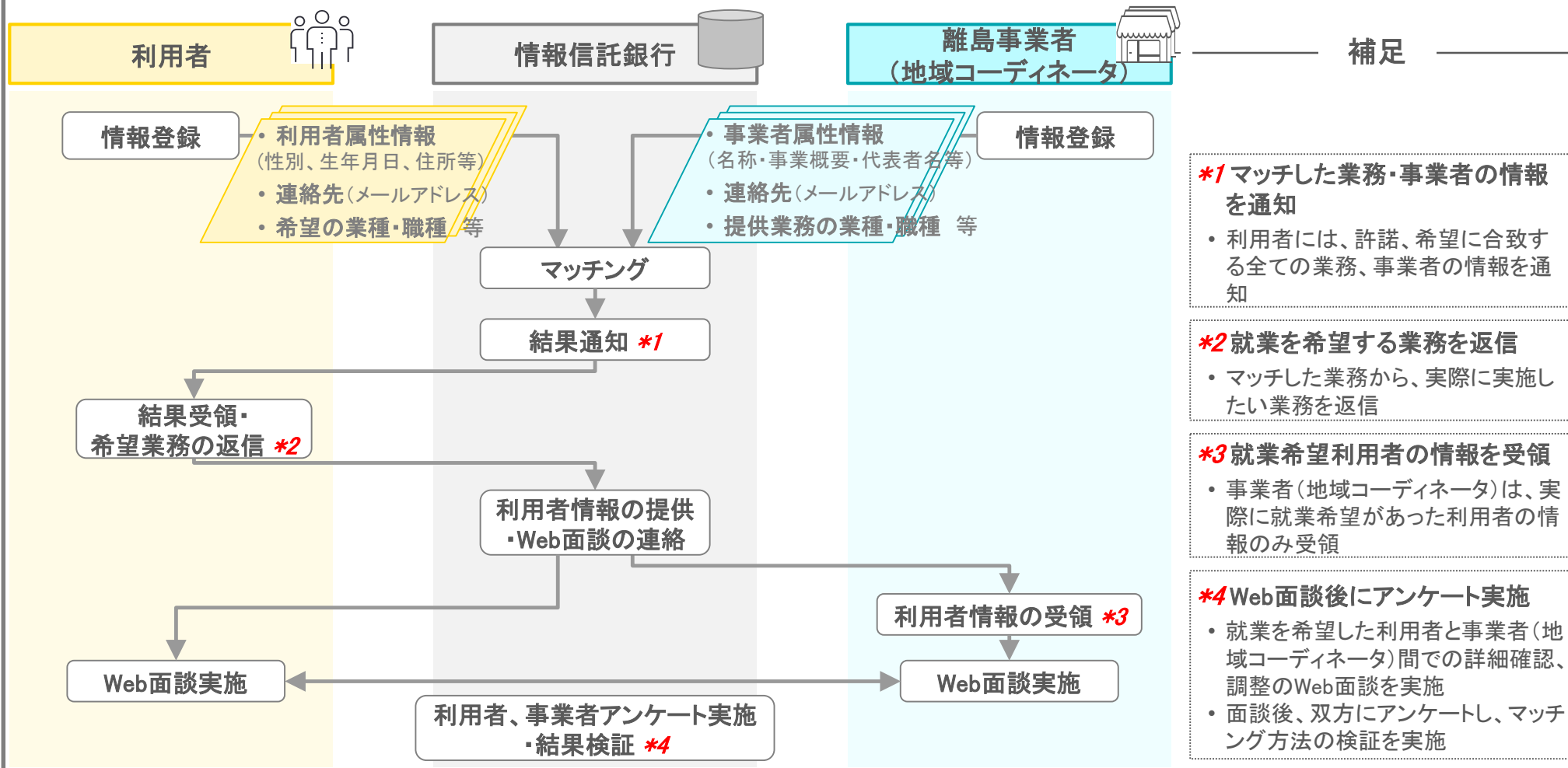
- 利用者、事業者は情報信託銀行のサービス利用規約に同意のうえ、情報を登録し、サービスを利用します。
- 地域コーディネータは、離島事業者との間で業務委託契約を締結し、利用者情報を取り扱い、業務の支援を実施します。



2. データの流通・受け渡し方法(1/2)

【データの流通(提供元・情報銀行・提供先)、流通するデータの詳細に関する概要図】

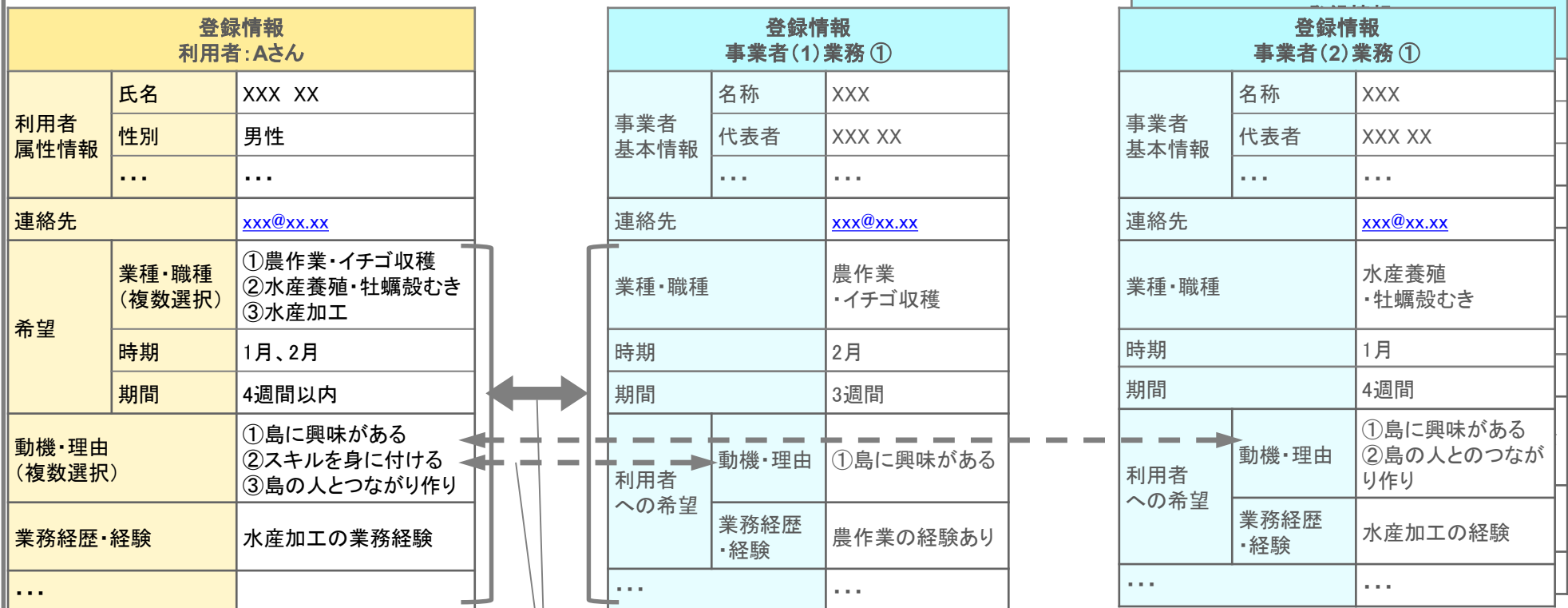
- 本事業では、マッチング結果をまず利用者へ通知し、就業希望を確認します。
- 希望があった利用者の情報を該当事業者(地域コーディネータ)へ提供し、Web面談を実施します
- Web面談後、両者にアンケートを実施し、マッチングシステム、モデルを検証します。



2. データの流通・受け渡し方法(2/2)

※【参考】マッチング(スコアリングによるレベル設定)のイメージ

- 利用者、事業者の登録情報の一致状況を、Web面談後のアンケート結果と比較検証し、マッチング満足度に起因するキー項目を確認する他、地域コーディネータの経験に基づく仮説の検証、マッチングモデルへの反映も検討します。



- 登録情報における各項目の一致状況と、Web面談後のアンケート結果との比較検証により、マッチング結果の満足度に起因するキー項目を確認
- その他、「就業者の定着率は、動機・理由と関連する」等、地域コーディネータの経験に基づく評価項目、基準を仮説として登録項目に設定し、Web面談結果から検証し、マッチングへの反映を検討

3. 実施体制・それぞれの実施内容 (1/3)

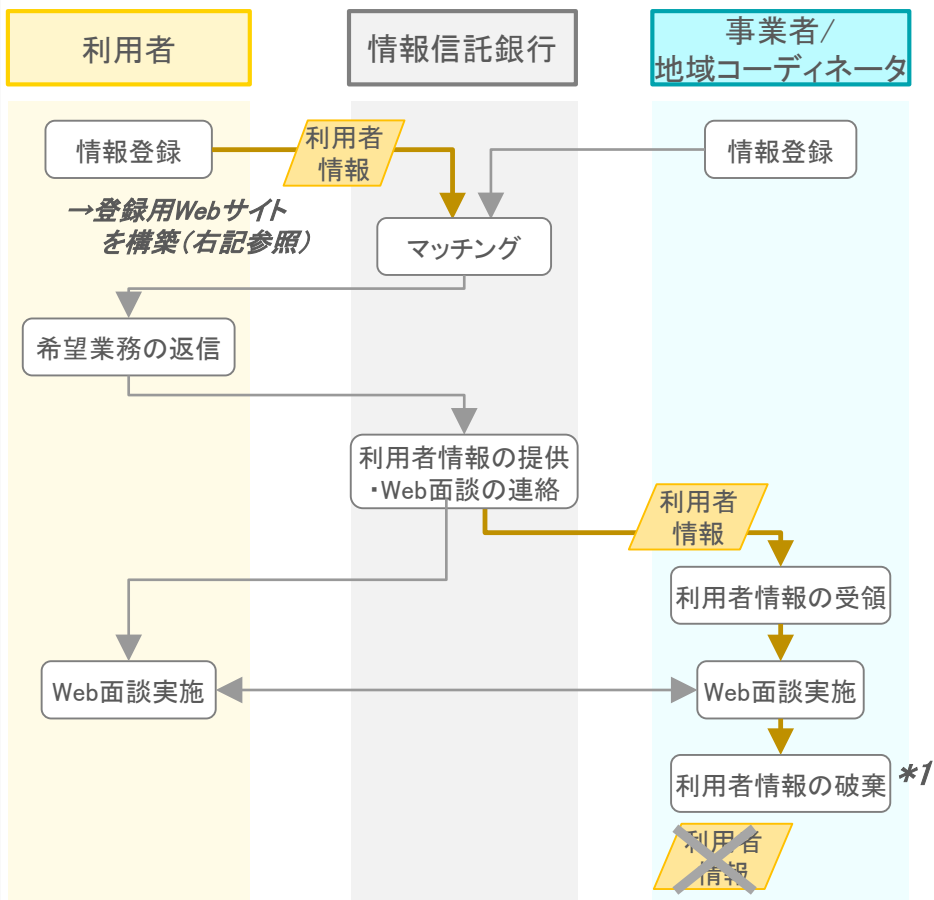
分類	主体名(個社名)、実施内容(取得データ、提供データを含む)・役割
個人(利用者)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用者は、離島での就業を希望又は、離島に関心、興味を持つ個人 ■ 提供データ(利用者が情報銀行に提供するデータ) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用者は、情報銀行に本サービス登録時に属性情報や業務の希望、志望理由を登録(提供) <ul style="list-style-type: none"> - 本サービス登録時に提供する情報: <ul style="list-style-type: none"> 連絡先(メールアドレス)、ニックネーム、性別、年代、職業、希望業種・職種、希望期間・時期、志望理由
情報銀行	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報銀行は、株式会社JTbと株式会社パソナJOB HUBが主体となり運営 ■ 実施内容・役割 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報銀行は、離島事業者の情報を本サービスへの登録を検討する利用者へ提供 ✓ 情報銀行は、利用者、離島事業者がそれぞれサービス登録時に登録した情報をマッチング(利用者の属性、業務の希望、志望理由の情報と、離島事業者の業務、利用者に対する希望の情報をマッチング) ✓ 利用者にマッチした業務とその情報を通知し、離島事業者(地域コーディネータ)との面談、離島での就業意向を確認 ✓ 面談、就業意向があった利用者の情報を事業者(地域コーディネータ)へ提供 ■ 提供データ(情報銀行が利用者、離島事業者へ提供するデータ) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報銀行は、利用者から取得した情報を離島事業者(地域コーディネータ)へ、離島事業者から取得した情報を利用者へ提供
情報提供元	<ul style="list-style-type: none"> ■ なし
提供先第三者*1 (離島事業者 (地域コーディネータ))	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 提供先第三者は、情報銀行が登録情報をもとに利用者と離島事業者(業務)のマッチングを実施した結果、利用者にマッチした業務を提供する離島事業者 ✓ 今回対象の離島は、島根県海士町(隠岐諸島)、新潟県粟島浦村(粟島)、長崎県壱岐市(壱岐島)の3自治体 ✓ 対象事業者は、宿泊、宿泊関連、飲食、小売(土産物販売)、観光案内、観光施設運営、水産加工、漁業等の業務を提供する全15事業者のうち、実際に利用者にマッチした業務を提供する事業者に情報が提供される。 ■ 実施内容・役割 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 提供先第三者(離島事業者(地域コーディネータ))は、情報銀行が利用者へマッチした業務とその提供事業者の情報を通知し利用者から面談、就業意向があった場合にその利用者の情報を情報銀行から取得 ✓ 情報銀行から取得した情報をもとに、希望利用者と面談し、就業の具体的調整を実施 ■ 取得データ <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報銀行から、マッチした利用者の情報を取得 <ul style="list-style-type: none"> - 利用者の連絡先(メールアドレス)、ニックネーム、性別、年代、職業、希望業種・職種、希望期間・時期、志望理由

4. ユーザーインターフェース(利用者のコントロールラビリティ確保のための工夫)

【概要図】

- 利用者の登録情報は、マッチングに利用後、利用者がWeb面談を希望した際に事業者へ提供、サービス終了後は事業者
に提供された情報は破棄することとします。

利用者情報の流れ



*1 利用者の離島就業が決まる等、以降も事業者(地域コーディネータ)と利用者のやり取りが継続する場合、情報の取り扱いは別途2者間で合意するものとする。

ユーザーインターフェース(利用者登録Webサイト)

【トップページ】

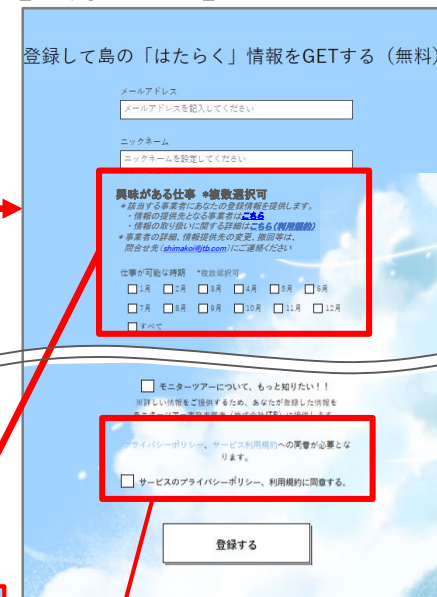


情報の第三者提供先はカテゴリ単位で選択可能

興味がある仕事 *複数選択可

- * 該当する事業者にあなたの登録情報を提供します。
 - ・ 情報の提供先となる事業者は [こちら](#)
 - ・ 情報の取り扱いに関する詳細は [こちら\(利用規約\)](#)
 - * 事業者の詳細、情報提供先の変更、撤回等は、問合せ先 (shimako@itb.com) にご連絡ください
- | | | | |
|-----------------------------------|---|-----------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 農業 | <input type="checkbox"/> 漁業・養殖 | <input type="checkbox"/> 林業 | <input type="checkbox"/> 水産加工 |
| <input type="checkbox"/> 酒造 | <input type="checkbox"/> 観光案内・関連事務 | <input type="checkbox"/> 宿泊 | |
| <input type="checkbox"/> 宿泊関連 | <input type="checkbox"/> 観光・レジャー施設(運営・管理) | | |
| <input type="checkbox"/> 小売店接客・販売 | <input type="checkbox"/> 小売店事務(接客・販売以外) | | |
| <input type="checkbox"/> 飲食店接客・販売 | <input type="checkbox"/> 飲食店事務(接客・販売以外) | | |
- すべて

【登録ページ】



サービスのプライバシーポリシー、利用規約の掲載、同意取得(同意すると登録可能)

情報の第三者提供先の個別事業者名は「こちら」を選択し、別ウィンドウで表示
事業者単位の提供拒否は問合せメールで対応

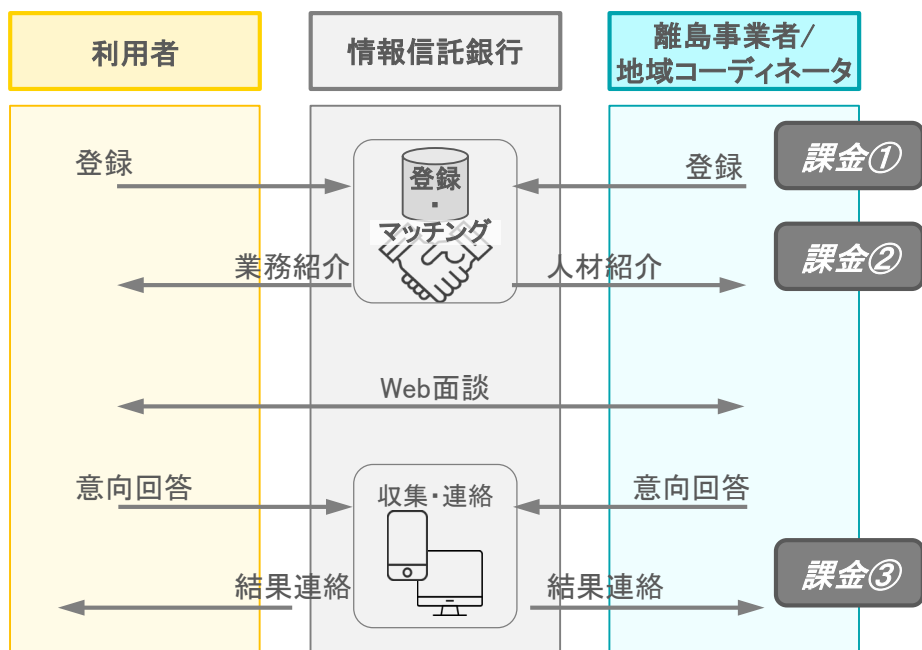
5. ビジネスモデル(イメージ)

ビジネスモデル の特徴

- ▶ 利用者には課金せず、離島事象者に課金
 - ▶ 課金方法は、登録料、利用料、マッチング成立料の3つ
- ※登録料、利用料の課金については課題があり、後頁「7.(2)【補足】2.登録・利用料に関する現状と対応策」に詳細を記載

【ビジネスモデル (イメージ)】

ビジネスモデル概要



課金方法

方針	課金方法	
	項目	内容
課金は離島事業者のみとし、利用者のサービス登録、利用は無償	課金①	事業者登録料 <ul style="list-style-type: none"> 事業者が初回サービス登録時に課金(初期費用) 料金は固定
課金方法	課金②	事業者利用料 <ul style="list-style-type: none"> 事業者のサービス利用期間に課金 料金は、月額で人材紹介件数に応じて変動
	課金③	事業者マッチング成立料(成果報酬料) <ul style="list-style-type: none"> Web面談後、事業者、利用者双方の意向が合致した場合に事業者へ課金 成立1件あたり料金(固定)を課金

現状、登録・利用料の課金には課題があり対応策が必要
→詳細は後頁「7.(2)【補足】2.」参照

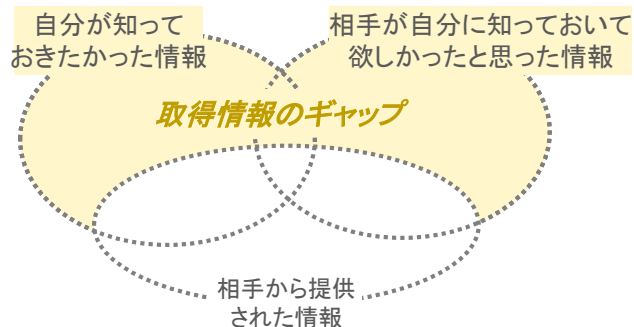
6. アンケート等を通じて得られた利用者の反応(情報信託機能の利用にあたってのメリットや課題等)

- エントリーからマッチング、面談までのプロセス、実施方法、提供情報等への意見、要望を確認し、今後のサービス改善に利用するため、利用者、事業者(地域コーディネータ)へそれぞれアンケートを実施しました。
- アンケートの回答では、事業者、利用者いずれも、面談やその後の調整を効率的に実施するため、より具体的な情報を事前に知っておきたいとの要望があり、今後の改善ポイントとなる想定です。

アンケートの実施概要

- 主に以下事項を確認し、改善策を検討
 - ・ マッチングプロセス、方法への要望
 - ・ 取得情報のギャップ(「知っておきたかった」、「相手に知っておいて欲しかった」情報)

【取得情報のギャップのイメージ】



目的

実施対象

実施方法

- ・ 面談を実施した利用者、事業者(地域コーディネータ)
※それぞれ個別にアンケートを実施

- ・ 面談実施後に利用者、地域コーディネータの双方にアンケートシートを送付し、実施

アンケート結果(主な質問への回答)

対象	質問項目	回答
事業者 (地域 コーディネータ)	事前に知っておきたかった / 利用者に知っておいて欲しかった情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面談、その後の調整を効率的にするため、利用者の就業意向の割合を知っておきたかった(①) ・ より具体的な調整を進めやすくするため、利用者には島の概要(観光レベル)を知っておいて欲しかった(②)
	プロセス、マッチング方法等の指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な業務、スケジュールの調整を効率化するため、利用者ごとに業務の組合せアレンジをせず、予め業務パッケージを作成し、利用者に当てはめる方法への変更が必要(③)
	本事業、サービスへの意見、感想	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自に就業希望者を募集した場合と比較し、離島に興味があり就業意欲の高い希望者をより多く募集でき、効率的だった
利用者	事前に知っておきたかった / 利用者に知っておいて欲しかった情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面談、その後の調整を効率的にするため、事業者(地域コーディネータ)の経歴や役割、島の基本的な情報を知っておきたかった(④) ・ 離島就業への不安の払しょく、疑問点の解消、過去事例、経験者の感想、離島での居住環境等の情報を知っておきたかった(⑤)
	本事業、サービスへの意見、感想	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離島への長期滞在、期間労働には興味があったもののアプローチ方法が分からなかったが、本サービスで、自分の関心がある仕事へのきっかけができた

6. アンケート等を通じて得られた利用者の反応（情報信託機能の利用にあたってのメリットや課題等）

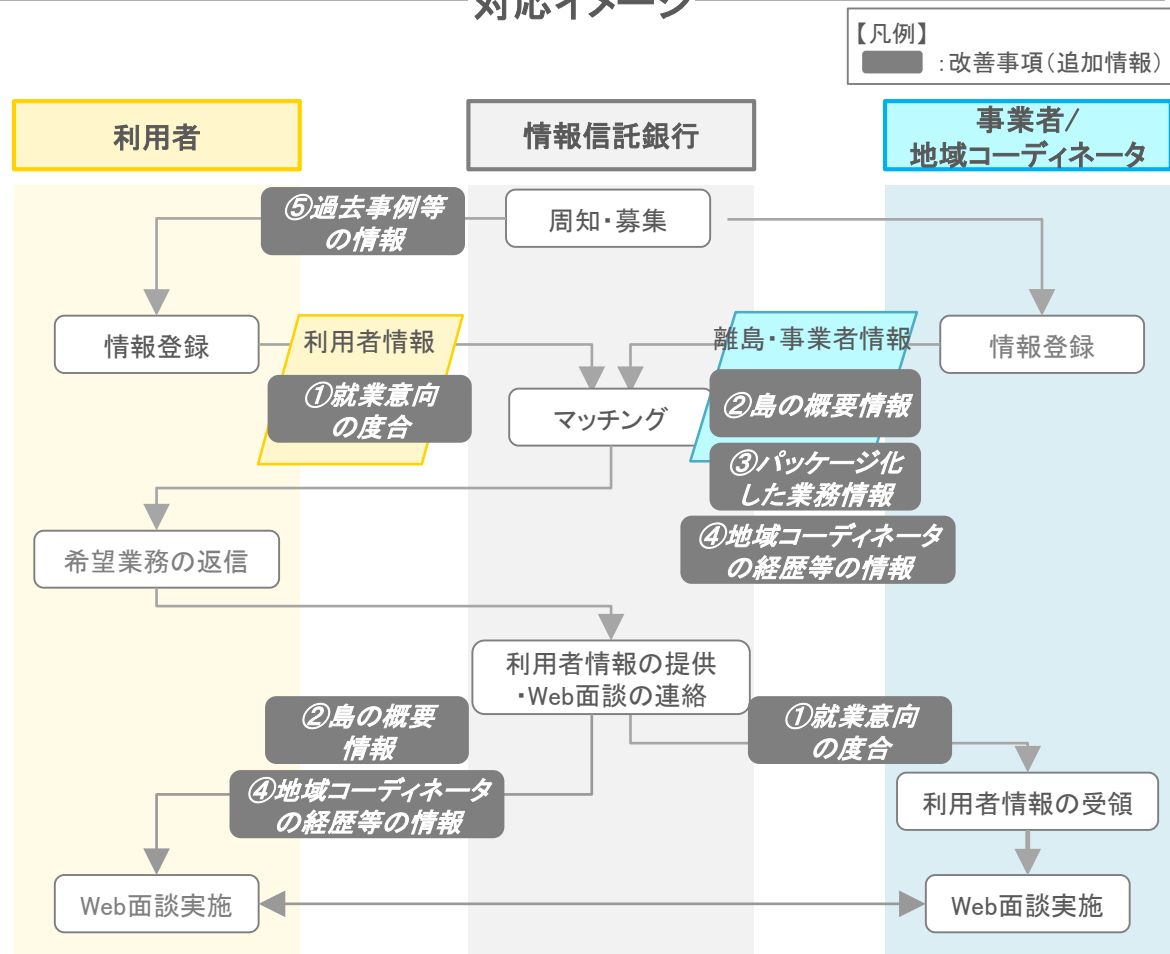
【補足】 課題への対応案

- 事業者、利用者のアンケート結果から把握した追加要望があった情報等を改善ポイントとして、マッチングプロセスへ反映し、利用者、事業者がより利用しやすく、効率的にマッチングが実施できる仕組みへと対応します。

事業者・利用者アンケート結果
からの改善ポイント

前頁 番号	アンケート結果からの改善ポイント
①	利用者の就業意向の度合を把握し、離島事業者（地域コーディネータ）へ提供
②	利用者への島の概要（観光レベル）情報の周知（島の概要情報をチラシ1枚程度にまとめ提供）
③	提供業務をパッケージ化し、利用者へ提示 ※パッケージ化は離島事業者（地域コーディネータ）が実施
④	離島事業者（地域コーディネータ）の経歴、役割等の情報を把握し、利用者へ提供
⑤	過去の離島就業者の事例、経験者の感想等の情報を把握し、利用者へ提供

対応イメージ



7. 実装に向けた課題と対応策

(1) 認定指針v.2.0に関する課題と対応策

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針)
<p>【認定基準、事業者の適格性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 離島事業者(情報の第三者提供先)への管理体制の要求 ● 本事業における情報の第三者提供先である離島事業者は、個人事業主等、小規模事業者が多数を占め、認定指針v.2.0で求められる以下事項への対応が難しい <ul style="list-style-type: none"> - 「情報提供先にも、情報銀行と同様、認定基準に準じた扱い(セキュリティ基準、ガバナンス体制、事業内容等(Pマークの取得、ISMS認証の取得等))を求めること」 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要な情報のみ提供 <ul style="list-style-type: none"> ● 離島事業者には、サービス提供、事業実施に必要なタイミングで最低限必要な情報のみ提供し、利用後は破棄(マッチした離島事業者にのみ情報提供し、Web面談後に破棄) ■ 契約による担保 <ul style="list-style-type: none"> ● 情報銀行と事業者間の契約で上記事項を担保 ● 更に、情報の取扱いは個人情報保護法と関連法令、ガイドライン(※)に従うことを担保(事業者が業務委託する地域コーディネータも同様) <p>※関連法令:個人情報保護法が参照する法令 ガイドライン:「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」が該当</p> ■ 次年度以降の対応 <ul style="list-style-type: none"> ● 認定指針v.2.0の以下記載に従い、事業者が第三者提供情報を保持せず、閲覧のみ可能な仕組みを情報銀行側に構築し、提供 <ul style="list-style-type: none"> - 「情報銀行は、提供先がPマークまたはISMS認証を取得していない場合であっても、 <ul style="list-style-type: none"> ・情報は情報銀行が管理し、提供先は決められた方法で、必要な情報の閲覧のみができることとする」 <p>→概要は後頁「7.(1)【補足】次年度以降の離島事業者における情報セキュリティ確保の対策」を参照</p>

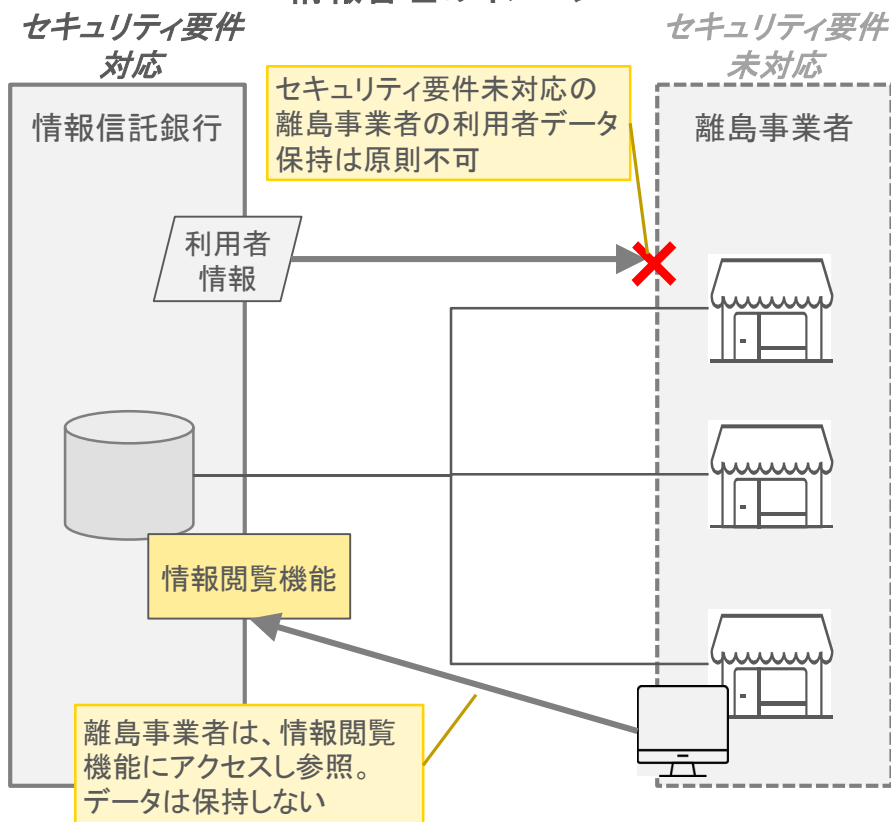
7. 実装に向けた課題と対応策

(1) 認定指針v.2.0に関する課題と対応策

【補足】次年度以降の離島事業者における情報セキュリティ確保の対策

- 本事業の拡大のためには、参画する離島事業者の増加が不可欠ですが、小規模企業も多く、認定指針v.2.0で定める利用者情報の第三者提供先に求められるPマークやISMS認証の取得といった要件を満たすことは困難です。
- そこで、要件を満たす情報信託銀行側に、離島事業者が必要な時必要な範囲で利用者情報を閲覧可能な機能を設け、離島事業者が情報を保持しない仕組みの実現を検討しています。

情報管理のイメージ



データ管理の前提・現状課題と対応方針

前提	<ul style="list-style-type: none"> • 本事業の拡大には、利用者の様々な就業ニーズに対応するため、参画する離島事業者を増加し、様々な業務を提供可能とすることが不可欠
現状課題	<ul style="list-style-type: none"> • 離島事業者の多くは小規模企業であり、情報銀行の認定指針v.2.0で定めるPマーク、ISMS認証の取得といった要件への対応は、コスト、作業負担を伴い困難
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> • 情報信託銀行に利用者情報の閲覧機能を拡充 →離島事業者は情報を保持しない ※認定指針v.2.0に記載の第三者提供先がPマーク、ISMS認証を取得していない場合の対応に準ずる • 必要な時、必要な範囲で情報の参照が可能
	<p>➔ 離島事業者はデータの管理を情報信託銀行に一任し、最低限のセキュリティ対応で本事業への参画、サービス利用が可能</p>

7. 実装に向けた課題と対応策

(2) 情報信託機能を含むビジネスモデルに関する課題と対応策(情報への対価の考え方、整理すべき論点含む)

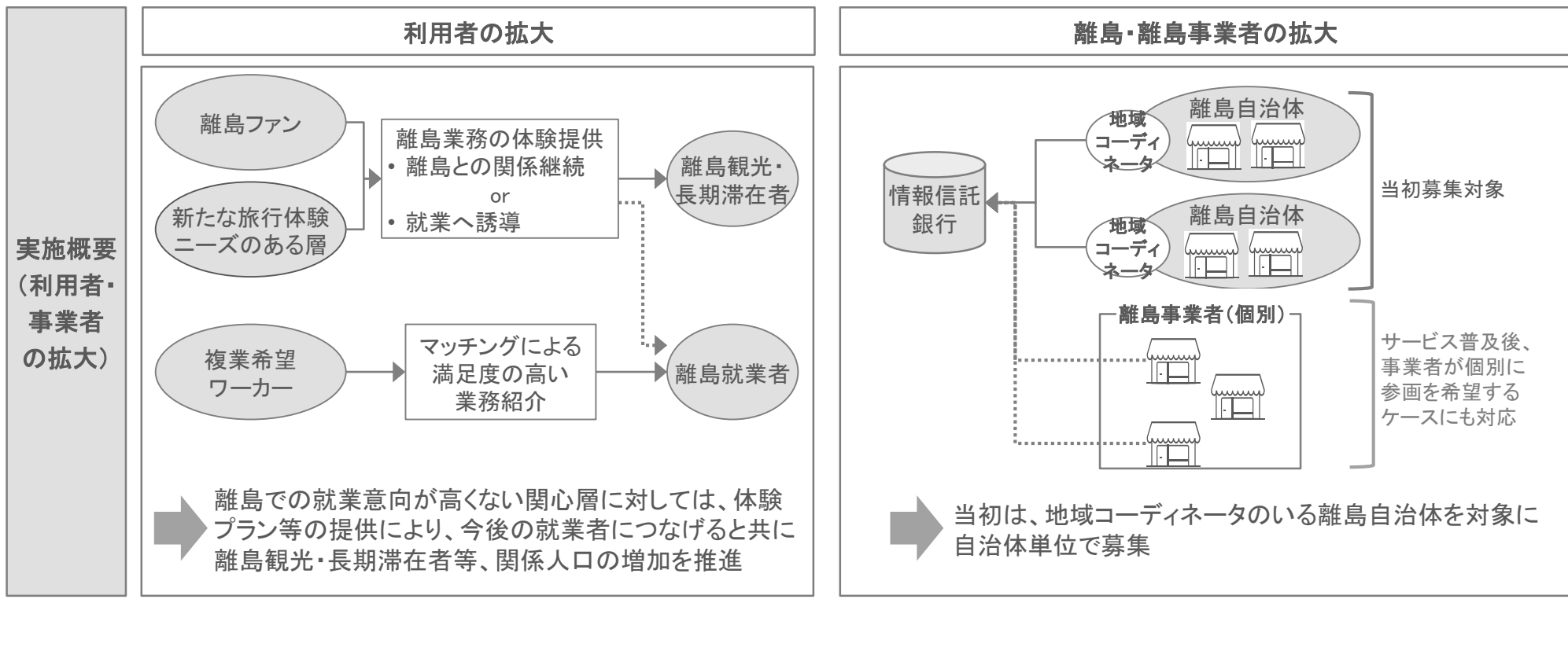
課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
1. 利用者、事業者数の増大	<ul style="list-style-type: none"> ●ビジネスモデル実現のため、利用者、事業者それぞれ増大に向けた方針を検討 →後頁「7.(2)【補足】1.利用者、事業者数の増大に向けたアプローチの方針」を参照
2. 現状、登録・利用料の課金(現状の提供メリットのレベルでは課金は困難)	<ul style="list-style-type: none"> ●登録・利用料の課金可能とする事業者メリットの向上策を検討 →後頁「7.(2)【補足】2.登録・利用料に関する現状と対応」を参照
3. ビジネスモデルの実現性、継続性の検証	<ul style="list-style-type: none"> ●次年度以降、以下ポイントでの検証を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者、離島事業者のニーズの有無、継続性 ・離島事業者への課金の実現性、継続性 ・サービス運営コストと収入、利益確保に必要な顧客ボリューム 等 ●特に、事業者のサービス利用前後の収支変化を検証し、設定料金を検討 →事業者における人手不足に起因する売上機会喪失による逸失利益(サービス利用で期待される利益)と、サービス利用に係る費用を比較検証

7. 実装に向けた課題と対応策

(2) 情報信託機能を含むビジネスモデルに関する課題と対応策(情報への対価の考え方、整理すべき論点含む)

【補足】 1. 利用者、事業者数の増大に向けたアプローチの方針

- 利用者の拡大については、就業意向に応じたサービスを提供し離島就業者や離島観光・長期滞在者といった関係人口の増加を推進します。
- 離島事業者の拡大については、まずは地域コーディネータのいる自治体単位に募集アプローチし、サービス普及と共に、個別の事業者への募集も追加する想定です。



7. 実装に向けた課題と対応策

(2) 情報信託機能を含むビジネスモデルに関する課題と対応策(情報への対価の考え方、整理すべき論点含む)

【補足】 2. 登録・利用料に関する現状と対応策

- サービス普及前の現状、情報銀行の蓄積データや実績が少なく、事業者への十分な登録、利用メリットの提供は困難で、利用者の課金に対する反応は芳しくない可能性が高いです。
- そこで、情報銀行の特性を活かし、事業者へ情報を提供する新たなメリットを追加することで、課金しても登録、利用されるサービスとします。

現状

概要

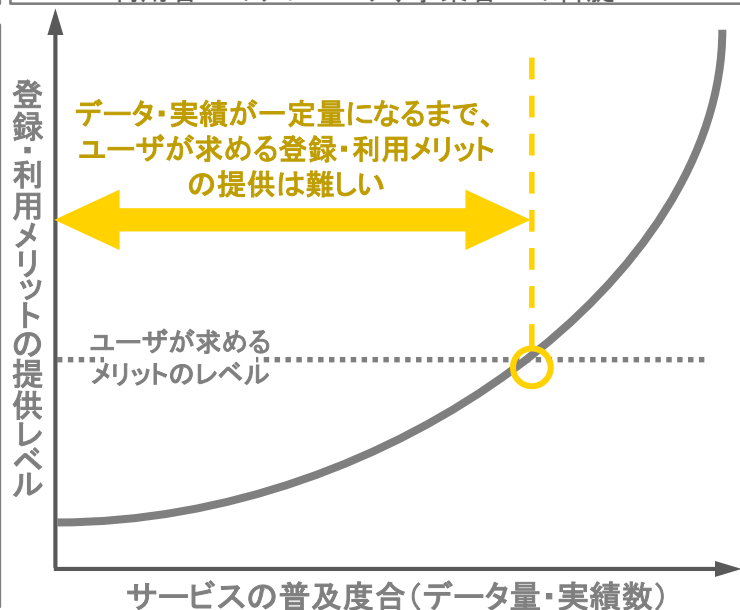
■ 事業者がサービス登録、利用に求める十分なメリットの提供が困難

- ・ サービスの普及前では、情報銀行に蓄積される収集データ、マッチング実績が少ないため、事業者が求めるサービス登録、利用のメリット提供は難しい

※事業者が求めるメリット:

事業者の希望にあった、就業マッチング確度の高い利用者へのアプローチ、事業者への斡旋

イメージ

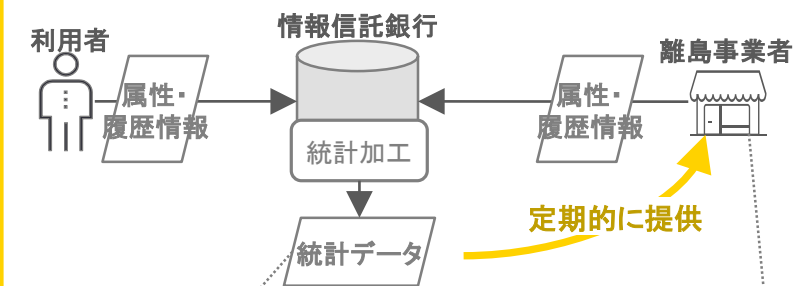


対応策

■ 事業者に、情報銀行が蓄積する利用者・事業者のデータ、マッチングの実績・履歴情報を統計データとして提供
 ※利用者には、本サービスでの情報利用について利用規約に記載し、サービス登録時に同意を取得

- ・ 情報銀行全体での履歴等の統計加工データをもとに、就業者募集要件の改善や、採用判断の参考に利用

【ユースケースイメージ】



既存のメリットに
 新たなメリットを追加
 課金しても登録、利用
 されるサービスに

既存メリット

確度の高い利用者
 へのアプローチ、
 事業者への斡旋



新規メリット

情報銀行の特性を
 活かした
 事業者への情報提供
 →右記参照

<例: 傾向データ>

- ・ 志望理由:
『人とつながりを作る』
= 定着率、リピート率高い傾向

・ 定着率の高い人材確保のため
『人とつながりを作りたい』人を
募集する施策検討

・ 採用判断に志望理由を入れ、
より定着・リピート率が高い人を選
択できるように改善

(3) 要配慮個人情報の取扱いに関する課題と対応策・工夫等(専門家からのアドバイスを踏まえた対策含む)

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
※対象外 (本実証事業では要配慮個人情報の取扱いは無し)	

(4) その他の課題と対応策(テーマ固有に設定した課題を含む)

課題(または留意点)	対応策(または対応案や方針等)
<p>1. 生活者が情報銀行に情報を預けるための心理的なハードルを下げるための工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業では、利用者(生活者)が情報銀行に情報を預ける心理的なハードルとは、以下2点によるものと考え、取組みを実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 情報提供の対価として、サービスの利用メリットが不十分 ② 情報が勝手に使われることへの懸念、抵抗感 ● 対応として、以下を実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 「他のサービスでは提供されていない利用者のニーズに合った離島の雇用情報の提供」といった、情報提供の対価として利用者が十分メリットを感じられるサービスを提供 ② -1 サービス登録時の入力情報を必要最低限に絞る ② -2 登録情報の利用方法、連携先の説明を、利用規約以外に、表示メッセージ(登録用Webサイト)として端的に記載
<p>2. 利用者の同意に係る負担を軽減し、同意の実効性を高めるための工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の同意を取得するタイミングを登録時1回に絞り、複数回の繰り返し取得による心理的負担の増加を回避 ● 利用者に同意取得内容が分かり易く伝わるよう、各情報の登録時に、当該情報の利用方法、提供先等を端的に記載 <ul style="list-style-type: none"> ※特に、第三者提供先の選択、許諾については、提供先となる事業者を業種・職種単位でまとめ「興味のある仕事」として選択する形にし、大量の情報からの選択の煩雑さと分かりにくさを回避 (選択した「仕事」に属する事業者に情報を第三者提供する旨を明記し、また、各「仕事」に属する事業者名は、選択肢の上部に掲載したリンクの遷移先ページで一覧表示) →「4. ユーザーインターフェース」を参照